

「日本再生戦略」について

（平成 24 年 7 月 31 日）
閣 議 決 定

「日本再生戦略」を別紙のとおり定める。

日本再生戦略

～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～

平成24年 7月31日

目 次

I. 総論

1. 「フロンティア国家」として	1
2. フロンティアを拓き「共創の国」づくりを	2
3. 「日本再生戦略」の基本方針	3
4. 「日本再生戦略」の実行に当たって	4
5. 「日本再生戦略」と予算編成の関係	5

II. 震災・原発事故からの復活

1. 東日本大震災からの復興	
(1) 総力を挙げた早期復興と絆の強化	6
(2) 原発廃止措置・賠償への集中的な対応	6
(3) 被災地の復興を日本再生の先駆例へ	7
(4) 防災・減災の取組強化	7
2. エネルギー・環境政策の再設計	
(1) 原発からグリーンへ	8
(2) 石油危機の経験と教訓	9
(3) 家庭が主役に ～需要と供給の両輪による変革～	9
(4) 縦軸から横軸へ	10
(5) 政府の役割	10

III. デフレ脱却と中長期的な経済財政運営

1. デフレ脱却の道筋	
(1) デフレの背景	12
(2) デフレ脱却に向けた政策の基本方向	12
2. デフレ脱却と経済活性化に向けて重視すべき政策分野	
(1) モノを動かす	13
(2) 人を動かす	14
(3) お金を動かす	15
3. 中長期の経済財政運営 —経済成長と財政健全化の両立—	

IV. 日本再生のための具体策

1. 政策実行の枠組み	
(1) 政策対象の明確化による施策のメリハリある実施～日本再生の4大プロジェクトの優先実施～	
①グリーン—革新的エネルギー・環境社会の実現プロジェクト—	18
②ライフ—世界最高水準の医療・福祉の実現プロジェクト—	19
③農林漁業—6次産業化する農林漁業が支える地域活力倍増プロジェクト—	20
④担い手としての中小企業 —ちいさな企業に光を当てた地域の核となる中小企業活力倍増プロジェクト—	20
(2) 政策実行手段の確保	
①行政刷新の取組との連携や予算の重点化等	21
②総合特区の活用	21
③金融機能の強化による支援	22

2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11の成長戦略と38の重点施策～	
(1) 更なる成長力強化のための取組	22
①環境の変化に対応した新産業・新市場の創出	24
[グリーン成長戦略]	25
[ライフ成長戦略]	29
[科学技術イノベーション・情報通信戦略]	32
[中小企業戦略]	34
②食と農林漁業の再生	36
[農林漁業再生戦略]	37
③新たな資金循環による金融資本市場の活性化	39
[金融戦略]	40
④観光振興	43
[観光立国戦略]	44
⑤経済連携の推進と世界の成長力の取り込み	46
[アジア太平洋経済戦略]	47
(2) 分厚い中間層の復活	50
①すべての人々のための社会・生活基盤の構築	51
[生活・雇用戦略]	52
②我が国経済社会を支える人材の育成	54
[人材育成戦略]	55
③持続可能で活力ある国土・地域の形成	58
[国土・地域活力戦略]	59
(3) 世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化	63

V. 戦略の継続的な実効性の確保～本格的なPDCAサイクルによる戦略実現～

1. 改革工程表の策定	66
2. 本格的なPDCAサイクルの確立	66

(別表) 日本再生に向けた改革工程表	68
--------------------	----

I. 総論

1. 「フロンティア国家」として

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故を超克して、新しい日本社会を作り、誰もが「夢と誇りを持てる国」を実現すること。これが東日本大震災と原発事故を経験した私たちに課せられた責務である。そのためには、東日本大震災以前の私たちの社会の在り方、価値観、こうしたものを一から見直す必要がある。

平成22年（2010年）6月に閣議決定した「新成長戦略」は、過去の成功体験にとられることなく、「失われた20年」の背景を正確に認識し、強い自覚と反省の上に立って新たな歩みを始めるとの認識に基づいて策定され、始動したものであった。しかし、それから9か月後、私たちは「3.11」に遭遇し、新たな試練に直面した。この新たな状況に対応し、「新成長戦略」を再編・強化し、その取組を被災地の復興につなげることにより、東日本大震災以前よりも魅力的で活力にあふれる国家として再生するために、これから私たちが進むべき方向性を指し示したものが、この「日本再生戦略」である。

日本が世界の中で突出する経済力を誇り、アジアで唯一の先進国という地位が保障された時代はとうの昔に終わっている。今や日本は世界に先駆けて超高齢社会に突入し、未曾有の災害に遭遇し、さらには原発事故によって深刻なエネルギー制約にも直面している。

私たちは世界に先駆けて様々な困難に直面しており、この困難を乗り越えることで、日本は世界に先例を示すことのできる「フロンティア国家」という新たな立場に立っている。

直面する幾多の困難を、むしろ日本にとってのフロンティアとして捉え、勇気を持って切り拓いていくことで世界に範を示す社会を築いていくことが「日本再生戦略」の目指す目標である。

私たちが直面するフロンティアは、過去に誰も切り拓いたことのない未知の領域である。その開拓には様々な苦難が伴う。しかし、それを乗り越えることが「フロンティア国家」たる日本の責務である。

私たちの先人は、これまでも幾多の困難を乗り越えてきた。その際、我が国は異質な存在や新たな知識に「開かれた心」をもって「交流」し、様々な能力を組み合わせ「混合」し、無駄なものを削ぎ落としながら「変容」させ、「わび、さび」に象徴される「引き算の文化」のような日本独自の新たな価値を生み出してきたのである。フロンティアを切り拓くに当たっても「温故知新」の姿勢に立ち、私たち自身の中に秘められている日本らしい力を再発見し、活用していくことが重要である。

私たちは「フロンティア国家」としての自覚を持って「日本再生戦略」を実行し、世界に先駆けて新しい経済や社会の姿を日本において実現することを目指していく。

2. フロンティアを拓き「共創の国」づくりを

フロンティアを切り拓き、新たな成長を目指すに当たっては、これまでのようなGDPの増大という「量的成長」のみではなく、「質的成長」も重視する「経済成長のパラダイム転換」を実現していく。

振り返ってみれば、20世紀後半の日本はGDP（国内総生産）を基準に豊かさを追い求め、1960年代後半に西ドイツ（当時）を抜いて世界第2位となった。しかし、2010年には中国に抜かれて第3位に後退した。また、GDPの増大が必ずしも人々の幸福度の向上にはつながってこなかったという指摘も聞かれる。さらに、昨年の東日本大震災は、国民全体が「何が幸せか」を問い直す契機となった。

それでは「質的成長」という場合に問われるべき「質」とは何か。例えば本年6月、国際連合が「包括的な豊かさに関する報告書」を発表した。この報告書では、物的資本（機械、建物、インフラ等）、人的資本（人口、教育、技能等）、自然資本（土地、森、化石燃料、鉱物等）から構成される資産の規模を評価しているが、日本は米国に次ぐ第2位であり、1人当たりの規模では米国を上回ってトップである。こうした指標も一つの参考となるだろう。

特に人的資本は、本来経済的（貨幣）価値では表せない要素も含む。我が国はこれまで、勤勉で質が高く正に国の財たからである「人財」に恵まれてきた。すなわち、人的資本の本質は、教育や技能がどの程度備わっているかということばかりでなく、人々が社会や仕事に向き合うマインド（気持ち）にもかかっている。日本では古来、こうした経済的価値では表せない価値に重きを置いてきた。「縁きずな」や「絆」という言葉が日本人にとって特別な言葉であることは、そのことを物語っている。

こうしたものが満たされている状況が生まれるような成長が「質的成長」である。GDPに示されるような豊かさも追求しつつ、それにとどまらない、私たちが重視する今後の新しい経済成長の在り方である。社会全体の幅広い人々が恩恵を享受できるような「インクルーシブな成長」でなくてはならない。このような考え方の下、「フロンティア国家」として直面する数々の課題に対して、その解決策を見出すためには、社会の多様な主体が、現在使っているあるいは眠らせている能力や資源を最大限に発揮し、創造的結合によって新たな価値を「共に創る」ことが必要である。それが「共創の国」の姿である。

「共創の国」は、すべての人に「居場所」と「出番」があり、全員参加、生涯現役で、各々が「新しい公共」の担い手となる社会である。そして、分厚い中間層が復活した社会である。そこでは、一人一人が、生きていく上で必要な生活基盤が持続的に保障される中で、活力あふれる日常生活を送ることができる。

働く世代に過度の負担をかけず、今まで以上に女性や若者、高齢者が、社会と仕事に向き合い、その能力と可能性を十分に発揮することができる。それは、自然人にとどまらず、企業や自治体、地域社会にも言えることであり、「共創の国」は地方分権・地域主権国家でもある。

また、「共創の国」は、地域の中で活動する中小企業が、その能力と可能性を最大限に発揮し、経済や新たなイノベーションを支える中心的な担い手となる社会でもある。

さらに、「共創の国」は、国際社会においてもその能力を発揮しなくてはならない。新しい国際的秩序・ルールづくりに参画し、国際貢献や、国際協力を進め、世界的な「人間の安全保障」の確立に向けて尽力するなど、より良い世界の構築を積極的にリードしていく国家である。

フロンティアを切り拓き、こうした「共創の国」を実現することが、私たちに求められていることである。私たちは「日本再生戦略」の実行を通じて、「共創の国」づくりを行っていく。

3. 「日本再生戦略」の基本方針

「新成長戦略」が目指したのは、旧来型の政策体系の転換である。公共事業への過度な依存、供給サイド偏重の考え方を是正し、新たな需要や雇用を創出することを企図した。

リーマン・ショックの影響が残る中で策定された「新成長戦略」がスタートして間もなく、欧州財政危機が表面化し、さらに東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に遭遇した。これらの新たな事態、状況変化の下で、直面する様々な課題をフロンティアとして切り拓くに当たっては、以下の方針で臨む。

第1に、「被災地の復興なくして日本の再生なし」、「福島再生なくして日本の再生なし」という強い決意の下、その過程において、日本再生戦略で掲げる各種施策を優先的、重点的に実行する。また、東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の廃炉に向けて、政府と東京電力が一体となって、全力で取り組んでいく。特に、燃料デブリ取出し等に新たな技術開発と多くの専門スタッフが必要であり、国家プロジェクトとして取り組むことでリソース（人材、資材、資金、技術等）を集中投下することが不可欠である。さらに、エネルギー・環境戦略は、エネルギー情勢を不断に検証しながら、原発依存度を可能な限り低減し、再生可能エネルギー・省エネを最大限拡大することを基本とし、現在、国民的議論を行っている。こうした脱原発依存を実現するために「原発からグリーンへ」のエネルギー構造転換を強力に進める「グリーン成長戦略」を最重要戦略として位置付ける。

第2に、国内外で今後需要の増加が見込まれるグリーン（エネルギー・環境）、ライフ（健康）、農林漁業（6次産業化）の3分野など、新たな成長を目指す重点分野について、日本経済を支える中小企業の活力を最大限活用しつつ、今後三年間の集中取組期間中に、この分野における規制等を見直すとともに、限られた政策財源を優先的に配分する。

第3に、望ましい経済成長である名目成長率3%程度、実質成長率2%程度（2020年度までの平均）を目指すためには、まずは長年のデフレから早期に脱却するとともに、急速な円高の進行への対応が必要不可欠である。そのため、政府

は、日本銀行と一体となって、緊密な連携の下、デフレの克服に全力で取り組むとともに、あらゆる政策手段を使って円高とデフレの悪循環を防ぐ。

第4に、政権交代以来取り組んでいる縦割り・前例踏襲・前年実績主義の弊害を打破するため、施策中心、横割り（横串）の予算編成を一層徹底する。

第5に、厳しい進捗管理とそれに基づく見直しを毎年実施する。政策の実施にとどまらず、その政策が目指す具体的成果を実現することを厳格に追求する。ちなみに本年5月には「日本再生戦略」を策定する前提として、「新成長戦略」のフォローアップを行った。その際には、政策の成果を過大評価したり、誇張する因習と決別し、あえて厳しい評価を行った。その結果、「新成長戦略」に盛り込まれた施策の98%は既に実行しているものの、目標とする具体的成果を出すためには、ボトルネックの解消が必要であることを明確にした。「日本再生戦略」では、ボトルネック解消のための具体的方策をまとめ、その実行を図ることとしている。

4. 「日本再生戦略」の実行に当たって

日本が直面している課題は多岐にわたる。バブル崩壊から続く経済低迷、長期化する円高・デフレ、少子高齢化に伴う人口・労働力減少、国内需要と投資機会の減少、歳出入不均衡と財政赤字の拡大、社会保障制度の持続可能性低下、相対的貧困の拡大と中間層の活力低下、国際競争力低下、交易条件と国際収支の悪化など、その影響は相互に輻輳している。

内外の変化への対応を目指す「日本再生戦略」の実行に際しては、諸課題の相互の影響を踏まえた上で、次に掲げる関係については特に留意が必要である。

まず第1に、社会保障制度との関係である。世界に先駆けて超高齢社会を迎える日本にとって、社会保障制度の持続可能性を高めることは喫緊の課題である。社会保障・税一体改革の着実な実施とともに、「日本再生戦略」によって成長を実現することが、収支面から社会保障制度の持続可能性を支えることになる。

第2に、財政との関係である。経済成長と財政健全化の両立は不可避の課題である。国及び地方の長期債務残高の対GDP比は196%（平成24年度末見込み）に及ぶとともに、予算の硬直化も著しい。「日本再生戦略」が成果を挙げることによって経済成長と財政健全化を両立することが、社会保障制度の持続可能性を高め、予算の弾力化にも資する。

第3に、グローバル経済の成長の取り込みとの関係である。人口減少に伴い、国内需要が低迷する日本にとって、内需拡大の努力だけでなく、外需を獲得することは至上命題である。そのためには、新興国を筆頭に世界各国の需要を取り込む通商関係を構築する必要がある。とりわけ、急成長するアジア圏の需要を日本に取り込むことが鍵となる。

第4に、新エネルギー政策と成長との関係である。近年の世界的な需要急増に伴って原燃料価格が高騰する中、日本経済は過去のオイルショック時の比ではない原燃料価格の大幅な上昇の影響を受けている。加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故にも遭遇し、当面はこれまで以上に化石燃料に頼らざるを得ず、原

燃料価格高騰、輸入増加に伴って価格競争力と交易条件が悪化し、企業収益・勤労者所得・雇用は圧迫され、貿易収支にも悪影響が及んでいる。

このため、「原発からグリーンへ」、脱原発依存を実現しつつ再生可能エネルギーなどの「グリーン成長戦略」を最重要戦略として掲げる「日本再生戦略」にあって、成長の実現とエネルギーミックスの整合性は常に意識しなくてはならない。一般的に経済成長率が高まるほど電力需要が増加することから、新エネルギー開発の加速と電力需要サイドの対策を効果的に行う必要がある。

第5に、あらゆる成長の実現に不可欠な人材育成や基盤インフラ等との関係である。イノベーションは新製品・新技術の開発などにとどまらない。従来の考え方にとらわれない自由で新しい発想や創意工夫により、予想もできなかった発展や成長を実現することである。そのための人材育成や、そうした成長を誘発する情報通信技術、金融などの基盤インフラ整備、研究開発支援・規制改革など、政策面の協力が重要である。

5. 「日本再生戦略」と予算編成との関係

今後の予算編成過程においては、以下のような取組を通じ、「日本再生戦略」の着実な実行につながる予算編成を行う。

- ①東日本大震災からの復興、福島再生を最重要かつ最優先課題として、引き続き全力で対応する。
- ②グリーン（エネルギー・環境）、ライフ（健康）、農林漁業（6次産業化）などの重点分野については、日本経済を支える中小企業の活力を最大限活用しつつ、総合特区等の戦略的手段も踏まえ、府省横断的な横割り（横串）の予算配分（重点配分）を徹底する。
- ③その際、財政投融资の積極的な活用や、税制改正及び規制改革、制度金融施策等を総合的に講じることによって、重点配分の実効性を担保する。
- ④重点分野を中心に、要求段階から各府省における類似施策の重複排除、間接的關係予算の安易な計上排除を徹底する。また、一般会計だけでなく、特別会計についても、「日本再生戦略」の実行に資する予算の組替えを行う。
- ⑤省庁の枠を超えた大胆な予算の組替えに資する編成の仕組みを導入する。具体的には、各府省一律の削減とするのではなく、政策分野、施策ごとにメリハリの付いた配分を可能とする。また、その実効性を担保するために、横割り（施策別）査定機能を強化する。
- ⑥社会保障分野を含め、聖域を設けずに歳出全般を見直すこととする。その際、行政事業レビューの結果及び会計検査院の過去の指摘事項等については、来年度予算において確実に反映させる。

Ⅱ. 震災・原発事故からの復活

1. 東日本大震災からの復興

(1) 総力を挙げた早期復興と絆の強化

東日本大震災は正に未曾有の国難であり、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、総力を挙げて、復旧・復興に取り組む。昨年7月に東日本大震災復興対策本部において決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき具体策の確実な実施を図る。

被災地では、鉱工業指数が震災前の水準並みまで戻りつつあり、農業・水産業・観光業等も改善が見られるが、津波被害地域等の本格的な復興は今後の課題となっている。また、被災3県の雇用情勢は、沿岸部を中心に依然として厳しい状況であり、被災地の産業復興と雇用確保を進める。被災者に寄り添いながら被災地の復興を成し遂げるため、本年2月に設置された復興庁は、ワンストップで被災地の要望をきめ細かくくみ取り、全体の司令塔となって、復興事業をこれまで以上に加速する。また、復興過程等を明らかにする工程表を活用した適切なフォローアップを行っていく。

我が国は、大震災発災以降今日まで163の国・地域と43の国際機関から支援の申出を受けており、世界も日本の復興と再生に注目している。大震災からの復興に当たっては、国際社会との^{きずな}絆を強化し、諸外国の様々な活力を取り込みながら、内向きでない世界に開かれた復興を目指す。

(2) 原発廃止措置・賠償への集中的な対応

原発事故については、「福島再生なくして、日本の再生なし」の考え方の下、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」（平成23年4月17日東京電力株式会社）で定めたステップ2の完了を昨年12月に確認した。今後、政府・東京電力中長期対策会議において決定された「福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップ」に沿って、中長期的視点で廃止措置に必要な人材の育成・確保を図りつつ、廃止措置に向けた取組を着実に進めるとともに、国際的な研究開発の拠点化を図る。特に廃止措置については、燃料デブリの取出し等、人間だけでは対応できず、遠隔操作可能なロボットなどの開発に国内外の叡知を結集させることが必要不可欠である。このためには、技術開発や実証などに可及的速やかに取り組まなければならない。これらが成功しない限り、廃止措置を着実に進めることはできない。関係省庁はこれについて共通の認識を持ち、廃止措置に向けた研究開発体制の強化を図り、一刻も早い対応を行うことが求められる。この廃止措置を完遂し、次の日本の人材や産業の育成につなげていかなければならない。あわせて、被災者の生活再建に向け、除染の実施、住民の健康管理等に全力で取り組むとともに、被災者が迅速かつ適切に賠償

金の支払を受けられるよう、「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介、原子力損害賠償支援機構による賠償支援等を通じ、賠償金の支払に万全を期していく。

(3) 被災地の復興を日本再生の先駆例へ

東日本大震災からの復興においては、被災地の発展が持続的なものとなり、被災地の復興が日本再生の先駆例となるよう、復興特区や民間資金の十分な活用を図りながら、新産業の創出などを先取りして実施する。

特に、グリーン、ライフ、科学技術、情報通信等のイノベーションを新たな産業・雇用の創出に結び付け、世界最先端の研究開発拠点を目指す取組などを強力に推進し、地域の強みをいかした被災地の復興を我が国最先端の地域モデルとしていく。

例えば、エネルギー・環境分野でのイノベーションとしては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）において、再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上、スマートコミュニティ、環境先進地域（エコタウン）の実現等に取り組むこととしており、被災地を先駆例として、研究開発拠点の構築、再生可能エネルギーの導入促進、地域資源を活用した電力・熱等の供給システムの導入促進、低炭素のまちづくり等を実現する。

また、医療・介護分野でのイノベーションとしては、東北大学を中心として地域的な医療健康情報の蓄積・共有・活用を行う「東北メディカル・メガバンク計画」について、今後、被災地の住民を対象として健康調査を実施し、大規模なバイオバンクを構築して個別化医療等の基盤を形成し、東北発の次世代医療の実現を目指す。岩手、宮城、福島の東北 3 県においては、革新的な医薬品・医療機器等の開発を促進するため、医師主導治験の推進、創薬拠点・がん治療拠点の構築、医療機器・ロボットの開発等に先駆的に取り組む。

ものづくりや農商工の分野においては、企業連携や事業の共同化による経営刷新を促進することで、高付加価値化と産業集積を図る。さらに、前例のない税制特例（新規立地新設企業を 5 年間無税とする措置）や大胆な規制緩和を認める「復興特区制度」の活用を促進し、国内外から新たな企業の投資を呼び込み、復興を加速する。

このように、被災地の復興を日本再生の先駆例とすべく、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、復興施策を着実に実施する。

(4) 防災・減災の取組強化

災害は、時として人知を超えた猛威を振るい、多くの人命を奪うとともに、国土及び国民の財産に甚大な被害を与える。我が国は、災害が発生しやすい自然条

件や、稠密^{ちゆう}な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件を併せ持っており、国土・地域や国民の生命・身体・財産を災害から保護する「防災」は、極めて重要な施策である。

災害に上限はなく、またその発生を完全に防ぐことは不可能である。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、災害に強い国土・地域づくりを推進することが必要である。被害の軽減に向け、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階で、行政機関、事業者、住民等が一体となって、交通インフラの代替性・多重性の確保、施設の耐震化や治水施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の強化などのソフト対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

このような考え方に立って、東日本大震災の教訓をいかし、被災地を始め我が国全体の災害に対処する能力の増強を推進する。

2. エネルギー・環境政策の再設計

(1) 原発からグリーンへ

原発への依存をできる限り減らす。これが、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえた政府の基本方針である。その原発依存度低減を補う主役は、風力、太陽光などの再生可能エネルギーや省エネルギーである。つまり「原発からグリーン」を目指すことになる。このグリーンへのシフトを、いかに我が国の成長につなげるかが極めて重要な課題である。そのための戦略がグリーン成長戦略であり、現在の我が国にとって、最優先で取り組むべき事項といえる。

震災前までは原子力を基幹電源としてきた我が国にとって、原発依存度低減を実現しようとするのは、大きな制約であるが、その制約をバネとして、構造改革に取り組み、成長につなげる戦略を考えなければならない。

国家戦略会議の分科会であるエネルギー・環境会議は、本年6月、エネルギーミックスと環境に関する3つの選択肢を提示した。原発依存度を震災前の2010年の実績値26%から、2030年までに0%、あるいは15%、または20%から25%まで下げていくという3つのシナリオである。いずれも、再生可能エネルギー、水素や蓄電システムなどのクリーンエネルギーや、省エネルギーに重点をシフトし、原発依存度も化石燃料依存度も下げ、今よりもエネルギー安全保障を改善し、温室効果ガスを削減する選択肢となっている。

原子力に代わるエネルギーとして、政策資源を総動員して国民の省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を力強く支援していくことが必要である。現在、電源に占める再生可能エネルギーは約10%（水力を除くと約2%）。これをどのシナリオを選ぼうとも、この20年弱の間に25%から30%以上（水力を除くと13%か

ら 19%以上) にまで拡大させる。省エネルギーも、生活水準や産業活動が今から 30 年までに 2 割程度拡大しても、エネルギー消費はむしろ今より 2 割減らす方針を進める。

一方で、現状、再生可能エネルギーの発電コストは高く、太陽光発電や風力発電は天候次第で発電量が大きく変動し不安定である。また、省エネルギーを強化すればするほど、高コストとなる側面もある。このような点を踏まえれば、少なくとも当面の間は化石燃料の重要性も高まる。よって化石燃料の開発投資の推進、調達改革、技術開発の推進、クリーン利用の促進など資源燃料政策を強化しつつ、グリーンへの移行の円滑化を進めることが必要である。

こうした課題解決を図りながら成長しなければならない。

(2) 石油危機の経験と教訓

我が国がエネルギー制約に直面するのは初めてではない。1970 年代の石油危機に直面した際、石油依存度の低減を達成するために代替エネルギーの活用が進んだ。省エネルギーについては省エネ法が制定され、特に産業部門においては省エネルギー投資を積極的に進めていくための後ろ盾となったほか、ビル等の省エネも進展させた。また、その後の省エネ法改正で導入されたトップランナー制度の導入により、家電の高効率化、自動車の燃費改善が進み、我が国の製品が海外市場でも評価され、我が国の経済成長に寄与した。さらに、サンシャイン計画・ムーンライト計画といった新エネルギー・省エネルギーの長期的な研究開発プロジェクトにつながり、今の日本のエネルギー技術を支えている。

このように石油危機時には、石油供給制約によるエネルギーコスト上昇と、これに伴う省エネルギー投資、代替エネルギー投資のコスト競争力の上昇が、産業構造の転換と新しいエネルギー供給の在り方、新しい生活の在り方を創出し、それが経済成長の推進力を生み出した。

今、我が国は当時と同じように原発依存度低減というエネルギー制約をバネにして、新しい社会変革、進化した産業構造による「グリーン成長」を達成しなければならない。

(3) 家庭が主役に ～需要と供給の両輪による変革～

グリーンイノベーションという情報通信技術とエネルギー関連技術が結び付いた大きな技術革新の波は、これまでは受け身の存在であった家庭や業務部門といった需要家を主役に押し上げることを可能にし、コジェネレーション等も活用した分散型のエネルギーシステムの拡大の可能性を高めた。これまでの大規模電源集中型の供給中心の電力システムの脆弱性を克服するためにも、需要サイドと供給サイドの両方を視野に入れた政策展開が必要である。

再生可能エネルギーや家庭用の定置用燃料電池等、新しいコンパクトなエネル

ギー供給技術が確立したことで、各家庭レベルが電力の供給者となることが可能になった。また、近年エネルギー消費が増大している業務・家庭部門についても、今回の節電の経験を通して省エネ・節電の余地のあることが確認され、省エネ・節電関連製品が新たな市場を生み出した。この経験を一過性のものにするのではなく、継続するためにも需要と供給が相互連鎖して新市場を創出するモデルを確立する必要があり、政府はこれを先導しなければならない。また、エネルギーミックスの見直しと、大規模電源集中型と両立する分散型エネルギーシステムの構築を踏まえ、送配電網の中立性を高めるなど更なる電力システム改革の実施についても検討を行う。

(4) 縦軸から横軸へ

グリーンイノベーションは、エネルギーという分野にとどまらず、通信、交通・自動車、建物・都市、医療、安全・安心などの分野との新結合により、イノベーションの連鎖を起こし、社会の変革、新しい産業の創出、産業構造の進化を実現するものである。

これまでの日本の海外市場戦略は、日本という国内市場で技術を確立し、海外に展開するというケースが多かったが、近年このビジネスモデルに限界が来ている。それはグローバル市場の技術競争スピードと新興国のコスト競争力がかつてない水準に高まっているからである。このような中で我が国のグリーン関連産業がいかにして①利益を上げ、②国内外で同時に成功し、③一過性ではなく継続的なビジネスを行えるモデルを作るのかということが重要になってくる。我が国の強みはどこにあり、バリューチェーンのどの部分で優位性を発揮して国際市場で戦うかの戦略が企業に求められるとともに、官民一体でこれを進めて行くことが重要となる。

政府の産業政策はこのような市場・社会の変化に対応し、業種ごとに対策を考えるという縦軸の発想から、どんな社会が望ましいか、その社会を達成するためにはどのような技術が求められているのかといった横軸の発想による政策立案が求められる。

(5) 政府の役割

政府の役割は、以下の6つである。

- ① 目標を設定し、これを「見える化」することで企業・家計と目標を共有し、社会の方向性を打ち出す。
- ② 送電網の中立性を高める更なる電力システム改革などを進め、公平・公正なルールの下、価格メカニズムが働く競争的な市場を整備することで、家計の厚生を高める。
- ③ 企業に対しては規制・制度の見直しや、規格・標準化により新たな製品が生

まれ、普及するような環境を整備する。

- ④ エネルギー市場の変革に対応した送配電網の強化や、ガスパイプラインの整備など新しい公共財の整備に対する政府による環境整備は重要であり、情報通信技術を駆使して、エネルギーを効率的に利用するスマートコミュニティなどのプラットフォームを整備していくことでより効率的で利便性の高いインフラを形成していく。特に送電網の整備については、風力発電に適しているが送電網が脆弱である北海道・東北の一部地区における送電網の充実を図る。さらにいえば、国際的な枠組み・ルールなども新しい公共財といえる。世界においてもエネルギー問題は喫緊の課題であり、2国間オフセット・クレジット制度の構築を進めるなど我が国のグリーン戦略をあるべき姿として世界に発信する。
- ⑤ 新しい市場の創造においては、ファイナンス面での政府の役割も大きく、新しい技術を生み出す長期的な研究開発、先端技術の初期需要を生み出すような投資の支援などが考えられる。民間事業者では取りきれないリスクを政府が管理・補完するとともに、時には投資の呼び水として政府が資金提供することで民間金融機関等の投資を促し、新たな市場への資金流入と市場拡大を促す。
- ⑥ これまで見逃されてきた家計に対するきめ細かい政策提案が必要である。

政府は、グリーン成長のコンセプトを具現化する先導的中核分野を設定し、「日本再生戦略」に位置づけ、集中的に進めていく。さらに、平成 24 年末までに、より具体的な目標や政策を盛り込んだ「グリーン政策大綱」を取りまとめる。

Ⅲ. デフレ脱却と中長期的な経済財政運営

我が国経済にとって当面の最大の課題であるデフレ脱却に向け、政府は日本銀行と一体となって取り組む。さらに、日本再生に向けた取組を進め、社会保障・税一体改革を推進することなどにより、所得の増加を伴う国民全体にとって望ましい経済成長と財政健全化を共に実現する。

1. デフレ脱却の道筋

(1) デフレの背景

我が国経済は、10年以上にわたりデフレから脱却できない状況が続いている。長期にわたるデフレの背景には、需給ギャップの存在、企業や消費者の成長期待の低下、デフレ予想の固定化といった要因がある。需要不足や物価の下落が所得を減少させ、デフレ予想と成長期待の低下を生み、更なる需要の下押しと物価の下落圧力をもたらすという状況が続いてきた。近年は、急速な円高の進行もデフレ圧力となり、逆にデフレが円高の背景となっている面もある。この間、原油等の輸入価格上昇によるコスト増が生じて、新興国との厳しい競争に直面している分野などでは製品やサービスの価格を引き上げることができず、賃金や収益が圧縮されてきた。輸出価格と輸入価格の比である交易条件は悪化し、国民の実質的な所得・購買力（実質 GNI）は押し下げられてきた。

現在、景気は復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある。内需の高まりを受け、需給ギャップが縮小し、物価の下落テンポは緩和してきている。現在の経済状況を、外需を中心とする景気回復によって物価が一時的に上昇（平成 18 年～平成 20 年）するに至った過程と比較すると、今回は、(i) 復興施策の効果が景気を支え当面は内需主導の成長が見込まれる、(ii) 労働需給の状況に照らし、賃金動向はやや強い、(iii) 家計の物価予想も底堅い、といった望ましい状況が生まれつつある。

現在も緩やかなデフレ状況が続いており、平成 24 年度後半には復興施策の効果の縮小を背景に経済成長率が前期比でみて緩やかなものになっていくことや、欧州政府債務危機、電力供給制約等の様々な景気下振れリスクに鑑みると、十分な注意が必要であるが、今こそ、デフレという長年の問題と決別するチャンスであり、全力で取り組む。

(2) デフレ脱却に向けた政策の基本方向

デフレ脱却の好機を逃すことなく、適切なマクロ経済政策の運営と、デフレを生みやすい経済構造の変革に全力を尽くし、所得の増加を伴う国民全体にとって好ましい成長の実現を目指す。

政府と日本銀行は、デフレ脱却が極めて重要な課題であるとの認識で一致して

いる。日本銀行は、当面、消費者物価上昇率1%を目指して、強力に金融緩和を推進することとしている。政府は、日本銀行に対して、デフレ脱却が確実となるまで強力な金融緩和を継続するよう期待する。

政府は、平成24、25年度を念頭に、2.に掲げるとおり「モノ」、「人」、「お金」をダイナミックに動かすため、規制・制度改革、予算・財政投融资、税制など最適な政策手段を動員し、平成25年度予算編成プロセス等において更に対応を具体化する。特に、規制・制度改革は、市場における競争を促し、我が国の経済構造を変革し、経済活性化につながる必要不可欠な取組であることから、より一層強力に推進する。これにより、生産、分配、支出にわたる経済の好循環、賃金や収益の増加を伴う成長を実現し、早期のデフレ脱却につなげていく。また、経済動向を踏まえ、必要な場合には柔軟かつ機動的な政策対応を図る。なお、急速な円高の進行など為替市場の過度な変動は、経済・金融の安定に悪影響を及ぼすものであり、引き続き、緊張感を持って市場の動向を注視し、必要な時には断固たる措置をとる。民間部門においても、デフレに結び付きやすい構造を見直し、付加価値を高めていく取組が期待される。

需給ギャップは、平成23年度3%程度、本年1-3月期には2%程度と縮小してきている。今後は、引き続き東日本大震災からの復興等に努めるとともに、上記のような政策対応を図ること、また平成25年度にかけて電波の有効活用やエネルギーの安定供給等の分野で民間投資が計画されていること等により、内需が回復することを通じ、需給ギャップは平成25年度に向けて縮小傾向が続いていくと見られ、さらに、物価上昇期待、成長期待が徐々に高まることなどから、デフレ脱却に向けて改善が進むと考えられる。

政府は、デフレ脱却と経済活性化のために、「デフレ脱却等経済状況検討会議第一次報告」を踏まえ、同会議において、政策の具体化とその推進を引き続き行うとともに、デフレ状況を含めた経済状況及び経済運営について、年2回（年初及び年央）、定期的に点検を行う。

2. デフレ脱却と経済活性化に向けて重視すべき政策分野

(1) モノを動かす

我が国は、700万戸以上の空き家を抱える一方、中古住宅流通市場が小さく、住宅ストックが有効に活用されていない。他方、子育て世帯の広い住宅へのニーズは満たされておらず、また、東日本大震災後には耐震化・エコ住宅化への需要が高まっている。さらに、インフラの更新や、災害への対応のニーズも高い。これらのニーズを実現し、資産の価値を高めるとともに、不動産流通市場を活性化

する必要がある。

我が国の住宅政策については、住宅の「量」の確保から住生活の「質」の向上を追求する時代に転換した。耐震化・エコ住宅化の加速、住み替えを促進すること等を通じて、「広くて、耐震、エコな」住宅整備を進めるとともに、消費者に必要な情報の整備・提供や築年数を基準とした価格査定手法の見直しなど不動産流通システムの抜本改革を図る。加えて、重要な建築物の耐震性の確認と表示、民間資金導入のための不動産証券化手法の制度整備等も通じた必要な耐震改修を進める。また、PFIの強力な推進、財政投融资の活用などにより、インフラ更新等の投資を促進する。これらにより資産デフレにも対応する。

モノやサービスの面では、アジアなどの成長を取り込むため、次世代技術の研究開発等による製造業の非価格競争力の強化や、新興国との厳しい価格競争にさらされている分野からの事業転換を進めるとともに、インフラ・システム輸出やクールジャパン戦略の推進と並行して、広範なサービス分野の海外展開の推進体制を整備する。また、潜在的な国内需要を実現するため、医療、介護等の分野におけるビジネス展開を促進するとともに、サービス産業のビジネス機会拡大のため、公共データの民間開放・利活用を進める。さらに、社会保障・税一体改革により、全世代を通じた国民生活の安心を確保することを通じ、消費や経済成長に寄与していくことが期待される。また、消費者が安心できる市場を整備する取組を強化する。なお、消費が急激に落ち込み、それが持続する懸念が強い場合に対して、バラマキとまらない真に有効な消費を刺激する施策に関する検討を行う。

(2) 人を動かす

生産年齢人口が減少する中で、経済成長の主たるエンジンとして「人材」の重要性が増している。しかしながら、企業や家計の余力低下に伴い、人的資本の蓄積は停滞し、能力をいかす機会や職場も不足している。所得の増加を伴う成長を実現するために、人材育成と機会の拡大が急務となっている。

働く人々がより高い価値を生み出す能力を身に付けるため、企業の人的投資や働く人の自己研鑽^{せん}を幅広く推進するとともに、高齢者等による次世代の人材育成のための投資・寄附の拡大を支援する。

また、働く人がその能力を最も発揮できる産業や職場に移ることができるよう、政策の重点をリーマン・ショック後の危機対応のための「守りのモード」から、需要の増加が見込まれる分野への新たな就業や起業を拡大する「攻めのモード」にシフトする。このため、若者や女性の起業等の支援や産業振興と連携した地域の雇用創造、成長分野である農業の6次産業化や法人化等を促進するとともに、雇用のミスマッチの是正に向け、インターンシップの拡大等を図る。リーマン・ショック後の危機対応措置については、経済・雇用情勢を踏まえつつ、次の段階

に向けた検討を進めることとし、雇用調整助成金については、労使の意見も聞きながら、平常時の対応に戻す。中小企業金融円滑化法の平成 24 年度末までの最終延長を踏まえ、中小企業の抜本的な経営改善支援を進める。中小企業に対する公的な信用保証（セーフティネット保証 5 号）については、平成 24 年度上半期は引き続き原則全業種指定の運用を継続しているが、下半期の指定業種についてはきめ細かく業況を見て判断する。また、成長分野における人材の育成のための職業訓練や教育・マッチングサービスを促進するとともに、経営者の再起を促す方策の検討を進める。

さらに、公正で働きがいのある就業環境に向け、非正規雇用と正規雇用の均等・均衡処遇の実効性を高め、キャリア形成や正規雇用転換を支援するとともに、政府全体として、女性の活躍を促進するための取組を加速する。また、外国人向けの事業環境・生活環境の整備を加速する。

同時に、地域間や国際間の人の交流を通じた経済活性化の観点も踏まえ、観光立国を推進する。

（3）お金を動かす

約 1,500 兆円の個人金融資産の半分以上が現預金で保有される状況が続くなど、民間のお金が成長分野に十分には回っていない。成長ファイナンス推進会議における検討を踏まえ、過半の金融資産を保有する高齢者を含め民間のお金の流れを活性化し、消費や投資につながるメカニズムを構築する。

3. 中長期の経済財政運営 —経済成長と財政健全化の両立—

平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの平均で、名目 3%程度、実質 2%程度の成長を目指す。人口減少・高齢化の継続により、労働供給面からの制約等が懸念されるものの、重要な政策努力の目標と位置付け、全力で取り組む。まずはデフレからの脱却を確実なものとするとともに、日本再生に向けた取組を推進すること等により、グローバル化のメリットを最大限いかし、国内経済のダイナミズムを強化するとともに、分厚い中間層を復活させること、そして、それらの好循環を実現することが必要となる。これらに取り組むことにより、所得の増加と付加価値生産性の向上を伴った持続力のある成長の実現を目指す。

具体的には、グローバル化のメリットを最大限いかすため、非価格競争力の強い分野を育てることに加え、新興国との価格競争に直面している事業からの事業転換を進めること等により交易条件の改善を図るとともに、海外市場で高い利益を得ることができる広範な産業が海外展開しやすい環境を整備するため、高いレ

ベルの経済連携を始めとした取組を進める。同時に、国内経済のダイナミズムを強化するため、成長マネーの供給拡大、規制改革の推進などを通じて、新規参入や事業転換等を促進する環境、ひいてはイノベーションが社会で幅広く起こる環境等を整備する。さらに、分厚い中間層の復活に向け、我が国経済社会を支える人材の育成、正規雇用と非正規雇用の間の公正な待遇の確保、女性・高齢者等の多様な人材の多様な働き方による社会参加の促進、ディーセントワークの実現などに取り組む。

今回の社会保障・税一体改革は、社会保障の安定財源を確保し、安心できる社会保障制度の確立によって、人々の不安を減らし、消費を促し経済活動を拡大することを通じて新たな成長の基盤となるとともに、医療・介護サービスの充実によって雇用を創出することなどを通じて、経済成長に寄与していくことが期待される。平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月に予定されている消費税率引上げに伴う駆け込み需要とその反動による影響などについては政府として適切に対処し、また、日本銀行と一体となって、デフレ脱却を確実なものとするとともに、引き続き安定的な物価上昇の定着を目指して取り組む。

また、欧州政府債務問題を契機に、世界全体で、財政リスクへの市場の懸念が高まっている中で、社会保障・税一体改革の着実な実施を図ることなどにより、「財政運営戦略」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）に定められている平成 27 年度（2015 年度）段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩が踏み出されることになる。

経済成長と財政健全化は車の両輪として同時に推進していく。

上記のような取組を通じて、平成 32 年度（2020 年度）までの平均で、名目成長率で 3%程度、実質成長率で 2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけていく。さらに、交易条件の改善と海外からの所得受取の増加により実質国民総所得（GNI）の向上につなげ、国民の購買力、実質的な豊かさの向上を伴う成長を目指す。

中長期的な成長へのリスクとしては、電力・エネルギー制約が経済活動を制約するリスク、資源価格の更なる上昇が所得流出を通じ経済の重しとなるリスク、震災等の大規模災害が起きるリスクなどが考えられる。成長力強化や防災等への取組を強化する中で、これらのリスクへの備えを進める。

IV. 日本再生のための具体策

以上のように、日本再生を力強く進めていくためには、政策の基軸として、まずは「デフレ脱却」、そして人を始めとする様々な資源が中央から地方へ向かう流れを作り、地域で個人、企業、自治体など多様な主体が新しい成長の豊かさを共に創る「地域化」と、国際社会の中で日本が自らの強みを活用して、新しい成長の豊かさを実践し、世界をリードする「グローバル化」の3つの取組方向を推し進め、構造転換を通じて日本経済の成長を実現していく必要がある。こうした考え方に立って、「日本再生戦略」では、これまでの「新成長戦略」の徹底検証と強化・再設計を行った。

具体策の検討に際して、まずは現下の取組状況を厳しく検証した。特に、「成果の達成を基軸とする政策運営」を行う観点から、工程表の期限どおり施策を実施したか否かのチェックに留まらず、国民に対して明確に成果を説明できるかを評価基準として、往々にして成果等について過大評価になりがちであることから、「新成長戦略」の各施策の実施状況について厳しくフォローアップを行った。その結果、「新成長戦略」で実施が予定されていた多くの施策については、98%以上が実施済み又は一部実施済みである一方、成果が出るまでに一定の期間が必要であることや、戦略策定後に発生した東日本大震災等の影響が大きかったこともあり、必ずしも成果につながっていないものや、成果を十分に確認できないものが散見された。このため、施策の実施が工程表から遅れているものの実行加速はもとより、諸般の事情等で成果が十分に確認できないものについては、そのボトルネックを解消できるよう施策の見直しを行った。

また、今後は「成果の達成を基軸とする政策運営」をより明確に行うことができるよう、各政策分野において、2020年度までに実現すべき大目標の充実に加え、当該大目標を達成するための中間の数値目標（原則として2015年度までに達成すべき目標）を原則として施策群ごとに設定するなど、達成目標の明確化を図るとともに、具体的な取組（アクション）を年度ごとに明らかにした。

さらに、東日本大震災などこの2年間に生じた状況の変化等を十分に踏まえ、昨年末の「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）に基づき、各政策分野で新たに思い切った取組の導入・拡充を行った。

今後は、以下に示す内容に従って取組を進め、できる限り実行を加速すべきものは加速し、前倒しを進めながら、日本再生を実現していく。

1. 政策実行の枠組み

(1) 政策対象の明確化による施策のメリハリある実施

～日本再生の4大プロジェクトの優先実施～

力強い日本再生に向けて有効な取組を戦略的に実行していくためには、達成目的となる政策対象（ターゲット）を明確にして、規制改革、予算、税制等の政策手段（ツール）を効果的に活用し、重点的・集中的に施策を実施していくことが重要である。

「日本再生戦略」では、まずは「デフレ脱却」に向けて取り組む。また、「グローバル化」「地域化」の方向を同時に推し進めるため、日本再生に向けた具体的な取組を一覧でまとめた工程表と、戦略的に重要と考える38の重点施策を示しており、これら重点施策を中心とした着実な実施を図り、掲げられた数値目標等の達成を進めていくことが必要である。また、その中でも特に、厳しい財政状況等を背景として施策実現に投入できる資源（リソース）には限りがあることから、現下の国内外を取り巻く厳しい社会経済情勢を踏まえ、経済成長の押上げと国民生活の改善を図るため、

- ・ 深刻なエネルギー制約や超高齢社会の到来など、日本が直面する制約をバネに、世界に先例を示す「フロンティア国家」として、新たな経済社会構造を構築するとともに、
- ・ 地域社会に根付いた一人一人や中小企業が、その能力と可能性を最大限に発揮して、安全・安心な食に支えられ、新しい成長の豊かさを実感しながら世界にも発信できる、自信と誇りある地域社会を構築する

ことに重点を置いて、取組を進めることが必要である。このため、暮らしの向上や経済・地域の活性化等に結び付き、その速やかな実施が特に求められる次のようなグリーン（エネルギー・環境）、ライフ（健康）、農林漁業（6次産業化）の3分野と、それに中小企業（ちいさな企業）を加えた4つの施策横断的なプロジェクト（日本再生プロジェクト）を優先して、課題への対応を円滑に行っていくこととする。その際、これらのプロジェクトの基盤として人材育成、情報通信技術の利活用等を推進する。

特に、今後3年間は、変化の激しい社会経済情勢を踏まえ、力強い日本再生へと結び付けていく施策実施の重要な期間であり、集中取組期間として施策を重点的かつ着実に実施する。なお、日本再生プロジェクトの具体的な取組内容については、今後の予算編成プロセス等において更に精査を行う。

① グリーン —革新的エネルギー・環境社会の実現プロジェクト—

2020年までの目標：50兆円以上の需要創造と140万人以上の雇用創造

東日本大震災や原発事故で我が国におけるエネルギー供給体制の脆弱性が明らかになり、電力需給の逼迫という現実を目の当たりにする中、脱原発依存、エネルギーニューディールを目指し、革新的なエネルギー・環境社会を実現する。世界が直面するエネルギー問題について国際社会に解決の道を提示していくことは、我が国の国家的使命である。このため、電力の供給サイド、需要サイドの双方に

リソースを集中投下し、自動車、交通、住宅、都市開発、医療などの横断的な分野のエネルギー技術のイノベーションの連鎖を引き起こし、新産業の創出や産業構造の変化を進める。

国外では世界標準を獲得するとともに、国内では日本全体の「スマート化」を図り、これまでの中央集権型の供給から、家庭や企業等が電源等を選択できる環境が整備され、国内の様々なエネルギー源を最大効率で活用できる社会を目指す。加えて、広くて、耐震性に優れつつ、省エネ性能を有する住まいやまちづくりを通じ、電力を使う者が、前向きに省エネ、節電等に取り組み、ライフスタイルの変革が実現される社会を実現する。地域の特性に応じた未利用エネルギーの積極的な活用等を通じ、地域活性化にも寄与する。

また、分散型エネルギーシステムを支える大きな要素として再生可能エネルギーの重要性は一層高まっている。導入促進を支える規制見直しや地域の特徴ある取組の促進、技術開発の推進等により、今まで以上に再生可能エネルギーが身近な存在となる社会を目指す。また、蓄電池は分散型エネルギーシステム促進の核となる重要技術であり、蓄電池戦略の実現に努める。同時に、最終的なエネルギー消費の形態であることが多い熱の効率的利用の促進も進める。

さらに、東日本大震災の経験は、災害時における石油やLPG等の燃料備蓄の重要性を再認識させた。地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄の推進や、民間企業による国内天然ガスパイプライン整備、化石エネルギーの安定供給確保等が担保される社会像を目指す。

これまでと全く異なる新しい社会像を実現するためには、エネルギーを効率的、安定的に活用できる世界最先端のエネルギー技術の強化とともに、新しい規制・制度や税制等、これまでの延長線上や従来枠にとられない自由で新しい発想や創意工夫による、未来を切り拓く非連続な発展が重要である。国内のみならず、我が国の技術の強みが生かされる、スマートコミュニティを始めとしたエネルギーシステム等のインフラ輸出など、海外展開による日本ブランド再生に同時に取り組み、我が国の成長につなげていく。

② ライフ —世界最高水準の医療・福祉の実現プロジェクト—

2020年までの目標：50兆円の需要創造と284万人の雇用創造

我が国の医療は世界的にも平均医療の水準の高さなど強みを有しているが、今後は高齢社会の中で、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を実現する。同時に、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本として生活を継続し、地域社会の中で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを包括的に受けることができる社会を実現する。

また、公的保険で対応できない分野についても、民間活力を生かし、その創意工夫において、多様なニーズに対応したサービスを創出・提供することにより、きめ細かなサービスを実現し、医療・介護サービスを利用しつつ、地域で豊かな生活を送ることができる社会を実現する。

さらに、グローバル経済で高付加価値化を図って勝ち抜いていくためには、将来の我が国の成長産業として医薬品・医療機器産業は重要な位置づけを占めるこ

とが期待される。国民に世界最高水準の医療を提供し続けるためには、革新的医薬品・医療機器を世界に先駆けて創出するとともに、再生医療や個別化医療のような世界最先端の医療分野で日本が世界をリードしていく。加えて、高齢者の生活の質の向上、介護・福祉現場等における負担軽減、効率化、介護サービスの進化のため、我が国が有するロボット技術等を活用し、多様な医療機器、福祉機器を開発し、我が国の新しいものづくり産業の創出に貢献する。

我が国は世界でも高齢化の進展で先頭を走っており、これらの取組を進め、日本の医療の強みをいかして弱みを克服した新たな医療システムを構築し、積極的に日本の医療を世界に発信していくことで、高齢化に対応した先進的な事例と評価される可能性を秘めており、医療サービスと医療機器が一体となった海外展開や医療・介護システムをパッケージとした海外展開など医療産業の市場を広く海外に展開し、大きな成長を目指す。

③ 農林漁業 — 6次産業化する農林漁業が支える地域活力倍増プロジェクト

2020年までの目標：6次産業化の市場規模10兆円

地域に根差した農林漁業の活性化を図り、地域の資源を見直し、高付加価値化を進めた新しい6次産業とすることで、農林漁業者の所得を増大させ、日本全国、津々浦々の地域活力の向上につなげていく。意欲ある若者や女性などが、安心して農林水産業に参入し、継続して農林水産業に携わる環境を整え、農林水産業を新たな雇用の受け皿として再生する。また、食の安全・安心への関心が世界的に高まる中で、「安全で、美味しく、健康的な」国内の農林水産物・食品の輸出を積極的に進めるとともに、世界で高く評価されている日本の食文化について、健康・教育・観光等の様々な領域と連携して、世界に幅広く発信する。農林漁業と商業、工業、観光業を組み合わせた6次産業を生み出すことで、地域社会に自信と誇りを取り戻す。また、地域の特性に応じて、我が国の成長エンジンとなる産業等の集積の促進を進め、地域の知恵と工夫を最大限いかした地域コミュニティの形成や地場産業の活力の創出を図り、各々の地域が競争・協力して地域力の向上を実現する。

④ 担い手としての中小企業 — ちいさな企業に光を当てた地域の核となる中小企業活力倍増プロジェクト

2020年までの目標：中小企業の海外売上比率：4.5%、開業率が廃業率を定常的に上回る

日本経済の担い手は中小企業である。中小企業は、グリーン、ライフ、農林漁業分野を力強く支える基盤であり、その他の分野も含めて大きな役割を果たしている。地域の経済や社会の活力向上のためには、ちいさな企業に光を当てつつ、地域の核となる中小企業が発展、活躍することが重要である。中小企業がその機動力や柔軟性を存分に発揮するとともに、若者や女性の経験・感性・視点もいかした、地域のニーズに応えるきめ細かなサービスや商品が新たに提供される社会を実現する。また、日本経済はグローバル競争により、大企業を中心とした既存の企業構造が揺らいでおり、新たな販路の開拓や新製品の開発が求められる大き

な転換点の中にある。金融機関、経営支援の専門家や公的支援機関などによる縦のつながりに加えて、中小企業同士による横のつながりをベースに、中小企業が協力・連携・切磋琢磨を図り、いきいきと知恵と工夫と技術を発揮して、事業展開していく社会を実現する。その中で、さまざまな規模と分野の多くの企業が地域に根付き、長期的な視野から、ものづくり技術の継承、新たなサービスの創造、人材育成などを担い、地域経済を支えていく。

多くの中小企業がいきいきと活躍し、その担い手となることなどによって、我が国の強みや魅力をいかしたクールジャパンを推進し、日本産の農林水産物・食品等を含む日本ブランドの再生をオールジャパンで進めるとともに、地域間や国際間の人の交流を通じて経済活性化を図り、魅力ある国づくりを実現する。

(2) 政策実行手段の確保

施策の重点実施に当たっては、政策目標を達成するために効果的・効率的な手段・方法等を適切に選択して取り組むこととする。

①行政刷新の取組との連携や予算の重点化等

日本再生を実現するための施策を効果的に推進する観点から、行政刷新の取組等と連携しつつ、無駄を省いた効率的な施策の実施、関連する府省の施策連携の促進、類似施策の重複排除などの取組を進めるとともに、社会経済状況や国際関係の変化に即し、見直しのための法令の解釈の明確化や関連するデータ等の十全な利用を図りつつ、最大限速やかに規制・制度改革を進める。同時に、重要度の高い目標を確実に達成していくため、4つの日本再生プロジェクトなどの重視すべき政策分野については、予算等の重点化がよりの確に行われるよう、今後の予算編成プロセス等において、省庁横断的な観点からの予算編成の仕組みを作り、体系的な取組となるよう、予算等のメリハリをつける。その際、日本再生戦略のPDCAサイクル等においても行政刷新の取組等との連携を深める。

さらに、厳しい財政状況を踏まえ、財政投融资について、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、積極的な活用を図る。

②総合特区の活用

総合特区は、地域の自主性と資源をいかした取組について、規制の特例措置を軸として、税制、財政、金融上の支援措置をパッケージ化して講じるもので、言わば本戦略に掲げる11の成長戦略全体を包摂し、成長に向けた活性化の突破口となるものである。

このため、各政策分野の政策展開においては、貢献が期待される研究機関等の重視など、総合特区が十分な成果を発揮できるよう取り組みながら政策目標の達成に努めるものとする。

③金融機能の強化による支援

成長力強化のための海外展開や地域の中小企業支援など、企業や国民の幅広い事業活動等を資金面で支えるため、関係政府系金融機関相互の連携及び政府系金融機関や民間金融機関の連携を深め金融機能の強化による支援を推進する。

2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11の成長戦略と38の重点施策～

日本再生戦略では、「共創の国」への力強い日本の再生を実現していくため、更なる成長力強化や分厚い中間層の復活、世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化に向け、以下、11の成長戦略と38の重点施策を明示する。

（1）更なる成長力強化のための取組

東日本大震災、円高の進行等により、経済の空洞化等のリスクがより一層高まっている。この危機を攻めに転じ、「やせ我慢」縮小経済に陥ることなく新産業分野を創出し、新たな付加価値を創造し拡大する経済への転換を進めていく。今、日本に必要なことは、これまで成功してきた制度、政策にとらわれず、世界に向けて、そして未来に向けて不断に我が国経済、産業構造を新しくしていく「創造的イノベーション」である。「何かにチャレンジすることによるリスク」よりも、「何もしないことのリスク」の方が大きいことを認識し、まずは実行するという姿勢で臨んでいくことが重要である。

このため、震災後の状況を踏まえた我が国の更なる成長力の強化に向け、予算、税制、法制上の措置を始め、イノベーションの促進等に効果の大きい規制改革、公共サービス改革（市場化テスト）、行政改革など新たに取組を拡充する。

この際、世界の中での需要獲得に向けて各国が激しい競争を繰り広げている現実を直視し、この競争に打ち勝っていくために、起業家精神（アントレプレナーシップ）に富んだ世界に雄飛する人材を育成するとともに、クールジャパンやオンリーワンの技術など非価格競争力を強化し、民間活力の活性化によるダイナミックな成長を目指す。また、我が国の再生と成長力の強化のためには、農林漁業の再生を図るとともに、高いレベルの経済連携を進めることが必要である。さらに、我が国経済の基盤を支える、情報通信技術の徹底的な利活用の強力な推進や中小企業の育成・強化が必要である。政府の情報通信政策を総合的に示す「新たな情報通信技術戦略」の施策も含む、特に成長に資する施策を盛り込んだ本戦略工程表の着実な実行を図るとともに、我が国の強みである技術力を始めとした中小企業の潜在力・底力を最大限に引き出し、技術力の強化・継承、日本の知恵・技・感性をいかした海外展開の支援など、中小企業の経営力を強化するため総合的に支援する必要がある。さらに、人口の急激な増加に伴う食料、水、エネルギー等の世界的な課題、さらには先進諸国における少子高齢化の進展といった課題

に対応するため、我が国の強みである先進的な技術・ノウハウ・システムを最大限に活用し、これを経済成長に結び付けていく。

①環境の変化に対応した新産業・新市場の創出

<基本的考え方>

我が国では、GDP の7割を占めるサービス産業への労働や資本の投入量は増加しているが、労働生産性の伸びは停滞している。企業の付加価値の創出力を高めるためには、ヘルスケアや、少子化対策にも資する子育て支援等の新たなサービスに対する潜在需要を掘り起こすことが重要である。また、我が国の強みである「ものづくり力」とサービス・文化・ICT 等とを融合することで革新的な材料・製品を生み出すとともに、イノベーションによる課題解決を成長に結び付けることで、新産業・新市場の創出を図ることが不可欠である。

このため、イノベーション力を強化し、新産業・新市場を生み出す規制・制度改革を追求するとともに、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーション等により我が国が直面する課題を解決することで新たな成長産業の創出を図る。また、少子高齢化等に対応したサービス産業の生産性向上、中小企業の潜在力・経営力の強化、産学官連携による科学技術イノベーションの展開、イノベーションを支える基盤である情報通信技術のセキュリティ強化にも十分配慮した利活用等を積極的に推進するとともに、創業支援に取り組む。

さらに、海洋資源の宝庫と言われる周辺海域の開発・利用・保全、宇宙空間の開発・利用を戦略的に推進する。これまで日本に蓄積された文化資源・知識・情報と成熟社会の新たな文化やライフスタイル等について、業種を超えた連携等を図ることにより、新たな価値が活発に生み出されるような経済を目指す。

[グリーン成長戦略]

【2020年までの目標】

50兆円以上の環境関連新規市場、140万人以上の環境分野の新規雇用
新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%
普通充電器200万基、急速充電器5,000基設置
世界全体の蓄電池市場規模(20兆円)の5割の10兆円を我が国関連企業が獲得
インフラ大国としての地位確立・市場規模19.7兆円への貢献
ESCO、リースなどを活用した促進策による公的設備・施設のLED等高効率照明の導入率100%
ネットゼロエネルギーハウスの標準化・ネットゼロエネルギービルの実現
中古住宅の省エネリフォーム(現在の2倍程度)
新築住宅における省エネ基準達成率100%
環境に配慮した不動産の延床面積1,000万㎡

【2015年度の間目標】

燃料電池自動車の市場投入
家庭用燃料電池の自立的普及開始(2016年～)
2012年に作成するAPECの環境物品リストに記載した環境物品の関税の実行税率を5%以下に削減

持続可能な新産業の創出や、新しいグリーン・イノベーションに併せた産業構造の進化により、途上国のニーズを捉え、内外一体で利益を生み出し、低炭素・循環型社会の実現を図る。また、創エネ・蓄エネ・省エネ技術を推進するとともに、これまで別の産業として分類されてきたエネルギー、自動車、交通、住宅、都市開発、医療などを横断的に展開し、イノベーションの連鎖により、産学官が一体で、グリーン成長を社会の大変革につなげていく。そのため、政府は、①目標の見える化と共有、②競争的な市場の創造、③規制・制度の見直し、④新しい公共財／プラットフォームの整備、⑤リスクの管理・補完、⑥グローバルな視点での官民による市場戦略を実施していく。なお、グリーン成長戦略の各施策が目指す具体的な目標や全体像については、「革新的エネルギー・環境戦略」を踏まえ、年内までに「グリーン政策大綱」において示す。

(重点施策：グリーン部素材が支えるグリーン成長の実現)

再生可能エネルギー発電設備、蓄電池の高性能化、自動車や航空機の軽量化・省エネ、高断熱住宅等に関する部素材などは、現時点では日本が高い競争力を有しているものの、部素材メーカー単独では製品開発までは行えず、必ずしも部素材の強みを最終製品に反映できていない。

優位性のあるグリーン部素材をいかに製品自体の競争力を高めるため、部素材メーカーと設備・装置メーカー、セットメーカーとが協力し、革新的素材を

風力発電の羽根に利用し、風力発電機器自体の競争力強化を図るなど、製品化を見据えた川上川下の共同技術開発の支援を行う。

また、各部素材の安全性や性能評価等のための拠点を整備し、我が国のグリーン部素材開発の基礎力を引き上げる。

さらに、2020年までに現行の2倍の磁力を持つレアアースフリー高性能磁石の開発など、グリーン部素材自体の革新的イノベーションを生み出すための基礎から実用化まで一貫通貫の未来開拓型の研究開発を推進し、「グリーン部素材」をテコにした成長を実現する。

(重点施策：次世代自動車での世界市場獲得)

我が国自動車産業は、次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等）は世界に先行している一方、海外勢との競争は激化している。我が国のグリーン成長の鍵を握る次世代自動車分野において、世界市場を獲得するため、他国を圧倒する性能・品質を実現し、次世代自動車の潜在的価値を発信することで世界的な潜在市場の掘り起こしを図る。

具体的には、2020年までにリチウムイオン電池の研究開発による航続距離を約2倍に向上、対人・対物検知や自動制御の高度化を可能にする次世代半導体等の最先端の素材・デバイス開発を通じた性能の向上、特性の異なる車種の段階的・並行的な初期需要創出・普及拡大によるコスト低減を実現する。また、「走る電源」としての利用にピークカット・非常用電源機能や、情報技術との融合による安全性・利便性等、新たな高付加価値を創造する。加えて、電気自動車の排ガスゼロ、静粛さといった固有の価値も併せて顕在化させるため、国内外でプロジェクトを推進し、成功事例を創出する。また、充電器の加速的・計画的な配備や燃料電池自動車に燃料を供給するための水素供給設備の先行整備等の社会基盤整備を行うほか、水素供給設備に対応した高圧ガス保安法の技術基準の整備、水素供給設備に使用可能な鋼材の拡大や欧米と同程度の設計係数への見直し等に安全確保を前提に取り組む。

高齢化社会に適した超小型モビリティの認定制度創設等を通じてイノベーションを創出し、課題解決先進国として次世代標準を先んじて獲得する。

上記施策と並行して、グローバル市場を見据え電池や充電器等の適切な国際標準化や互換性の確保を官民連携して推進する。また、我が国先端技術の優位性がいきるよう、官民が一体となって、新興国市場に対し、次世代自動車に関係するインフラや制度・政策も併せて輸出していく。

(重点施策：蓄電池の導入促進による市場創造と非常時でも安心な社会の構築)

蓄電池は、現下の厳しい電力需給状況下において、需給両面での負荷平準化やスマート・グリッド社会などの分散電源の促進にとって核となる技術である。また、個々の用途を見ても、電力系統用、自動車用、防災用、家庭用を始めとして大きな市場拡大が想定される成長産業分野である。

このような潜在的な成長分野を戦略的な産業に育て上げるため、蓄電池の高

度化、低コスト化・普及を加速させ、新たなマーケットの創造や競争力強化の基盤整備を図る。また、安心な社会をつくるため、住宅やビルは建設段階から蓄電池を備えることを促進するとともに、例えば、病院等の施設を建設する際に蓄電池をできる限り設置することを、目指すべき社会像の原則とすることにより、集権型から分散型のエネルギーシステムへの移行を図っていく。

制度面では、蓄電池の系統連系を円滑化するために系統連系に係る認証制度を構築するとともに、大型リチウムイオン電池などの安全性を確立すべく規格を策定し国際標準化を推進する。

(重点施策：グリーン・イノベーションによる海洋の戦略的開発・利用)

資源の宝庫である「海洋」は、政府を挙げて取り組んでいくべき人類全体のフロンティアであり、グリーン・イノベーションによる新たな成長産業のゆりかごともいえる。特に、我が国は、洋上風力等、海域において利用可能な再生可能エネルギーの賦存量が大きい。また、海洋鉱物資源の分布・賦存量を把握し、海洋生物資源を持続的に利用するとともに、産業創出につなげていくことも課題となっている。

海洋エネルギーを利用した発電技術の活用を促進するため、洋上風力を中心とした技術開発を加速し、実用化・事業化のための制度・環境整備（安全ガイドラインの策定等）、実証事業を行う。また、天然ガス等の海洋資源の開発及び利用を推進する。そして、藻類を活用したバイオエタノール生産技術の開発等の新たな生産手法の開発等を行う。これらの取組を必要な環境の整備と併せて着実に推進することにより、国内のエネルギー供給に寄与するとともに、産業として海外展開する。

また、天然ガス燃料船や船舶の革新的省エネ技術などの研究開発・普及促進を進め、CO₂ 排出削減・高効率を実現する新たな市場を開拓する。

(重点施策：エネルギーの地産地消を実現するスマートコミュニティの構築及び海外展開)

新興国の経済発展や人口増加に伴うエネルギー不足や東日本大震災による被災地域のインフラ復興等に対応し、他の重点施策の技術も最大限活用した、地域の事情に合わせた再生可能エネルギーの導入や徹底的な省エネを実現するエネルギーシステムであるスマートコミュニティの構築が国内外で必要である。

国内においては、スマートコミュニティの実証事業の加速化、スマートメーターの今後5年での総需要の8割導入、これと併せたビル等のエネルギー管理を束ねるアグリゲータビジネスの普及を進める。加えて、需給に即応する電気料金価格制度（ダイナミックプライシング）等による成果を規制改革につなげ、需要に対応したエネルギー制御の仕組（デマンドレスポンス）を確立することにより、電力システム改革を推進する。

海外においては、我が国の蓄電技術をいかしたエネルギーの需給制御技術をグローバルに展開するため、我が国の技術・システムの特長をいかし相手国企業と連携して実証事業等を行う。また、政府間の交渉による相手国政府の協力

を獲得する。政府レベルで交渉しながら、官民ミッションにより、マスタープランから参画し、エネルギーシステムの受注を目指す。

さらに、エネルギー制御技術（HEMS、BEMS、CEMS）や蓄電技術など強みを持つ関連技術を確立するとともに、国際標準化を進める。

[ライフ成長戦略]

【2020年までの目標】

医療・介護・健康関連サービスの需要に見合った産業育成と雇用の創出：新市場約 50 兆円、新規雇用 284 万人

(うち革新的医薬品・医療機器の創出並びに再生医療、個別化医療及び生活支援ロボットの開発・実用化、先端医療の推進による経済波及効果：1.7 兆円、新規雇用 3 万人、健康関連サービス産業：市場規模 25 兆円、新規雇用 80 万人)

海外市場での医療機器・サービス等ヘルスケア関連産業での日本企業の獲得市場規模約 20 兆円

【2015年度の間目標】

創薬支援ネットワークによる支援対象の検討シーズ数累積 100 件

治験届出数 800 件 (うち国際共同治験数 150 件、医師主導治験数 20 件)

新医療機器承認数 30

ヒト幹細胞を用いた研究の臨床研究又は治験への移行約 10 件

医療・介護機関と連携した医療・介護周辺サービス市場 1 兆円

医療・介護・健康関連産業を真に日本の成長産業とし、医療・介護サービスの基盤強化を図り、世界最高水準の医薬品・医療機器を国民に迅速に提供するため、「医療イノベーション5か年戦略」(平成24年6月6日医療イノベーション会議決定)の着実な実施等により、関連する規制・制度改革を進め、引き続きドラッグラグ、デバイスラグの短縮に取り組むとともに、日本のものづくり力をいかした革新的医薬品・医療機器・再生医療製品やリハビリ・介護関連機器等を世界に先駆けて開発し、積極的に海外市場へ展開する。

(重点施策：革新的医薬品・医療機器創出のためのオールジャパンの支援体制、臨床研究・治験環境等の整備)

がん、難病、肝炎、感染症等の研究開発の重点領域を中心に大学等の基礎研究における優れた成果等を確実に実用化につなげる一貫した支援を行う。具体的には、医薬基盤研究所が中心となる創薬関連研究機関等による創薬支援ネットワークを構築し、同研究所がその本部機能を担うのに必要な体制強化や業務運営ルールの策定等を行う。同ネットワークについては、今年度から取組を開始し、2014年度には構築を完了する。医療機器については、医工連携等による拠点整備・開発並びに医療サービスと一体となった海外展開等を推進する。

また、国際水準の臨床研究や難病等の医師主導治験の実施体制を整備するため、複数病院からなる大規模ネットワークの中核として多施設共同研究の支援を含めたいわゆる ARO (Academic Research Organization) 機能を併せ持つ臨床研究中核病院等を 2013 年度までに 15 か所程度整備する。

そして、長期間にわたる革新的医薬品の研究開発を促進するため、米国 NIH

(National Institutes of Health USA) の取組を参考にして、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の創薬関連の研究開発予算の効率的、一体的な確保及び執行について、関係府省において 2012 年度から検討を開始し、必要な措置を遅くとも 2014 年度までに講じる。

加えて、審査迅速化や実用化の加速を目指し、医薬品医療機器総合機構の審査・安全対策要員の増員や質の向上、相談機能の拡充を図り、その役割にふさわしい財政基盤や審査手数料の在り方の検討を行う。

(重点施策：医療機器・再生医療の特性を踏まえた規制・制度等の確立、先端医療の推進)

医療機器の審査の迅速化・合理化を図るため、薬事法について、次期通常国会（2013 年度）までの改正法案提出を目指して医療機器の特性を踏まえた制度改正を行い、医薬品から別章立てするとともに、後発医療機器等を対象に登録認証機関を活用した承認・認証制度の拡充を行う。また、制度改正に先立ち、関係者の意見も十分に聴取しつつ、審査迅速化・質の向上に向け、承認基準、審査ガイドラインの策定等の運用改善を実行に移すための取組を行う。

再生医療については、世界に先駆けて本格的に実用化することにより、世界的に優位な産業として成長させるため、10 年程度で世界最先端の iPS 細胞等の安全性や標準化の確立を目指す研究に対して、成果や進捗状況等を踏まえた集中的な支援を行うなど、早期にできる限り多くの実用化の成功事例創出に取り組む。また、再生医療の開発・実用化に必要な装置等の周辺産業を含めた関連産業の国際競争力強化等の産業振興に資する取組を行う。あわせて、実用化を加速するため、再生医療研究等の実情の把握に基づいた再生医療推進に係る課題や仕組みの検討を踏まえ、薬事法改正法案の次期通常国会（2013 年度）までの提出を目指す等、再生医療製品の特性を踏まえた規制を構築するとともに、医療として提供される再生医療についても、薬事規制と同等の安全性を十分確保しつつ、実用化が進むような仕組みの構築について 2012 年度から検討を開始し速やかに実施する。

また、先端医療等を推進する突破口として、現在実施されている先端医療開発特区（スーパー特区）における成果も踏まえ、大学病院、企業、研究開発機関等の先進的な取組を行う機関が全国的な規模で活動ができるよう、行政区域単位の特区とは異なる機関特区の創設、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置の活用について、新たな法的措置も視野に入れた検討を進めることとし、当面は総合特区制度の活用により対応を図る。

(重点施策：15 万人規模のバイオバンク構築による東北発の次世代医療等の実現)

東日本大震災の被災地住民を主な対象とした健康調査を実施し、地域医療機関間を結ぶ医療情報ネットワークと連携しつつ、15 万人規模の大規模バイオバンクを構築する。健康調査を通じて住民の健康管理に貢献するとともに、オールジャパンの協力体制の下、バイオバンクを用いた解析研究により個別化医療等を実現するための基盤を整備し、東北発の次世代医療の実現の起点とする

(東北メディカル・メガバンク計画)。

個別化医療等の実用化に向けて、東北メディカル・メガバンク計画を中心として、それぞれの健常者・疾患コホート研究(集団の追跡研究)やバイオバンクの取組及びその相互連携を推進するとともに、患者・住民の医療健康情報を安全かつ円滑に収集・蓄積・共有するための医療情報連携基盤を整備する。

(重点施策：ロボット技術による介護現場への貢献や新産業創出／医療・介護等
周辺サービスの拡大)

高度なものづくり技術を有する大学、民間研究機関、企業等と介護・福祉現場の連携を促進し、高齢者や介護従事者等の現場の具体的なニーズに応えるロボット技術の研究開発や実用化のための環境整備を図る。また、重点分野を特定した上で、安全性や性能の評価手法を確立し、適切な実証の場を整備する。さらに、国内における早期普及を目指し、生活支援ロボットの安全性等の認証体制構築等の公的支援・制度的措置を講じるとともに、介護ロボット等の海外実証実施など海外展開に向けた国際標準化の支援や、必要に応じて公的給付への適用の検討等を行う。あわせて、公的保険外の医療・介護周辺サービスを拡大する。

これにより、高齢者の自立支援と生活の質の向上、介護・福祉現場等における負担軽減、我が国の新しいヘルスケア産業やものづくり産業の創出に貢献するとともに、高齢化社会に向かっているアジアを中心とした海外の需要も獲得する。あわせて、課題対応事業促進法等を活用したヘルスケア分野等における製品製造やサービス提供事業の支援を通じて国内の潜在需要を掘り起こす。

また、疾病予防、介護予防やリハビリテーションに更に取り組むとともに、より効率的で質の高い医療提供体制の構築を目指して、地域の医師偏在を解消し、医師不足地域の医師確保等を行う地域医療支援センターの活用等により、地域における医師確保の推進、地域医療の再生を果たす。

[科学技術イノベーション・情報通信戦略]

【2020年までの目標】

特定分野で世界トップ50に入る研究・教育拠点を100以上構築
理系博士課程修了者の完全雇用
世界をリードするグリーン・イノベーションとライフ・イノベーションの成果創出
官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上
情報通信技術の活用による国民生活の利便性の向上、生産コストの低減

【2015年度の間目標】

国際研究拠点に世界トップレベル研究者を180人受入れ
理系博士課程修了者における就職者8割以上
被引用数トップ10%の論文数の国別世界ランキング向上
官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上
電子政府発展指数（国連）のオンラインサービスの範囲・品質に係る部分のランキングについてTOP 5以内

産学官の知識を結集して世界トップレベルの研究開発及び成果の還元を推進するため、科学技術イノベーション政策推進体制を強化し、国際的な取組、人材育成、基礎研究強化や産学官連携等を推進する。また、情報通信技術の利活用の促進など成長のプラットフォーム整備を進める。さらに、人類全体のフロンティアである宇宙・海洋の戦略的な利活用を推進する。

（重点施策：科学技術に係る人材育成の強化等による国際競争力強化）

我が国の研究開発における国際競争力を強化するため、我が国が強みを持つ学問分野を結集したリーディング大学院を構築し、成長分野などで世界を牽引するリーダーとなる博士人材を国際ネットワークの中で養成する。最先端共同研究施設・設備や支援体制等の環境整備による国内外から優秀な研究者を引き付け国際頭脳循環の核となる研究拠点や、つくばイノベーションアリーナ等世界的な産学官集中連携拠点を形成する。また、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づき、国立研究開発行政法人の制度・運用及び組織統合について検討・措置する。

大学・大学院の理系カリキュラム改善やインターンシップを産学官連携で推進し、大学等におけるテニユアトラック制の普及等により優秀な若手研究者の自立的研究を支援する。科学技術基本計画に定められた人材育成に関する取組について進捗状況を管理しながら適切に推進する。

（重点施策：基礎研究から実用化までのイノベーションの強化）

我が国の競争力の源泉であるイノベーション創出を推進するため、科学技術イノベーション政策の司令塔機能を科学技術イノベーション戦略本部（仮称）

を中心として IT 戦略本部、知的財産戦略本部等の関係行政機関との連携の下、強化するとともに、産学官の知識を結集して重要な政策課題対応への重点化を図る。また、政府の関与する研究開発投資を、科学技術政策を国家戦略の根幹と位置付けた「第 4 期科学技術基本計画」（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）に沿って拡充することとし、効果的、効率的な技術開発を促進するための規制・制度の見直し、民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討・実施する。

これらの施策を進めるに当たり、未来開拓型の研究開発やイノベーション創出に向けた研究基盤の形成等、府省連携の下で産学官が一体となって基礎研究から実用化まで一気通貫でイノベーションを創出する体制による取組を重点的に進めるとともに、科学技術重要施策アクションプラン等による予算の選択と集中の強化、重複排除や透明性向上を徹底する。

（重点施策：情報通信技術の徹底的活用と強固な情報通信基盤の確立）

我が国のあらゆる分野の成長を支える基盤としての情報通信技術の戦略的重要性などに鑑み、国民 ID 制度やオープンガバメントの推進を始め、行政、医療、教育等の幅広い分野で情報通信技術の利活用に取り組み、「スマート化」された社会の実現を目指す。「電子行政オープンデータ戦略」（平成 24 年 7 月 4 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）の実行、情報通信技術の進展に伴い収集等が可能となった多種多量データ（ビッグデータ）の利活用や情報通信技術を活用した異分野融合等、官民が保有するデータの利活用促進を図るとともに、「周波数オークション制度」の実施など新規参入促進策の検討・実施等を通じ、電波ビジネスの活性化に向けて更なる電波の有効利用促進を図る。

あわせて、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強い情報通信ネットワークを構築するほか、情報通信技術利活用のための規制・制度改革の着実な実施等を通じ、「光の道」構想（2015 年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用）の実現を図る。

これらを進めるに当たり、特に情報通信技術に係る施策については、それぞれの施策が密接に連携して進めていくことが重要であることに鑑み、政府の情報通信政策を総合的に示す「新たな情報通信技術戦略」の施策も含む、特に成長に資する施策を盛り込んだ本戦略工程表の着実な実行について、国家戦略会議が、IT 戦略本部と連携しつつ、司令塔機能を担い取り組んでいくものとする。

[中小企業戦略]

【2020年までの目標】

開業率が廃業率を定常的に上回る

中小企業の海外売上比率：4.5%（2020年度）

新たな金融手法（資本性借入金、デットエクイティスワップ、デットデットスワップ、ABL等）の普及・発展：活用実績50%増（2010年度比）、新興市場新規上場企業数50%増（2010年比）

【2015年度の間目標】

開業率と廃業率の均衡

中小企業の海外売上比率：3.5%（2016年度）

新たな金融手法（資本性借入金、デットエクイティスワップ、デットデットスワップ、ABL等）の普及・発展：活用実績20%増（2010年度比）、新興市場新規上場企業数30%増（2010年比）

中小・小規模企業政策の再構築を行い、起業・創業・育成支援、中小企業の海外展開支援等の抜本強化及び金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業等への金融面からの支援等に重点的に取り組む。

（重点施策：ちいさな企業に光を当てた施策体系の再構築）

小さな企業をしっかりと支援するための施策を再構築し、新たな「知識サポート」の創設など、それぞれの実情に沿ったきめ細かな経営支援策を総合支援パッケージとして抜本強化するとともに、ユーザー目線に立った行政サービスの向上（申請手続簡素化、補助金小口化）を図る。

中小・ベンチャー企業の起業・創業・育成の支援体制強化を図るため、世界を目指す起業・創業、若手・女性等の起業・創業、第二創業といった様々な段階の起業を促進する施策、創業時・創業後の経営面の知識サポートの抜本強化、ベンチャーに挑戦する人材を鍛え、市場志向で新事業を創出する「場」の創設等を実施する。

ものづくり技術の強化・継承を支援するため、マイスター制度の創設、ものづくり指導者養成・活用による技術・技能継承の推進等を行う。中小企業の人材確保・育成・定着を支援するため、地域中小企業が人材確保・育成・定着を図るまでの一貫した支援、若手・主婦層に対する長期インターンシップを行う中小企業等の支援等を行う。また、中小企業の事業再生等を強力に推進する。

さらに、中小企業は、情報、資金、人材等様々な理由で海外展開を躊躇しており、日本の知恵・技・感性をいかした技術・製品を持つ中小企業を徹底発掘し、政府開発援助（ODA）も活用し海外ビジネス実現まで一貫しての支援等を行う。

これらにより、我が国経済の成長を牽引し将来のグローバル企業の芽となるとともに、地域の雇用や社会をしっかりと支える中小企業の活性化を図る。

(重点施策：金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業等への支援)

中小企業金融円滑化法および企業再生支援機構の期限が 2013 年 3 月に到来する予定であることも見据え、企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会、金融機関が連携して中小企業の経営改善・事業再生を強力に推進する。加えて、相当数の企業が支援を必要とすることが見込まれることから、中小企業を支援し、成長を促すための体制を整備するため、民間の資金・ノウハウを活用した新たな体制構築の検討も進める。

また、金融機関による中小企業の経営改善・事業再生支援に係る取組について、公表を含めた一層の情報発信の促進、金融機関との間の取決めに違反した場合のみ保証責任を負う停止条件付個人保証契約等、経営者本人保証を限定的にする施策といった個人保証制度の見直し、さらにはベンチャービジネスの育成や事業再生支援等の観点から無議決権株式のより一層の活用等の金融機関による資本性資金の供給促進等といった、更なる中小企業支援策を講じる。

② 食と農林漁業の再生

<基本的考え方>

我が国の食と農林漁業は、所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面しており、食と農林漁業の競争力・体質強化は待ったなしの課題である。

このため、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（2011年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定）に基づき、東日本農林漁業の復興、日本の農林水産物の信認回復にしっかり取り組むとともに、全国的な競争力・体質強化、地域振興を5年間で集中展開する。我が国農業が食料の安定供給や多面的機能の発揮という役割を持続的に果たしていけるよう、意欲ある農業者が経営発展に取り組むことができる環境を整備する。また、各地域の人と農地の問題を一体的に解決するための未来の設計図（「人・農地プラン」）の作成を促進し、地域の中心となる経営体への農地集積や将来の日本農業を支える人材の確保を進めるとともに、「食」に関する将来ビジョンに基づき、関係府省が連携して健康・教育・観光等の様々な領域で「食」を活用していく取組を加速化する。

以上のような取組により、農林漁業の生産性向上と市場規模の拡大を図り、若者が担う強い農林漁業の実現に向けて、グローバル化が進展する中で、農林漁業を若者が魅力を感じることができる夢のある産業として再生させ、「食料・農業・農村基本計画」（2010年3月30日閣議決定）に基づく食料自給率50%の達成等を目指す。

高いレベルの経済連携と農林漁業の再生や食料自給率の向上との両立を実現するためには、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」にある諸課題をクリアし、なおかつ、国民の理解と安定した財源が必要であり、消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度の改革、開国による恩恵の分配メカニズム構築も含め、具体的に検討する。

[農林漁業再生戦略]

【2020年までの目標】

食料自給率カロリーベース 50%、生産額ベース 70%

木材自給率 50%以上、魚介類（食用）の自給率 70%（2022年）

食品関連産業の市場規模 120兆円

【2015年度の間目標】

毎年2万人の青年就農者の定着（2016年目途）

平地で20～30ha規模の土地利用型農業の実現（2016年目途）

6次産業化の市場規模3兆円

新規就農の増大や農地集積、6次産業化・成長産業化の推進や健康・教育・観光等の様々な領域での「食」の活用、エネルギー生産への農山漁村の資源の活用、森林の整備・保全や木材利用の推進、適切な水産資源管理や漁業経営安定等のための施策を展開し、我が国の食と農林漁業を再生する。

（重点施策：戸別所得補償制度の更なる推進と新規就農の促進）

意欲ある農業者が安心して農業を継続できるよう、戸別所得補償制度を適切に推進する。また、地域農業の今後の方向性を示した「人・農地プラン」の作成を2013年度までの2年間集中的に促進し、同プランに則して地域の中心となる経営体への農地集積、新規就農者への青年就農給付金の給付等を行う。あわせて、農業法人による雇用就農や意欲ある多様な経営体による農地の有効利用等を促進する。

このほか、米粉用米、飼料用米、国産小麦、国産大豆等の需要拡大、基幹的農業水利施設の補修・更新等、食料自給率目標達成に寄与する需要・生産両面での取組を強化する。

（重点施策：6次産業化等夢のある農林漁業の実現）

農山漁村に雇用と所得を生み出し、若者の農林漁業への参入や定住化を促進するため、6次産業化に向けた新商品開発、販路開拓等を支援するとともに、アドバイスを行う専門家（6次産業化プランナー等）の育成・活用を推進する。また、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案の成立後、機構を設立し、6次産業化に取り組む事業体への出資ときめ細やかな経営支援を一体的に実施する。

国産農林水産物や食品の安全性を向上させるため、科学的根拠に基づき農場から食卓にわたり安全性向上のための取組等を推進する。また、食品トレーサビリティ、原料原産地表示、遺伝子組換え食品の表示等を推進する。さらに、「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった持ち味の再構築に向けたGAP（農業生産工程管理）、HACCP（危害分析・重要管理点）、植物工場等の取組を推

進する。

加えて、地理的表示の保護制度の早期導入や熟練農家のノウハウをデータ化したシステム（アグリインフォマティクスシステム）の実用化等知的財産や先端技術を活用した新産業創出を促進するとともに、「食」に関する将来ビジョン」に基づく健康・教育・観光等の様々な領域での「食」の活用、日本食文化の無形文化遺産登録、バイオマスの利活用、鳥獣害対策との連携、食品産業の国内市場の活性化や海外市場の開拓等を推進する。さらに、農林漁業の健全な発展と調和の取れた太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入や農山漁村における自立・分散型エネルギー供給システムの導入を促進する。

我が国の森林資源を最大限有効に活用して森林・林業を再生し、持続的な森林経営の確立と国産材の安定供給体制を構築するため、森林管理・環境保全直接支払制度の実施、路網整備、森林施業の集約化、フォレスター等の人材育成等を行うほか、森林による二酸化炭素の吸収・炭素の貯蔵機能を最大限発揮させるための森林整備・保全、公共建築物等における木材利用等を促進する。また、資源管理・漁業所得補償対策等による適切な水産資源管理、漁業経営安定化、省エネ・省コスト等高性能な漁船の導入、協業化、流通拠点における高度衛生管理対策等を推進する。

③新たな資金循環による金融資本市場の活性化

<基本的考え方>

成長力の強化を進めるためには、成長のシーズを事業化へと結び付けていくための大胆かつ効果的な規制改革など、成長に結び付くイノベーション、需要を様々な分野で喚起するとともに、官民の適切な役割分担の下、新規事業の立ち上げ等の資金となる成長マネーの供給拡大を図ることも重要である。創業期にある事業等にはリスク性の資金が十分に行き届いておらず、経済の活性化を阻む要因の一つとなっている。また、資金を仲介する金融・不動産産業自身も伸び悩んでおり、仲介機能を適切に発揮していくことを通じ、成長力を高めていくことが求められる。このため、企業の成長、事業の再生・再編及び起業等をファイナンスする成長マネーの供給を拡大し、事業の目利きを適切に行いつつ、必要な資金が新たな成長産業・市場に提供されるよう、金融資本市場の機能強化を推進する。さらに、金融産業の成長力・競争力強化や不動産投資市場の活性化等を図る。その際、我が国の資金循環構造の問題点やマクロ経済と国際収支構造の将来像等の分析を深め、広く家計による投資の促進につながる環境・制度の整備や、新たな資金調達のための環境整備、産業活性化の観点も踏まえた金融機関・市場の機能強化を図る。今後は、成長マネーが企業に供給され、企業の成長の果実が再び成長マネーとして企業に循環されるなど、アジア金融資本市場と一体となった資金循環構造の構築を目指す。

[金融戦略]

【2020年までの目標】

確定拠出年金における企業型年金実施事業主数 2.0 万社、マッチング導入事業所割合 20%、継続投資教育実施率 80%、日本版 ISA の投資総額 25 兆円、ふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォーム組成ファンド総額 150 億円、Jリート資産規模倍増（2011 年度比）

農林漁業成長産業化ファンド（法案成立を前提）及びその他施策による 6 次産業化の市場規模 10 兆円への貢献、官民連携インフラファンドの出融資事業も含め PFI 事業全体として 2010～2020 年で少なくとも約 10 兆円以上、開業率が廃業率を定常的に上回る

新たな金融手法（資本性借入金、デットエクイティスワップ、デットデットスワップ、ABL 等）の普及・発展：活用実績 50%増（2010 年度比）、新興市場新規上場企業数 50%増（2010 年比）

総合的な取引所において、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジアトップを目指す、アジア随一の先進的かつ安定的な市場、アジアを含む国内外の資金循環の中核（対外・対内証券投資、対外・対内直接投資の持続的な増大）、アジア債券市場規模倍増（2011 年比）（ASEAN 6 カ国）、中小企業の海外売上比率 4.5%（2020 年度）への貢献、インフラ大国としての地位確立・市場規模 19.7 兆円への貢献

【2015 年度の間目標】

確定拠出年金における企業型年金実施事業主数 1.7 万社、マッチング導入事業所割合 10%、継続投資教育実施率 65%、ふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォーム組成ファンド総額 50 億円、Jリート資産規模 40%増（2011 年度比）

農林漁業成長産業化ファンド（法案成立を前提）及びその他施策による 6 次産業化の市場規模 3 兆円への貢献、開業率と廃業率の均衡

新たな金融手法（資本性借入金、デットエクイティスワップ、デットデットスワップ、ABL 等）の普及・発展：活用実績 20%増（2010 年度比）、新興市場新規上場企業数 30%増（2010 年比）

アジア債券市場規模 50%増（2011 年比）（ASEAN 6 カ国）

成長マネーが必要な主体に対してより円滑に供給されるため、国民金融資産からの資金供給や、官の資金を呼び水に、民の資金・ノウハウを活用する連携体制を進める。また、金融円滑化法の期限到来も踏まえて中小企業の経営支援を強化するとともに、我が国金融資本市場のメインマーケットとしての地位確立や企業、金融機関の海外でのプレゼンス向上を図る。

(重点施策：国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大)

我が国家計が保有する金融資産の教育資金としての活用や不動産の有効活用の観点から、高齢世代から若年世代への資産移転等を促す方策について検討すると同時に、確定拠出年金の拠出規模の拡大、分散投資の促進等による普及・拡充や国内外の資産への長期・分散投資による資産形成の機会を幅広い家計に提供する観点から日本版 ISA について所要の検討を行い、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図る。また、家計の志をいかした新たな資金の流れの形成に向け、官民連携によるふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォームを創設し、各地の伝統産業やソーシャルビジネス、若者や女性による起業等の支援を対象にした投資ファンドの組成を後押しするほか、休眠預金を成長マネーの供給源として有効活用するための仕組みを構築する。さらに、J リート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る。

(重点施策：政策金融・官民連携による資金供給の拡大)

我が国経済の継続的な成長に向け、民間の資金・ノウハウをいかし、また官の資金を呼び水としつつ、官民で連携して資金を円滑に供給していくことは引き続き重要である。このため、約 100 兆円ある年金積立金管理運用独立行政法人の資金を始めとする公的・準公的な資金について、我が国の運用立国としての地位の確立といった観点も含め、資金の性格を考慮した上で、成長性のある分野に活用していくことの可能性について検討する。また、円高対応緊急ファシリティについて、その目的を踏まえつつ、更なる有効利用を推進する。加えて、アーリーステージ案件への支援を一層強化するために、産業革新機構の人員増強・体制整備を行うとともに、世界を目指す起業・創業、若手・女性等の起業・創業、第二創業それぞれへの資金支援策等を講じる。なお、財政投融資について、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、今後積極的に活用する。

(重点施策：金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業等への支援) <再掲>

(重点施策：アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立)

我が国からのアジアへの直接・間接投資を促進するとともに、アジアの資金を我が国へ呼び込むことにより、アジアの成長の果実を取り込むことが、我が国における今後の経済成長のためには重要となる。そこで、規制緩和等により我が国金融機関の競争力の向上を図るほか、我が国の金融・資本市場の魅力を向上させ、投資を呼び込み、アジアの金融センターとしての地位を確立するべ

く、総合的な取引所の実現、投資家の利便性向上のための施策を講じる。また、関係政府機関の活用等を通じ、我が国企業のアジア進出を支援するとともに、海外進出企業のニーズが高まっている現地通貨建てファイナンスや海外拠点の取引支援に向けた制度金融の実現を進める。

④観光振興

<基本的考え方>

人口減少・少子高齢化の中で地方経済の停滞が顕在化していることを考慮し、交流人口の増加により国内観光需要を喚起することで、地方経済の活性化や地方の雇用機会の創出に取り組むことが重要である。また、今後増加が見込まれる急速に経済成長するアジア等からの訪日外国人を取り込むなど、我が国の成長を支える観光振興に取り組むことも重要である。東日本大震災や原発事故、さらには円高等の影響で旅行者が減少し、我が国の観光は回復しつつあるものの依然予断を許さない状況に置かれている。

国の光を示す“観光”の振興は日本再生に不可欠であり、原発事故による風評被害を乗り越える必要がある。訪日外国人 3,000 万人時代を見据え、官民連携強化によりオールジャパンの訪日プロモーションを推進するとともに、短時間で円滑かつ厳格な審査を確実に実施できる出入国審査の方法等について検討を進め、観光客の受入環境水準や観光交通アクセスの向上を図る。また、休暇改革に取り組むとともに、日本の観光の高付加価値化、ブランド化など、観光立国を推進する。

[観光立国戦略]

【2020年までの目標】

訪日外国人旅行者を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人に2,500万人による経済波及効果約10兆円、新規雇用56万人
新規需要の喚起により航空需要の底上げを図り、国内外航空旅客輸送に占めるLCCの割合を欧米並み（2～3割程度）とする
休暇改革による国内観光需要の創出効果：約1兆円

【2015年度の間目標】

訪日外国人旅行者を1,800万人（2016年）
空港での外国人入国審査の最長待ち時間20分（2016年度）
国内における旅行消費額を30兆円（2016年）
国際会議の開催件数を2010年の741件から5割以上増やす（2016年）

震災や原発事故により落ち込んだ観光需要を回復し、訪日外国人旅行者数の増大に向けた取組と受入環境水準の向上を図るとともに、国内外から選好される魅力ある観光地域づくり、安全性・利便性やコストの面での観光アクセスの改善、観光需要を喚起する大きな潜在力を有する休暇改革等を推進する。

（重点施策：訪日外国人旅行者の増大に向けた取組、受入環境水準の向上）

政府（関係省庁、在外公館）、地方公共団体、経済界の連携強化によるオールジャパンの訪日プロモーションを推進する。まずは風評被害対策により、東日本大震災で落ち込んだ訪日観光需要の回復を果たす。今後の顕著な成長拡大が見込める東南アジアを始めとする新興国の中間層、莫大な消費が期待される富裕層市場からの誘客を、市場別目標に沿って効果的・効率的に拡大する。また、外国人観光案内所の機能向上等、外客受入環境の整備を行う。

あわせて、訪日外国人旅行者の出入国の円滑化の観点から、日本人等の出入国審査の自動化等、外国人の出入国審査の迅速化に資する方策の検討・促進に努める。東南アジアを始めとする新興国からの訪日客に対する査証発給要件の見直しに取り組む。また、オープンスカイをアジア以外の地域・国にも対象を広げて展開するとともに、首都圏空港の強化や関空の再生と国際競争力の強化に努めるなど国際航空路線の拡充等に伴う受入環境水準の向上を図る。

（重点施策：観光需要の喚起）

LCC（Low-Cost-Carrier）やビジネスジェットの参入を促進するべく環境整備に取り組む。安全性の確保を前提とした航空会社のコスト削減に資する技術規制の見直しを行う。また、LCCの参入促進にも資するよう、国管理空港等の経営改革の実現を進め、柔軟な着陸料体系の構築等を通じて地域活性化の核となる真に魅力ある空港の実現を目指す。同時に、地域の特性をいかし、かつ多様

化する旅行者のニーズに即した観光を提供するニューツーリズム（エコツーリズム、スポーツツーリズム、医療と連携した観光等）振興や、国際見本市や国際会議等の MICE（Meeting, Incentive, Convention, Exhibition/Event）の誘致・開催の推進を図る。地域の取組への評価等に応じた支援による戦略的な観光地域づくり、テーマ性を持ったルートの構築促進、交通インフラの安全性・利便性向上、コストの低減につながる移動手段の検討など、地域の自然や文化等をいかした魅力ある観光地域づくりのための環境整備を推進する。

また、顕在化していない需要を掘り起こし、地域経済の活性化を図るため、学校休業日の柔軟な設定、連続休暇の設定を含む休暇取得の分散化の検討など休暇改革の推進に取り組む。

⑤経済連携の推進と世界の成長力の取り込み

<基本的考え方>

アジア太平洋地域を始めとするグローバル需要の取り込みは、我が国が経済成長を維持・増進していくためにも不可欠である。我が国が世界の成長力を取り込み、また世界経済に貢献していくためには、我が国が率先して高いレベルの経済連携を進め、新たな貿易・投資ルールの形成を主導していくことが重要である。こうした観点から、我が国として主要な貿易相手を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進める。具体的には、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向け、日豪・日加交渉を推進、日韓交渉を再開し、また年内交渉開始につき一致した日中韓 FTA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）といった広域経済連携の早期交渉開始を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については交渉参加に向けた関係国との協議を進める。また、日モンゴル交渉の推進、日 EU 等の早期交渉開始等を目指す。欧州との関係については、あらゆる側面を包括的に強化していく。WTO は、まず、産業界からのニーズの高い ITA（情報技術協定）拡大交渉の早期妥結等を目指しつつ、引き続きドーハ・ラウンド交渉妥結に向けて積極的に対応を進めていく。

また、急速な円高は、これまで海外生産比率の低かった素材型製造業も含め、サプライチェーン全体の海外移転を加速させかねないリスクを内包しており、急激な産業空洞化の懸念がある。国内の事業環境の整備など、中小企業を始め、成長を下支えする効果的な施策の実施が必要である。

さらに、成長を続ける海外市場の獲得は我が国の発展に不可欠であるが、せっかくの高い技術力・ノウハウを有していても、マーケットとつながりを持たないがゆえにビジネスチャンスを逸している企業も多い。これまで培ってきた環境・インフラ分野やコンテンツなどのソフト面での日本の「強み」を最大限にいかし、パブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）や国際標準等も活用しつつ、知財保護強化と併せ、アジアを中心に世界でのビジネス展開の拡大を図り、その果実を国内に還流させる仕組みの構築に努めるとともに、我が国のアジア拠点化を推進する。また、円高メリットを活用した海外 M&A の促進や官民一体となった資源確保の強化を図る。さらに、日本企業の海外展開に資するべく、進出企業や在留邦人の活動環境の向上につながるような施策を引き続き推進する。

[アジア太平洋経済戦略]

【2020年までの目標】

アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築、ヒト・モノ・カネの流れ倍増

EPA カバー率 80%程度

パッケージ型インフラ海外展開による市場規模 19.7 兆円

新興国における産業人材の育成 累積 3 万 6 千人

建設業の新規年間海外受注高 2 兆円以上

クールジャパン関連市場規模 17 兆円

対日直接投資残高の倍増 35 兆円

在留高度外国人材の倍増

主要物流企業の海外市場売上高比率 50%

農林水産物・食品の輸出額 1 兆円水準

【2015年度の間目標】

EPA カバー率 30%程度

パッケージ型インフラ海外展開による市場規模 約 10 兆円

新興国における産業人材の育成 約 1.6 万人

建設業の新規年間海外受注高 1.5 兆円以上

クールジャパン関連市場規模 9.3 兆円（2016 年度）

高付加価値拠点（統括拠点、研究開発拠点）の数を 120 増やす

主要物流企業の海外市場売上高比率 40%

農林水産物・食品の輸出額 7000 億円程度（2016 年）

幅広い国々と戦略的かつ多角的な経済連携を進めるとともに、我が国企業の海外ビジネスの展開を拡大し、その果実を国内に還流させる仕組みを構築する。さらに、我が国のアジア拠点化を推進するとともに、海外 M&A の促進や官民一体となった資源確保の強化等を図り、ヒト・モノ・カネの流れを拡大する。

（重点施策：アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を含む経済連携の推進）

アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向け、（ア）日豪・日加交渉推進、（イ）日韓交渉再開、（ウ）年内交渉開始につき一致した日中韓 FTA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）といった広域経済連携の早期交渉開始を目指す。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、交渉参加に向けた関係国との協議を進め、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的議論を経た上で、国益の視点に立って、TPP についての結論を得る。また、日モンゴル交渉推進、日 EU 等の早期交渉開始等を目指す。高いレベルの経済連携強化に向けて、必要な規制制度改革の検討・実施を含め、いわゆる非関税措置等の改革に引き続き積極的に取り組む。

(重点施策：パッケージ型インフラ海外展開支援)

日本の世界最高レベルの環境・省エネ、安全・安心の技術や豊富な経験・ノウハウを集約し、官民連携により水・発電・鉄道等インフラ分野での海外展開を推進することで、海外の成長力を我が国の成長に取り込むとともに、アジアを中心とする諸外国の経済成長や安全な社会の基盤となるインフラ構築を支援する。「パッケージ型インフラ海外展開促進プログラム」(平成 24 年 6 月 27 日パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定)に基づき、広域開発プロジェクトの上流段階からの関与、インフラ案件の発掘・形成力強化等により、日本の技術・ノウハウが活用される案件の組成を支援するとともに、「川上から川下まで」の受注に向けた体制・プレイヤーの強化、コスト競争力・差別化の強化、インフラプロジェクト専門官の活用促進、公的ファイナンス支援の強化等を通じ日本企業の案件受注を強力に支援し、高い成果に結び付ける。さらに、防災、環境配慮型都市等を対象分野として追加するとともに、アジアを中心としつつ中近東や中南米等の新興国も含めるなど、支援の拡大を行っていく。

(重点施策：新興国の中間層など世界の成長市場の開拓、クールジャパン推進等)

環境性能や安全面等も含め高い品質を持つ日本の製品や効率的で質の高い日本発のサービスが新興国の中間層(ボリュウムゾーン)へ浸透することを支援し、新興国の生活の向上を図るとともに、日本企業も成長するプラスの循環を作り出す。具体的には、インフラ・制度整備などによる企業進出のための成長拠点開発、現地政府へのビジネス環境改善の働きかけ、ビジネス情報提供等を強化するとともに、新興国での事業に必要な内外人材の育成・確保支援、サービス業、建設業等の海外進出を支援する枠組みの構築等を強力に推進することで、中小企業を始め日本企業の新興国におけるビジネス展開を支援する。

また、我が国が世界に誇る技術力・デザイン力・ブランド力を最大限に発揮し、我が国産業の国際競争力を強化するため、我が国が強みを持つ特定戦略分野に特に重点を置き、国際標準化戦略を強力に推進する。さらに、映像その他のコンテンツ、デザイン、ファッション、伝統文化、観光、食、メディア芸術などの分野におけるクールジャパンの海外展開や「クリエイティブ産業」の振興を通じた地域の活性化・国際的発信を強力に実行する。その際、オールジャパンでの発信体制を強化し、我が国が既に国際的な競争力を有する消費財産業などとクリエイティブ産業が相乗効果を発揮できるよう、相互の連携を強化する。また、スマートテレビの推進等新たなメディア創出に向けた環境整備、グローバル展開を積極的に促進する。

(重点施策：ヒト・モノ・カネの受入拡大とアジア拠点化の推進等)

「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」の着実な実施とプログラムのフォローアップ、「アジア拠点化推進法」の施行、さらには復興特区制度を始めとした関連制度の活用促進、投資関連情報の発信体制の更なる強化等により、海外からの企業誘致に取り組む。法人課税については、復興特別法人税課税期間終了後(平成 27 年度以降)において、実効税率の引下げが実現することとなる

が、その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今般の税率引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、その在り方について検討する。

また、優秀な海外人材を我が国に引き寄せるため、職歴や実績等に優れた外国人に対し出入国管理上の優遇措置を行う「ポイント制」を円滑に運用するとともに、現行の基準では要件が満たせず、就業可能な在留資格が付与されない専門・技術人材について、引き続きニーズ等を聴取し、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ、随時検討する。また、経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の円滑な受入れに引き続き取り組む。

さらに、アジアを中心とした海外物流市場の更なる拡大とその獲得のため、北東アジア物流情報サービスネットワーク構築等による我が国物流システムの海外展開を推進する。

（重点施策：農林水産物等の輸出促進と國酒など我が国「食」の海外市場拡大）

原発事故の影響等で落ち込んだ農林水産物・食品の輸出額を 2020 年までに 1 兆円水準とするため、諸外国の輸入規制緩和の働きかけ、国家戦略的なマーケティング体制の構築、検疫協議の加速化、海外での日本の食文化の発信など、農林水産物・食品の輸出促進の取組の強化を図る。

さらに、国内だけでなく海外の需要も視野に入れたグローバルマーケティングによる市場開拓のモデル的取組の一つとして、國酒を始めとした日本産酒類について、輸入規制の撤廃・緩和、関税の引下げ、在外公館や JETRO 等を活用した海外での売り込み強化など、官民連携の下で輸出促進のための総合的な環境整備に取り組む。

以上のような取組による成功例の積み上げ・活用等を通じて、我が国の「食」の海外市場の拡大を図る。

(2) 分厚い中間層の復活

日本再生には、経済成長とともに、社会が安定し、国民が成長を実感し、将来に対する希望を持てる環境を作ることが重要であり、成功へのインセンティブと失敗へのセーフティネットが必要である。現在は、所得中位層に属するいわゆる中間層の所得が全体的に低下し、総じて貧困化する傾向が見られ、中間層に様々な問題や不安を生じさせている。

このため、国民全員が参加して経済社会を支えつつ、その経済成長の果実を社会の幅広い人々が享受できるようにし(インクルーシブな成長)、雇用の創出、質の向上、教育などを通じて分厚い中間層の復活を目指す。「人」こそ我が国の「財」産であり、「次世代への投資」こそ我が国の将来を切り拓くものであるため、少子化対策を進めるとともに、全員参加と次世代の育成を促進する「人財戦略」を展開する。このため、まずは現在の中間層の活性化を図るために、国内の事業環境を魅力あるものに整えつつ、産業構造の変化や新たな国際分業に対応した人材の育成を推進するとともに、生活の基盤となる雇用を確保することにより、全員参加型社会の実現を図る。そして、コミュニティに支えられた持続可能で活力ある地域社会を再生する。これらを通じて、すべての人が社会に参加でき、お互いに支え合う社会を構築する。

①すべての人々のための社会・生活基盤の構築

<基本的考え方>

グローバル化による海外の安い労働力との競争や ICT 化による定型業務の減少等が進み、産業構造が転換する中で、年収 200 万円以下の低所得者層が増加するとともに、非正規雇用が雇用者の 3 割を超え、不安定雇用が増加した結果、これまでのように働くことを通じて暮らしが上向きイメージが描きにくくなっている。このような中で、我が国を支えてきた中間層や若者に不安が広がり、格差の拡大、さらには全般的な貧困化が懸念されている。

このため、全員参加型の社会の実現を目指し、まずは経済を活性化し、新産業や地域における質の高い雇用の創出を図る。また、これからの新しい中間層を支える若者の教育支援と就労促進、共働きで子育てしやすい社会の実現等による女性の活躍の促進や、女性、高齢者等が学びやすく働きやすい環境の整備、高齢者の意欲と能力をいかせる居場所と出番の確保、障害者の就労促進、仕事と生活の調和が実現でき、多様な働き方を選択できる環境整備を図る。さらに、雇用のミスマッチ解消、トランポリン型のセーフティーネットの整備等を推進し、ディーセント・ワークの実現に向けて、すべての人々の意欲を引き出し、能力を発揮できる環境を整備する。併せて、少子化対策を進め、幼児期の学校教育や保育の充実・向上を図るとともに、子ども・子育てに関連する制度等について強化する。

若者が夢と希望を持って働くことができ、女性、高齢者が更に活躍できるよう、政労使の社会的合意を進め、非正規雇用と正規雇用の枠を超え、仕事の価値に見合った公正な処遇の確保に向けた雇用の在り方の実現を目指す。また、家族の在り方の変容や共働き世帯の増加等を踏まえた新たな社会モデルの構築を目指す。日本が誇るべき「人の力」と「勤勉さ」をないがしろにすることなく、チャンスに満ちあふれた社会を目指すべくフロンティアを提示していく。

[生活・雇用戦略]

【2020年までの目標】

20～64歳の就業率 80%、15歳以上の就業率 57%、
20～34歳の就業率 77%、若者フリーター数 124万人、地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数 10万人
25歳～44歳までの女性就業率 73%、第1子出産前後の女性の継続就業率 55%、男性の育児休業取得率 13%
60歳～64歳までの就業率 63%
年次有給休暇取得率 70%、週労働時間 60時間以上の雇用者の割合 5割減
労働災害発生件数 3割減、メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合 100%

【2015年度の間目標】

20～64歳の就業率 77.4%、15歳以上の就業率 57%
20～34歳の就業率 75.4%、若者フリーター数 165万人、地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数 6万人
25歳～44歳までの女性就業率 69.8%、第1子出産前後の女性の継続就業率 50%、男性の育児休業取得率 8%
60歳～64歳までの就業率 60.1%
年次有給休暇取得率 59%、週労働時間 60時間以上の雇用者の割合 7.4%
労働災害発生件数 15%減、メンタルヘルスケア取組事業所割合 67%

2020年の目標値は、内閣総理大臣主宰の「雇用戦略対話」において、労使のリーダー、有識者の参加の下、政労使の合意を得たもの。また、2020年及び中間目標の目標値は、新成長戦略において「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」等としていることを前提。

自ら職業人生を切り拓ける骨太な若者への育成を社会全体で支援する戦略的な取組と、「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」（平成24年6月22日女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定）を推進するとともに、生活困窮者に対する支援の体制整備と生活自立支援サービスの体系化による戦略的な生活支援の実施、地方消費者行政の充実強化など消費者の安全・安心の確保等に重点的に取り組む。併せて、働くことを通じて安心して生活できるようにするため、同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇やワーク・ライフ・バランスの実現等により雇用の質の向上を図る。

（重点施策：若者を取り込んだ成長に向けた戦略的取組の推進）

若者を取り巻く厳しい就職状況等を踏まえ、若者を取り込んだ成長を実現するため、政労使学の合意の下、中長期的な総合対策として「若者雇用戦略」（平成24年6月12日雇用戦略対話合意）を実施する。就学支援の実施や高校・大

学等での初年次からの体系的・系統的なキャリア教育の実施、地域の関係機関が連携したキャリア教育の支援体制の構築等により機会均等・キャリア教育の充実を図る。また、学校の相談・支援機能とハローワークのマッチング機能の完全連結、中小企業とのマッチング支援等により雇用のミスマッチ解消を図る。さらに、全国全ての地域での地域若者サポートステーションのサービス提供とアウトリーチ（訪問支援）・学校との連携による切れ目のない支援、成長分野における実践的な職業能力の評価・認定制度の実施、成長分野の中核的専門人材養成等に取り組み、キャリア・アップ支援を図る。なお、雇用戦略対話の下に「若者雇用戦略推進協議会」を設置し、これらの施策の推進・広報・検証等を行う。

（重点施策：女性の活躍促進による経済活性化）

女性の活躍による経済活性化を図るため、企業トップを含めた男性の意識改革と、思い切ったポジティブ・アクションが必要である。また、政府の取組の本気度を示すためにも、公務員から率先して取り組むことが重要である。こうした観点から、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画を踏まえ、企業における女性の活躍推進状況の「見える化」の促進、目標を定めて企業へ直接的な働きかけを行う「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」の実施、表彰制度を創設し、先行事例を発信するなど人材の多様性をいかす経営の促進、男性の育児休業の取得促進、女性の起業や再就職の支援、メンターやロールモデルの育成・支援、学校教育の早い段階からライフプランニング支援を含むキャリア教育の推進を含めた社会的気運の醸成等に取り組む。

これらの取組については、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において、2012 年末までに工程表を策定し、政府全体で連携して取り組む。

（重点施策：戦略的な生活支援の実施）

国民一人一人が社会に参加し、潜在能力を発揮するための「社会的包摂」を進めるとともに、生活保護を受けることなく自立することが可能となるよう、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための「生活支援戦略」（仮称）について、2012 年秋を目途に策定し、実施する。

具体的には、生活困窮者への支援体制の底上げ、強化を図るため中期プランを策定し、計画的に整備を図るとともに、NPO、社会福祉法人等の民間機関との協働による伴走型支援や多様な就労機会の確保、学び直し等の「貧困の連鎖」の防止のための取組を含む生活困窮者支援体系を整備する。あわせて、就労支援の強化等により自立の助長を一層図るとともに、国・地方自治体の調査権限の強化などの不正受給対策を徹底する観点から、生活保護制度の見直しについて、生活保護法改正を含めて検討する。

②我が国経済社会を支える人材の育成

<基本的考え方>

高等学校卒業者の大学等への進学率が5割を超えている中、2012年3月卒業の新規学校卒業予定者の就職環境は、大学卒業者の就職率（2012年4月1日現在）が93.6%と若干ではあるが改善の兆しが見えてきたものの、引き続き改善に向けた取組が必要な状況にある。また、人々の財・サービスの需要が変化してきており、その変化に対応したイノベーションを担う能力など、産業構造の変化に応じた職業能力が求められている。

このような中で、大学卒の新規就職者の3年以内の離職割合は3割程度、高等学校卒の新規就職者の3年以内の離職割合は4割程度となり、大学・大学院卒のニートも増加傾向にある。また、大学等の教育面での力点と企業の大学等への期待にミスマッチが生じている部分がある。さらに、国際競争の激化や非正規雇用の増加が進む中で、これまでのように企業内教育に依存するだけでは、能力の蓄積の機会を得づらくなってきている。

「新たな時代の開拓者たらん」という若者の大きな志を引き出し、自ら学び考える力を育む教育などを通じて叡智^{えい}にあふれる人材を育成していく必要がある。産業構造の変化や新たな国際分業等に対応するために求められる人材ニーズを踏まえ、産学官の連携の下、知識・情報を社会や市場につなぐ仕組みを戦略的に強化する人材育成システムの再設計を図り、人材の底上げやニーズに対応した多様な人材の育成を実現する。また、若者が経済的理由で進学を断念することがないように奨学金などの就学支援を推進する。

このため、我が国経済のインクルーシブな成長を目指し、産学の連携・協力を図りながら、成長分野やものづくり分野における職業教育・職業訓練や、いわゆる「手に職を持つ」、「技術や専門性を有する」自営業者や個人事業主を育成するなど自立するための職業教育・職業訓練を強化し、実践的な職業能力評価の仕組みの導入を図る。また、若者の国際的視野^{かん}を涵養する取組を推進し、語学力・コミュニケーション能力を含め、新たな価値やビジネスを創造できる能力を持つ人材を育成することが必要である。さらに、こうした方向に資する教育改革に取り組む。これらの取組を通じて、社会経済を支える人材の底上げやグローバルに通用する高度人材の育成・確保を図り、企業や教育現場等における活躍を進める。

[人材育成戦略]

【2020年までの目標】

国際的な学習到達度調査で世界トップクラスの順位
日本人学生等 30 万人の海外交流
質の高い外国人学生 30 万人の受入れ
日本企業のマネジメント層の国際経験を東アジアトップレベルに引き上げ

【2015年度の間目標】

中高一貫教育を行う学校数 500 校
学生の学修時間の欧米並み（1日8時間前後）の水準の確保
英語による授業の倍増、外国語で教育研究指導可能な人材の 1.5 倍増
外国大学等との交流協定に基づく単位互換制度を実施している大学 5 割
マネジメント層の国際経験に関する国際ランキングを東アジア上位 3 位に上昇

未来への投資として次世代の育成を進めるため、633 制の柔軟化等による意欲ある地域の取組の促進、大学ビジョンに基づいた高等教育の抜本的改革など、社会の期待に応える教育改革を推進し、社会を生き抜く力を養成する。また、グローバル人材の育成や教育と職業の円滑な接続、社会人の学び直し等の環境整備等に取り組む。これらの取組を通じて、社会経済を支える人材の底上げやグローバルに通用する高度人材の育成・確保を図り、企業や教育現場等における活躍を進める。

(重点施策：633 制の柔軟化等による意欲ある地域の取組の推進)

社会構造の変化や地域の実情に対応した意欲ある地域の取組を推進し、新たな時代の個々人の学びをきめ細かく支援・促進する。このため、2012 年度中に高校教育改革プログラム（仮称）を取りまとめるとともに、小中一貫教育制度（仮称）を創設するなど、小中一貫教育や中高一貫教育の充実等を図り、柔軟で多様な進路設計を可能とする弾力的な教育を推進する。また、ICT も活用しながら、基礎知識に加え、課題発見・解決能力やコミュニケーション能力など重要な能力・スキルの確実な習得を目指すとともに、教育の質の向上に向けて教職員の質の改善や地域との連携を含めた体制整備を推進する。

(重点施策：大学ビジョンに基づく高等教育の抜本的改革の実施)

大学に求められる多様な役割・ニーズを踏まえて 2012 年度中に大学ビジョンを策定するなど、新時代に適応する特色ある高等教育の実施のための具体的取組方策・支援基準を取りまとめ、国立大学改革の方向性を提示するとともに、国立大学改革を先行実施する。2013 年央までに取りまとめる「国立大学改革プラン」を踏まえて大学・学部の枠を超えた連携・再編成等を促すなどの改革の加速化を図るとともに、財政基盤の確立と基盤的経費（運営費交付金、私学助

成)等の一層のメリハリある配分の実施や、私立大学の質保証の徹底推進を図る。加えて、大学のマネジメント強化、学修環境整備、大学入試改革、地域再生の拠点としての大学の機能強化等を進めることなどにより、高等教育の抜本的改革を進め、世界レベルの高等教育を目指す。

(重点施策：グローバル人材の育成と社会人の学び直し等の推進)

グローバル化や産業構造の変化が加速する中、国際的に活躍する人材を確保するとともに、意欲のある者の多様な学習機会を確保するため、グローバル人材の育成や社会人の学び直し等の推進、学びのセーフティネットの構築や児童・生徒の心のケアの充実に取り組む。

①グローバル人材育成戦略に基づく取組や社会人の学び直し等の推進

豊かな語学力・コミュニケーション能力等を身につけ、国際的に活躍できるグローバル人材への需要はますます増加しており、「グローバル人材育成戦略」(平成24年6月4日グローバル人材育成推進会議取りまとめ)を踏まえ、国際的に誇れる大学教育システムを構築するとともに、民間での取組を含め様々な形での日本人学生等の海外交流を促進し、質の高い外国人学生の戦略的獲得、国際化対応ビジネス人材の育成を図る。また、大学の秋季入学導入の進捗状況に応じた環境整備を進めるとともに、国家公務員の採用に関し、留学経験者の選考・採用時期の配慮など通年採用も含めた採用時期等の柔軟化による多様な人材の確保など可能なことから率先して取組を進める。さらに、2014年度には、大学の秋季入学等の導入に関する政府として基本的な対応方針を整理する。

また、大学・専門学校等における社会人の学び直し等のニーズに対応した学修機会の提供や、「人を活かす」サービスの創出等による再教育・マッチングの仕組みの構築を図る。

②奨学金制度の改善への取り組み

奨学金制度の拡充を図り、進学意欲のある学生が広く教育を受けられる教育環境を整備し、就学支援をきめ細かく推進する。このことによって、進学を希望する学生が経済的な理由から大学・短大・専修学校等への進学を断念することがない社会を構築する。また、入学前のつなぎ融資・教育ローンの保護者貸付から学生本人への貸付への変更についての制度的工夫を図る。奨学金制度の拡充・就学に対する金融支援の見直しで、親の教育負担の大幅な軽減を実現する。

③児童・生徒の心のケアのためのスクールカウンセリングの充実

いじめ撲滅、不登校などへの対策として、スクールカウンセラーの拡充などを図り、児童・生徒の心のケアに万全を期す。児童・生徒の悩みや不安を気軽に相談できるスクールカウンセラーがいることで、いじめの早期発見や、緊急時の対応を迅速に行いうる。こうした対応は、教員や保護者に対する助言・援助にもつながり、学校・保護者・カウンセラーが一体となって、いじめ撲滅な

どの徹底を図ることに資する。

③持続可能で活力ある国土・地域の形成

<基本的考え方>

東日本大震災は、大規模災害に備える必要性を再認識させた。大震災の教訓を踏まえ、災害に強い国土・地域づくりに取り組むとともに、災害が我が国全体の経済社会に影響を及ぼすことを避けるため、広域的な機能分担や地域間連携、ネットワークの代替性・多重性の確保等が課題となっている。

さらに、人口減少社会の中で、どのように地域のコミュニティを維持・発展させ、国民生活の豊かさを確保していくのかが、我が国の大きな課題である。人口減少が現状の見込みのまま推移した場合、2050年には、現在の居住地の6割以上で人口が半分以下になり（1km²ごとの地点で算出。約2割の地域で無居住化）、都市圏レベルでも約2割の地域で半分以下の人口になるとの推計もある。

このため、人口減少が見込まれる中で、人々の生活や社会活動の基盤となる都市や地域の活力を維持し、環境や防災等の課題に的確に対応して生活空間の魅力を高めていくべく、地域主権改革を推進することで地域の自主性及び自立性を高めつつ、民間の資金やノウハウ等を最大限に活用して都市の中心市街地等への投資の拡大や農山漁村の活性化等を図る。また、支え合いの精神で、寄附や持ち寄り、ボランティア活動等様々な形で一人一人が自発的に社会を支える「新しい公共」を創り出し、これをいかして事業と地域の様々な課題を解決するとともに、劇場等の地域の文化拠点を活性化し、国民一人一人の「居場所」を確保するなど、コミュニティに支えられた豊かな地域づくりを推進する。また、このような地域づくりの担い手の育成・確保を推進する。

人口減少社会を迎え、持続可能な地域づくりを速やかに進めるべく、コンパクトシティの推進や公共交通の充実、高齢化に対応した健康づくりに配慮したまちづくり、人口構造の変化に対応可能な可変性の高いまちづくり、情報通信技術を活用した新たなまちづくりなど、新たな時代のまちづくりを進める。

また、人口動態が変化する中、人々の「絆^{きずな}」やコミュニティに支えられる地域の在り方、国土における都市と農山漁村、人と自然、適切な機能分担の在り方を踏まえつつ、世界的にも魅力のある「地方」づくりなど、中長期的な観点に立った国の「かたち」づくりを推進する。

[国土・地域活力戦略]

【2020年までの目標】

国際戦略総合特区：21.3兆円の経済効果、94.9万人の雇用創出効果

地域活性化総合特区：8.6兆円の経済効果、43.8万人の雇用創出効果

（地域活性化総合特区の取組の全国展開：24.6兆円の経済効果、125.7万人の雇用創出効果）

環境未来都市：3.6兆円の経済効果、17万人の雇用創出効果

都市再生の推進：最大8～11兆円の民間投資

2010年～2020年のPFIの事業規模：少なくとも約10兆円以上

緑の分権改革：取組団体1,400

中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模倍増（20兆円）

ネットゼロエネルギーハウスの標準化

耐震住宅ストック比率95%

【2015年度の間目標】

国際戦略総合特区：7.1兆円の経済効果、31.6万人の雇用創出効果

地域活性化総合特区：2.9兆円の経済効果、14.6万人の雇用創出効果

（地域活性化総合特区の取組の全国展開：9.8兆円の経済効果、50.3万人の雇用創出効果）

環境未来都市：1.2兆円の経済効果、5.7万人の雇用創出効果

都市再生の推進：4～5兆円の民間投資

国、都道府県、政令市、中核市、特例市で民間提案の活用等 PFI 活用に係る指針の策定促進 75%以上

緑の分権改革：取組団体800（2014年度）

既存住宅の流通シェア 20%、省エネ基準達成率 70%

持続可能で活力ある国土・地域の形成に向けて、まずは我が国の活性化の突破口となる総合特区、環境未来都市等の活用を進める。さらに、中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模倍増、人口減少社会の中での集約型のまちづくり、大都市等の再生や災害に強い国土・地域の構築等に重点的に取り組む。

（重点施策：活性化の突破口となる総合特区、環境未来都市等の活用、「新しい公共」の活動促進）

国際戦略総合特区では産業の国際競争力の強化を、地域活性化総合特区では地域の活性化をねらいとして、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援を実施する。また、地域再生制度等を活用して地域活性化総合特区の取組を全国に展開する。

「環境未来都市」構想推進のための諸施策の集中実施により、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりでの世界トップクラスの成功事例を創出

するとともに、国内外への普及展開を図る。

多くの国民による参加や自発的な寄附の下で、「新しい公共」の活動を地域の中で広げていくため、改正特定非営利活動促進法による新たな認定制度や拡充された寄附税制等の活用を促進する。

民間活力の活用を図りつつ、インフラ投資を促進するため、民間資金等を活用する手法（PFI/PPP）の具体的な案件形成等を推進する。

また、地域の自主性を強化し、自由度の拡大を図ることにより、活気に満ちた地域社会をつくるため、地域主権改革を推進する。

これらと併せ、緑の分権改革、定住自立圏構想、地域と大学との連携など知の蓄積・連携、劇場等の地域の文化拠点の活性化等を通じた自立的な地域づくり等を推進し、地域における協働の下、その資源や創意工夫を最大限活用して、意欲ある地域の多様な成功事例を全国各地に創出し、地域そして我が国全体の活性化の突破口とする。

（重点施策：良質な住宅ストックの供給と不動産流通システムの改革）

近年の少子高齢化の進行、所得・雇用環境の悪化等の経済社会の変化を踏まえ、国民のライフスタイルやライフステージに応じた住まいの確保を図る必要がある。また、東日本大震災以降、住宅の耐震化・省エネ化への需要が高まっている。このため、中古住宅流通・リフォームの活性化等に取り組むとともに、不動産流通市場の活性化を図る。

①中古住宅流通・リフォームの促進と不動産流通システムの改革等

「中古住宅・リフォームトータルプラン」（平成 24 年 3 月国土交通省）に基づき、インスペクション（建物検査）の普及、既存住宅の性能表示の充実など、中古住宅流通・リフォーム市場を活性化する環境整備を進め、また、既存不適格建築物等に係る制度の見直しを行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅の供給拡大、子育て世帯向けの住替え支援等、ライフステージに応じて適切な住まいが確保できるよう取組を推進する。

また、耐震性や環境性能に劣る住宅・建築物の更新は急務であり、老朽マンションの建替え・改修の促進策の実施、住宅のゼロエネルギー化や省エネ改修の促進などに取り組み、省エネ、耐震性、バリアフリー性等に優れた住宅の普及促進を図る。さらに、国産材を利用した良質な木造住宅の普及促進を図る。

一方、不動産流通システムの改革に向けては、不動産取引の透明性・効率性や事業者のコンサルティング機能の向上、建物評価手法の見直し、不動産価格指数の整備や不動産情報ストックの充実等を推進し、不動産流通市場の活性化を図る。

これらと並行して、工法等の技術的な向上や担い手となる人材の育成等を進め、2020 年には中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模倍増を実現する。

②若年低所得者の持家確保方策等の充実

経済社会や雇用情勢の変化に対応し、若年層の所得の低下動向等を踏まえ、

若年低所得者等の住宅確保方策を充実させる。

このため、低所得者を含めた一次取得者の持家取得の促進を図るための（独）住宅金融支援機構のフラット35の活用など、その実現を図るために必要な措置を講じることとする。

（重点施策：集約型のまちづくりや次世代型生活への対応）

社会全体の高齢化が進む中、子育て世代が住みやすく、高齢者が自立して健康、安全、快適に生活できるよう、集約化されたまちづくりを進め、持続可能な地域社会を構築する。

①新しいまちづくりの推進

人口減少社会の中でも子育て世帯・高齢者等が健康、安全、快適に生活できる持続可能な地域づくりを進めるため、新制度の導入等により、中心市街地等への都市機能の集約化、市街化区域や街なかへの居住の推進、歩いて暮らせるまちづくりの推進を図るとともに、中心市街地の活性化等に向けた現行施策の検証を行いつつ、団地の再生や鉄道駅の改築に合わせた医療・介護施設や子育て施設等の整備、生活幹線ネットワークの整備など、生活・経済機能の集約化及び移動アクセスの確保を支援し、コンパクトなまちづくりを推進する。

また、公共交通機関の利便性向上や公道走行が可能な超小型モビリティ（地域の手軽な足となる新たな乗り物）の導入を通じて地域内の移動円滑化を進めるとともに、情報通信技術を活用した新しいまちづくりモデルの確立・普及などに取り組む。

さらに、まちづくりに当たっては、社会資本の適確な維持管理・更新等が不可欠であり、長寿命化計画の策定推進等による戦略的な取組を推進する。

②安全と安心のためのホームドアの充実

近年増加傾向にある鉄道駅のホームにおける視覚障がい者などをはじめとした旅客の接触転落事故対策として、ホームドアの整備や技術開発を推進する。ホームドアの整備によって、視覚障がい者等のホームにおける転落の不安がなくなることで、社会的弱者である視覚障がい者等の社会参加をより一層促進する。ホームドアの整備事業は、社会的弱者を支援する公共性と経済性の双方を兼ね備えた取り組みであり、鉄道事業者に任せるだけでなく、国・地方自治体も一体となって積極的に取り組まなければならない。

（重点施策：大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築）

大都市等の防災機能の向上と国際競争力強化に向け、防災・減災に資する施設の容積率の緩和等の規制緩和、特定都市再生緊急整備地域等における官民の協議会によるインフラ等の整備や都市再生安全確保計画の策定・実施、民間都市開発における民間金融機関だけでは十分でないファイナンス面での支援等に取り組む、戦略的な大都市等の再生を推進する。さらに、国際的なビジネス活動の一層の推進を図るため、官民連携のもと大規模展示場を含む MICE 施設の機

能の向上を図り、その活用を促進する。また、「選択と集中」の考え方に基づき、首都圏空港等・国際戦略港湾の機能拡充・強化や大都市圏拠点空港へのアクセス改善、大都市圏の環状道路の整備や渋滞ボトルネック対策、高速道路等と拠点空港・港湾・鉄道駅とのアクセス向上、大都市間の交通ネットワークの多重化など、真に必要なインフラの重点的な確保を図る。

さらに、災害に強い国土・地域の構築に向け、これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。まずは、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告の取りまとめを踏まえ、災害関連法制の改正を始め、各般の施策を迅速に講じる。

あわせて、首都直下地震等の万一の場合に備え、政府としてのバックアップ機能の確保方針を早期に明確化する。

(3) 世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化

<基本的考え方>

日本が築き上げてきた社会インフラを、アジアを始め世界に展開し、世界経済の発展・安定化に貢献することが、日本再生にもつながる。日本の再生は、国際的な発展を伴わずには実現できない。このため、これまでのいわゆる「内向き志向」からの脱却を図り、保健・医療、教育、安全な水、治水、防災、環境保全等の我が国が有する優れたシステム・技術の海外への提供、大規模災害時の緊急支援等による積極的な国際貢献・国際協力を進め、アフリカを始め世界におけるインクルーシブな成長を通じた「人間の安全保障」の実現に貢献する。人間の安全保障の達成には、国家・行政の機能を向上させていくとともに、そこに生きる人々の個人の能力を向上させていくことの双方が必要であり、そうした支援に努めていく。

また、グローバル時代の歴史的転換期にあつて、世界経済の構造転換や人口減少・少子高齢化社会への対応、地球温暖化に対応したエネルギー政策やグリーン経済への移行等、日本の課題は世界が直面していく課題であり、日本が先頭に立って解決していく。

国際社会における我が国の立ち位置と姿勢を明確にした上で、国連を始めとする国際機関や国際的なフォーラムにおける日本のプレゼンス（存在感）の強化や、より一般的な世界の人々が持つ日本のイメージ・認識の向上を図るべく、人間の安全保障の概念の普及や、環境技術、世界に誇るものづくり、国民性、日本語・日本文化等、多様な要素を含む日本の国家ブランドを確立して世界に伝えていく方策を検討する。また、世界が抱える諸課題の解決にリーダーシップを発揮し、人類の未来に貢献する人材の育成策を更に検討していく。

これらの取組に当たり、ODA も戦略的に活用しつつ、我が国は新たな成長・国際貢献のモデルを世界に提示していく。

【2020年までの目標】

世界におけるインクルーシブな成長を通じた「人間の安全保障」の実現への貢献

日本の信頼感・存在感の向上

主要国際協力 NGO への寄附額を 2011 年比倍増、ODA に携わる中小企業数を 2012 年度比 5 倍

海外の日本語学習者数 500 万人

【2015年度の間目標】

700 万人の児童・生徒に質の高い教育環境を提供、他の開発パートナーと共に 296 万人の新生児、1,130 万人の乳幼児の命を救う

防災対策支援 30 億ドル

再生可能エネルギー分野等の気候変動分野での支援 30 億ドル

「緑の協力隊」の編成 1 万人

ポスト MDGs に人間の安全保障など我が国 ODA の理念を反映

主要国際協力 NGO への寄附額を 2011 年比 1.2 倍、ODA に携わる中小企業数を 2012 年度比 2 倍

海外の日本語学習者数 400 万人

(重点施策：戦略的、効果的な ODA の推進等による「人間の安全保障」の実現への貢献)

我が国の援助理念である人間の安全保障の実現は、国連ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成に不可欠である。また、ODA の対 GNI 比 0.7% 目標などの国際開発目標を踏まえ、必要となる財源の確保を含めて最大限努力することは、我が国が国際社会から期待される責任を果たす上で不可欠である。基礎教育や保健・医療・衛生、農業・食料等での支援を通じて、地方自治体、NGO、企業等の民間セクター、さらには国際機関などとも連携しつつ、MDGs の実現など地球規模課題・開発課題の解決に積極的に取り組み、アフリカを始め世界における人間の安全保障の実現に貢献する。また、主要国際機関等での議論や意思決定への関与を強化することにより、ポスト MDGs の検討作業に積極的に参画し、人間の安全保障の概念をポスト MDGs の基本理念として盛り込むとともに、ポスト MDGs 達成に向けた努力を主導し、国際社会に貢献する。その際、円借款や官民連携など ODA のスキームを不断に改善し、その戦略的、効果的な活用を一層推進することにより、国際協力の担い手の多様化・増加、質の高い援助を実現する。

また、東日本大震災も踏まえ、ODA を活用した被災地の復興支援と国際貢献の両立を図るとともに、特に途上国における防災対策支援及び世界のグリーン経済移行への貢献について積極的に実施する。

①途上国における防災対策支援

アジアなど災害に脆弱な国に対し、洪水対策マスタープラン策定・改定や災害に強靱なインフラの整備、防災システムの構築・運用といったハード・ソフト面での支援等を、産学官が連携しつつ効果的に組み合わせて行う。特にアジアを中心に、我が国の技術をいかした防災ネットワーク構築の推進や ASEAN 防災人道支援調整センターの強化を図るとともに、我が国の防災対策（政策、技術、教育等）の普及を図り、ポスト兵庫行動枠組の策定・実施を主導する。また、国際社会・国・地方・コミュニティなどあらゆるレベルでの防災の主流化に貢献する。

②世界のグリーン経済移行への貢献

2012 年 6 月に開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）で表明した「緑の未来」イニシアティブを踏まえつつ、東アジア低炭素成長パートナーシップの具体化やアフリカにおける低炭素成長戦略策定支援、二国間政策対話、「緑の協力隊」の編成、再生可能エネルギー分野での支援、二国間オフセット・クレジット制度の構築等を通じて、我が国の優れた環境・低炭素技術・知見の活用による世界のグリーン経済への移行に貢献する。また APEC における環境物品・サービス貿易の自由化の促進、生物多様性に関する愛知目標の達成に向けて貢献する。

（重点施策：日本の強み・魅力の発信と日本的な「価値」への国際理解の促進）

東日本大震災によりもたらされた国際的風評被害を乗り越え、我が国の国際的なプレゼンスを高め、日本ブランドを世界に発信するために、日本の強みと魅力、日本的な「価値」を体現する重点領域を設定し、国際見本市や国際会議等の各種機会も活用しながら、これらについての対外発信を積極的に行う。そのために、政府が一体となって、官民連携の推進、国際放送を含む国内外メディアや広報その他各種資源の有効活用、政府の国際的発信能力・手段の拡充を通じて、国際的な発信や交流事業を積極的に展開する体制構築を行う。

V. 戦略の継続的な実効性の確保 ～本格的な PDCA サイクルによる戦略実現～

社会経済情勢が変化する中で、「共創の国」に向けて日本再生戦略を着実に実現していくためには、成果の達成を基軸として、フォローアップや施策の見直し等を継続的に行っていくことが重要である。

日本再生戦略では、このための新たな仕組みを戦略の重要な一要素として明記し、基本的な政策運営における本格的な PDCA サイクルの確立を図る。

1. 改革工程表の策定

力強い日本再生のための以上のような取組を着実に実施し、計画的に目標達成を進めていくため、別添の「日本再生に向けた改革工程表」を定める。

「日本再生に向けた改革工程表」では、政府の具体的な取組（アクション）を年度ごとに示して国民に対してその実行過程を明示するとともに、2020 年までに実現すべき大目標の充実に加えて、原則として 2015 年度までの中間目標を施策群ごとに設定するなど、「新成長戦略」の工程表を発展・強化したものとしており、「成果の達成を基軸とする政策運営」を行う基礎となるものである。

2. 本格的な PDCA サイクルの確立

日本再生に向けた工程表では、2020 年までを念頭に具体策の実施による達成目標を示している。工程表に基づいた戦略の着実な達成を確保し、次年度以降の日本再生戦略の的確な実行を確保していくため、国家戦略会議では、行政刷新の取組等と連携しつつ、次のような取組を進めることとする。

- ・ 秋に、日本再生戦略の取組状況を関係府省から聴取する。（規制・制度改革、概算要求、税制改正要望等）
- ・ 年初と年央に、デフレ脱却を含めた経済状況及び経済運営についての点検結果の報告を受け、議論を行う。
- ・ 原則として5月を目途に、国家戦略会議の議を経て工程表に定められた成果目標の達成度を軸に、各々の施策の目標達成に向けた効果等について明確な評価を行う。その結果を国民に対して適切に開示する。
- ・ 年央に、上記評価等を踏まえ、毎年度、政策推進の原動力として、日本再生戦略の推進に向けた重要政策の基本方針を決定する。

その際、国家戦略会議は、行政刷新の視点を十分に活用しながら日本再生戦略の評価等を行い、PDCA サイクルによる日本再生戦略の実効性確保を図る。

なお、評価結果は、目標達成のための施策の見直しなど、その後の取組に反映する。その際、複数年にわたり成果の不十分な施策等については、抜本的見直し

（予算措置の縮小・廃止を含む。）を行うこととする。

さらに、予算編成や税制改正に当たっては、「日本再生戦略」の評価結果を活用し、無駄遣いの根絶等を強力に進めるとともに、「財政運営戦略」との整合性を保ちつつ、経済成長や雇用創出への貢献等も考慮した優先順位付けを行っていく。

これらの国家戦略会議を核とする本格的な PDCA サイクルの仕組みの構築とそれに基づき絶えざる努力を重ねる政策運営を通じて、「共創の国」へ向けた日本の再生を力強く実現していくべく、政府全体の取組を進化・強化していく。

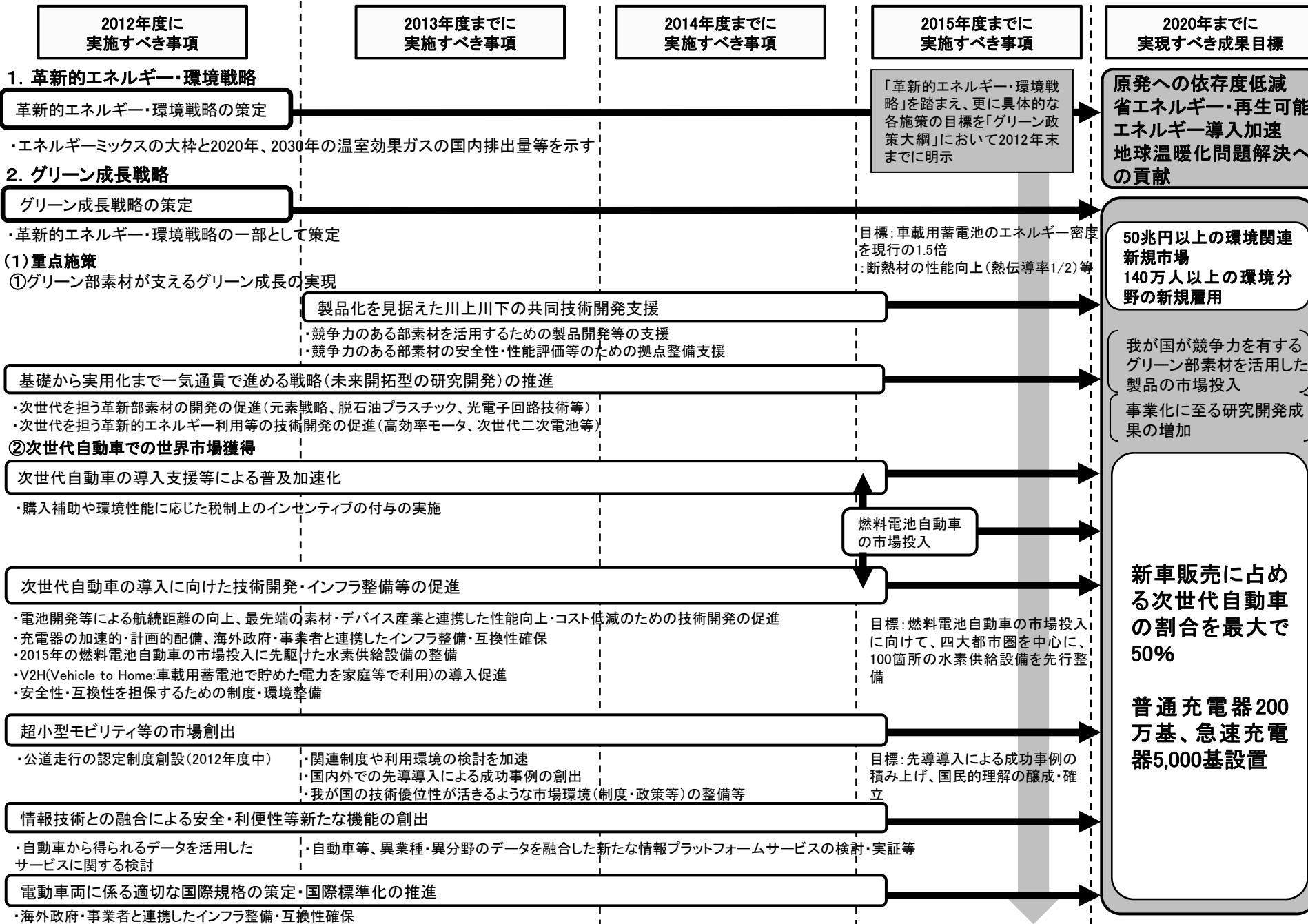
(別表)

日本再生に向けた改革工程表

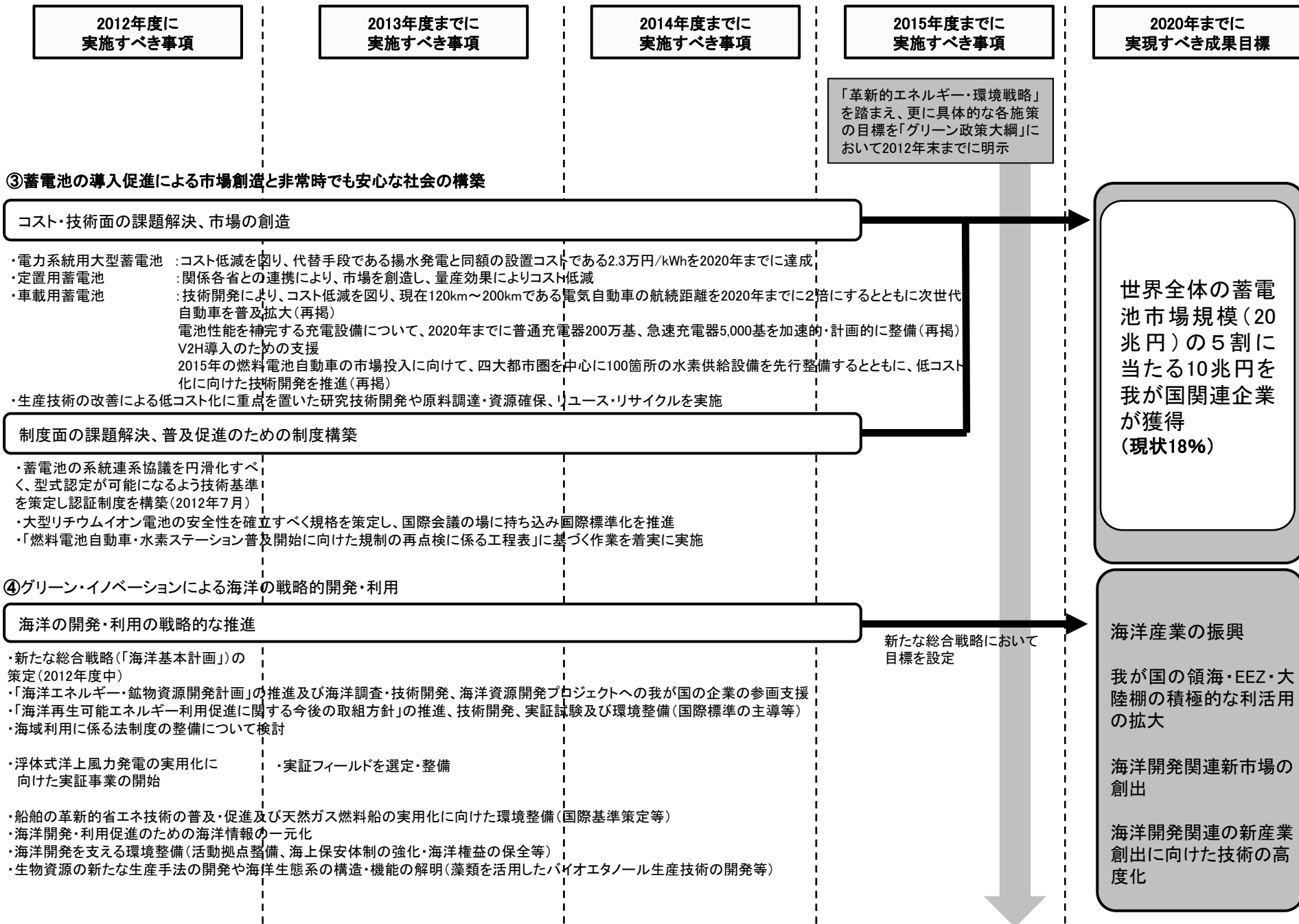
目 次

(1) 更なる成長力強化のための取組	
I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出	[グリーン成長戦略] … 70
	[ライフ成長戦略] … 76
	[科学技術イノベーション・情報通信戦略] … 81
	[中小企業戦略] … 87
II 食と農林漁業の再生	[農林漁業再生戦略] … 89
III 新たな資金循環による金融資本市場の活性化	[金融戦略] … 91
IV 観光振興	[観光立国戦略] … 96
V 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み	[アジア太平洋経済戦略] … 99
(2) 分厚い中間層の復活	
I すべての人々のための社会・生活基盤の構築	[生活・雇用戦略] …107
II 我が国経済社会を支える人材の育成	[人材育成戦略] …114
III 持続可能で活力ある国土・地域の形成	[国土・地域活力戦略] …117
(3) 世界における日本のプレゼンス(存在感)の強化	…123

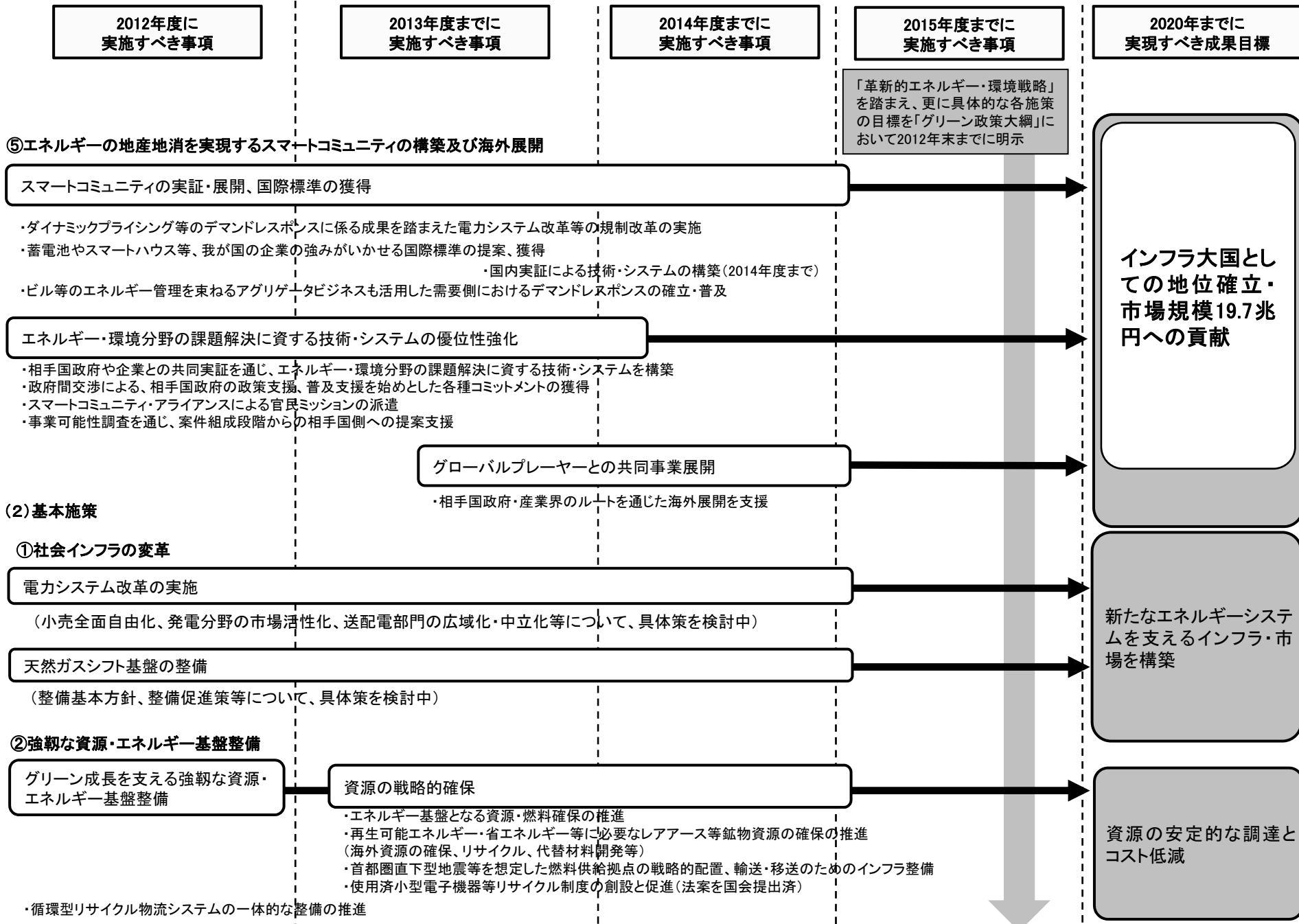
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ グリーン成長戦略 ～



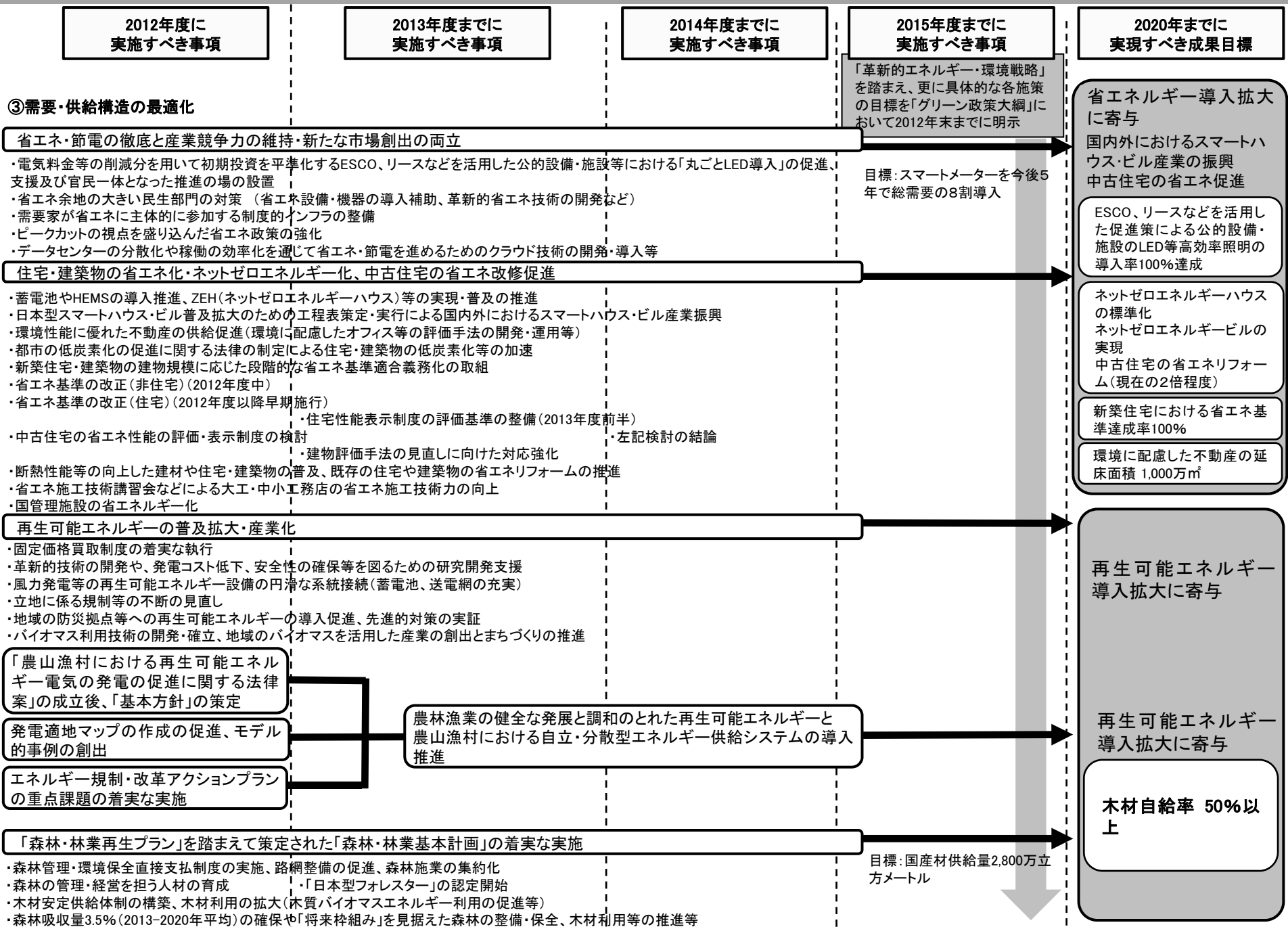
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ グリーン成長戦略 ～



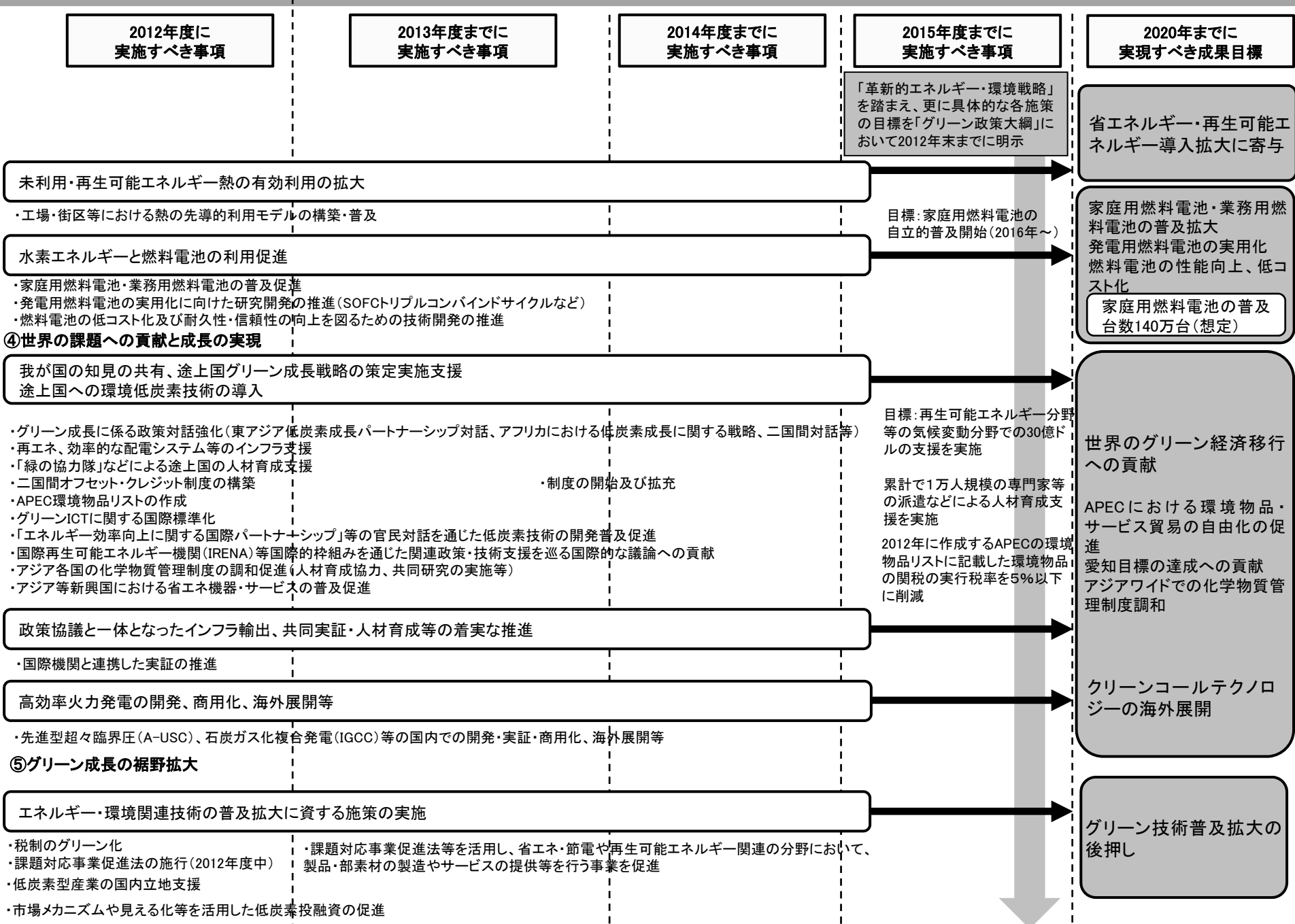
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ グリーン成長戦略 ～



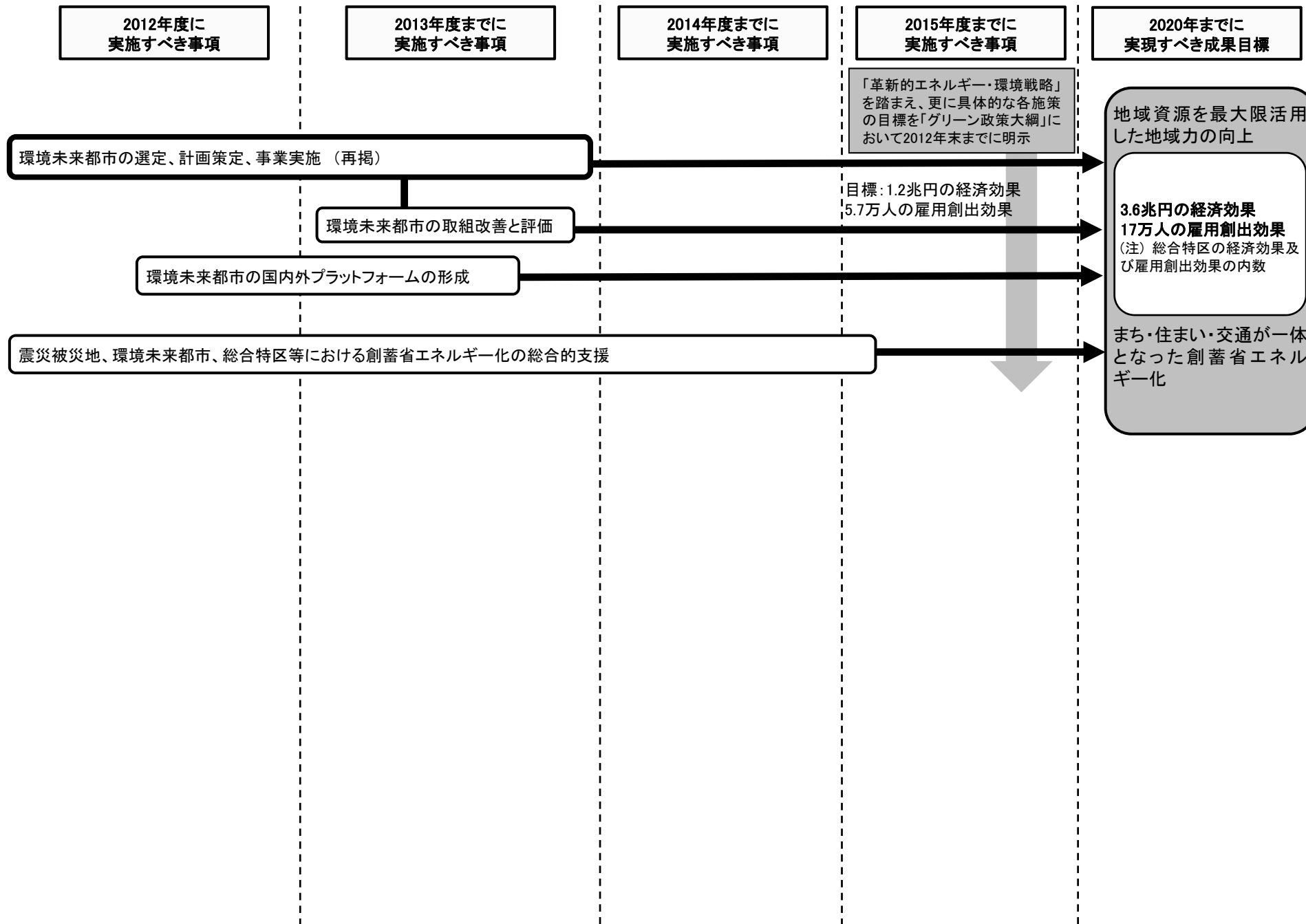
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ グリーン成長戦略 ～



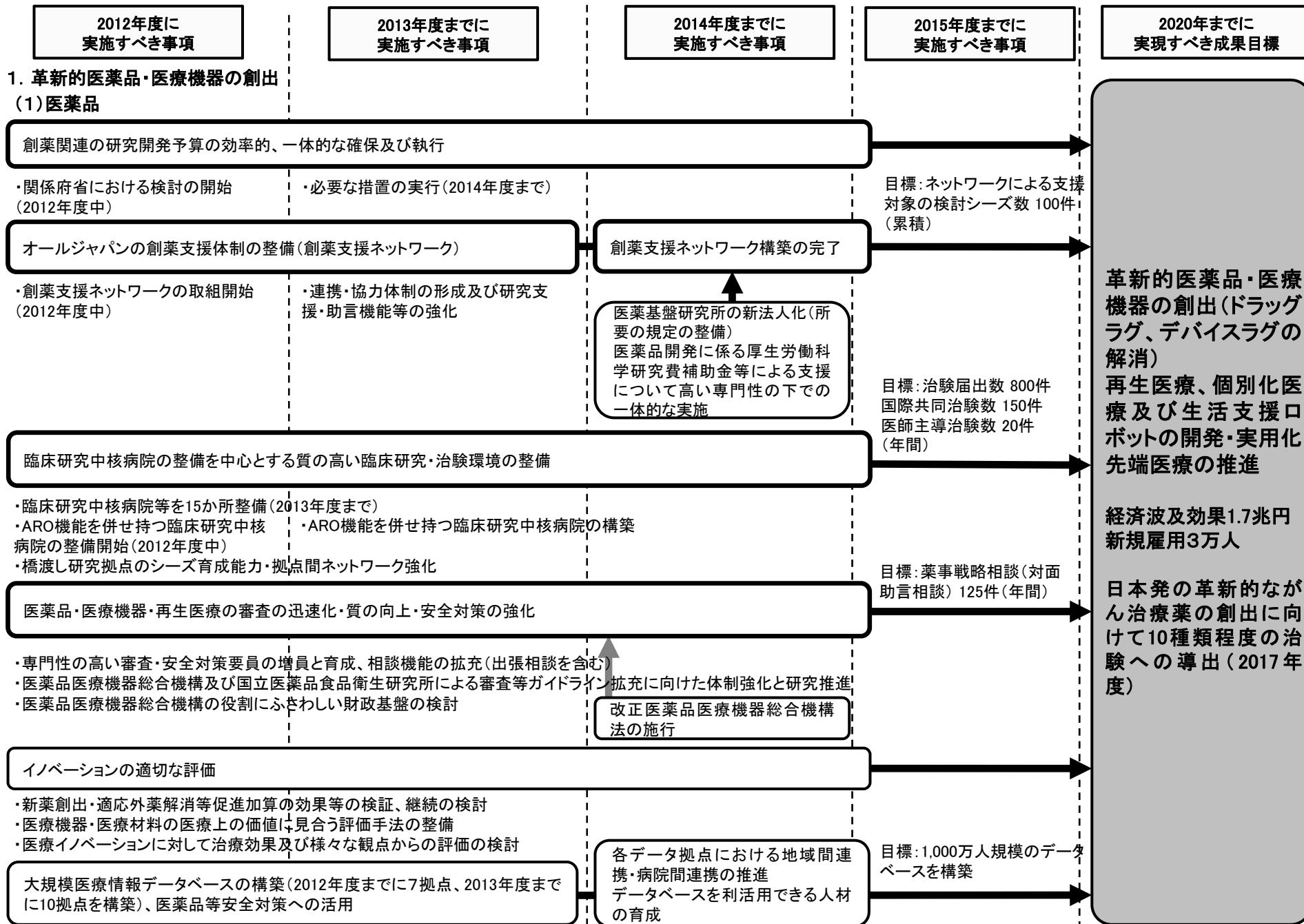
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ グリーン成長戦略 ～



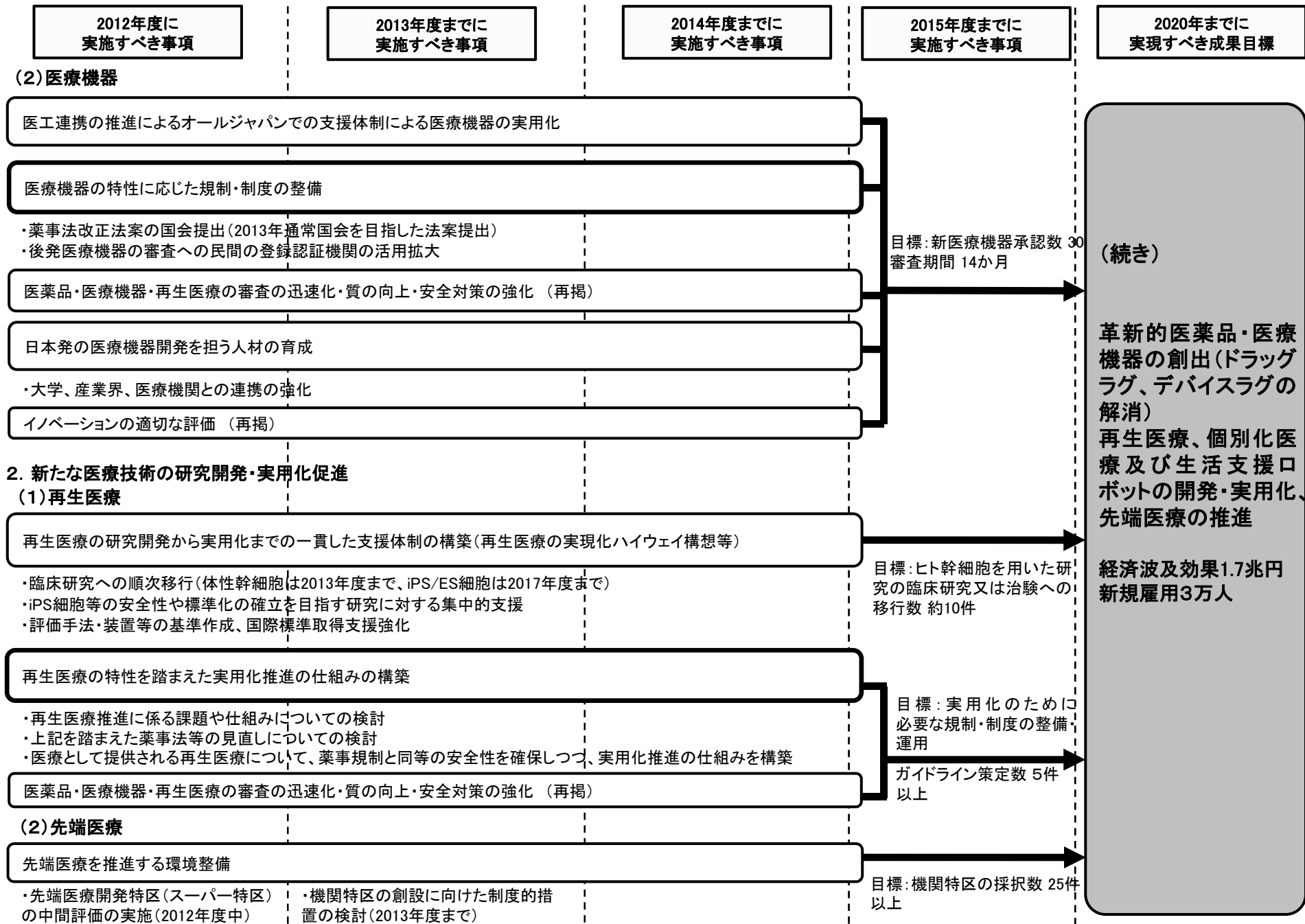
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ グリーン成長戦略 ～



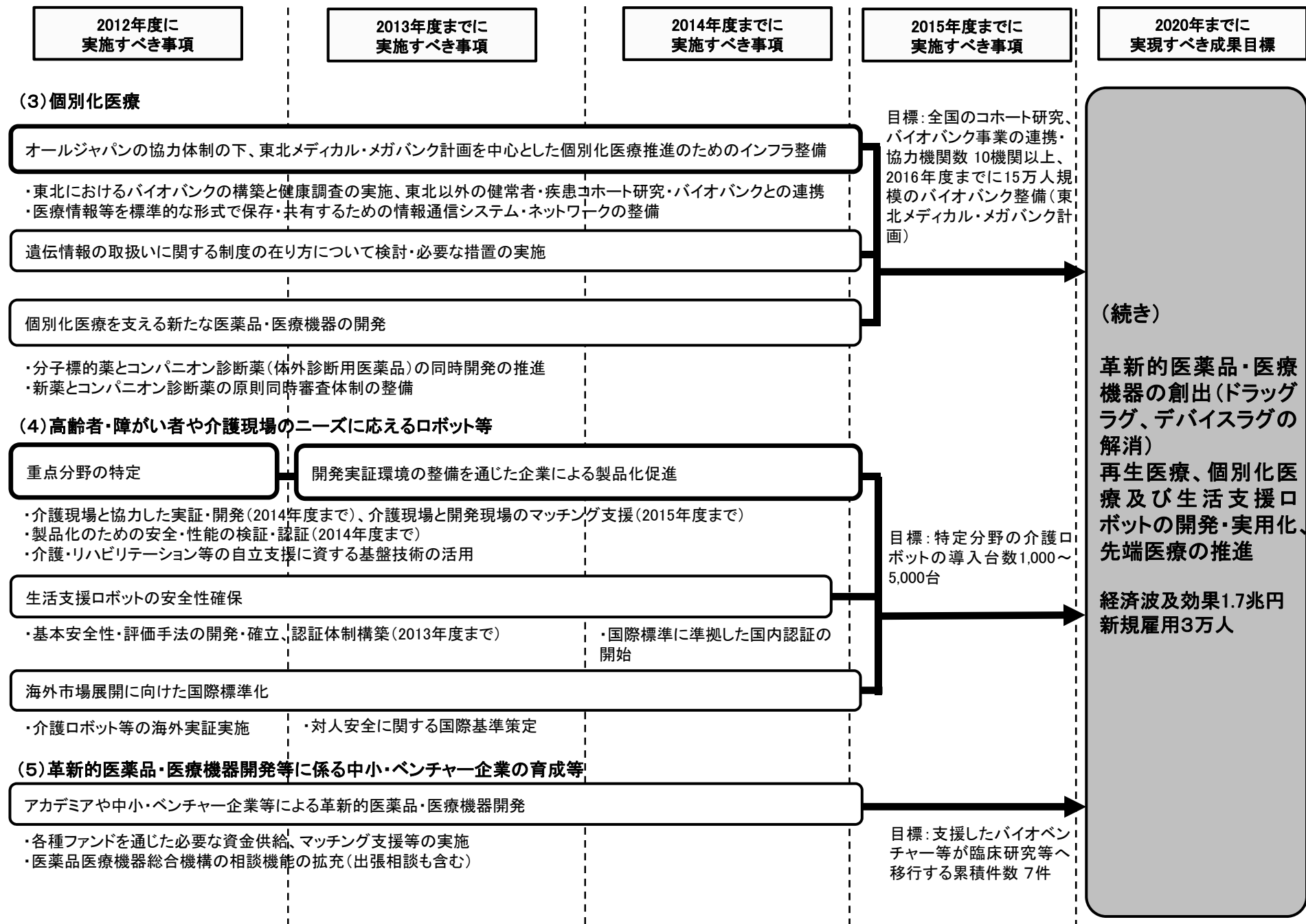
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ ライフ成長戦略 ～



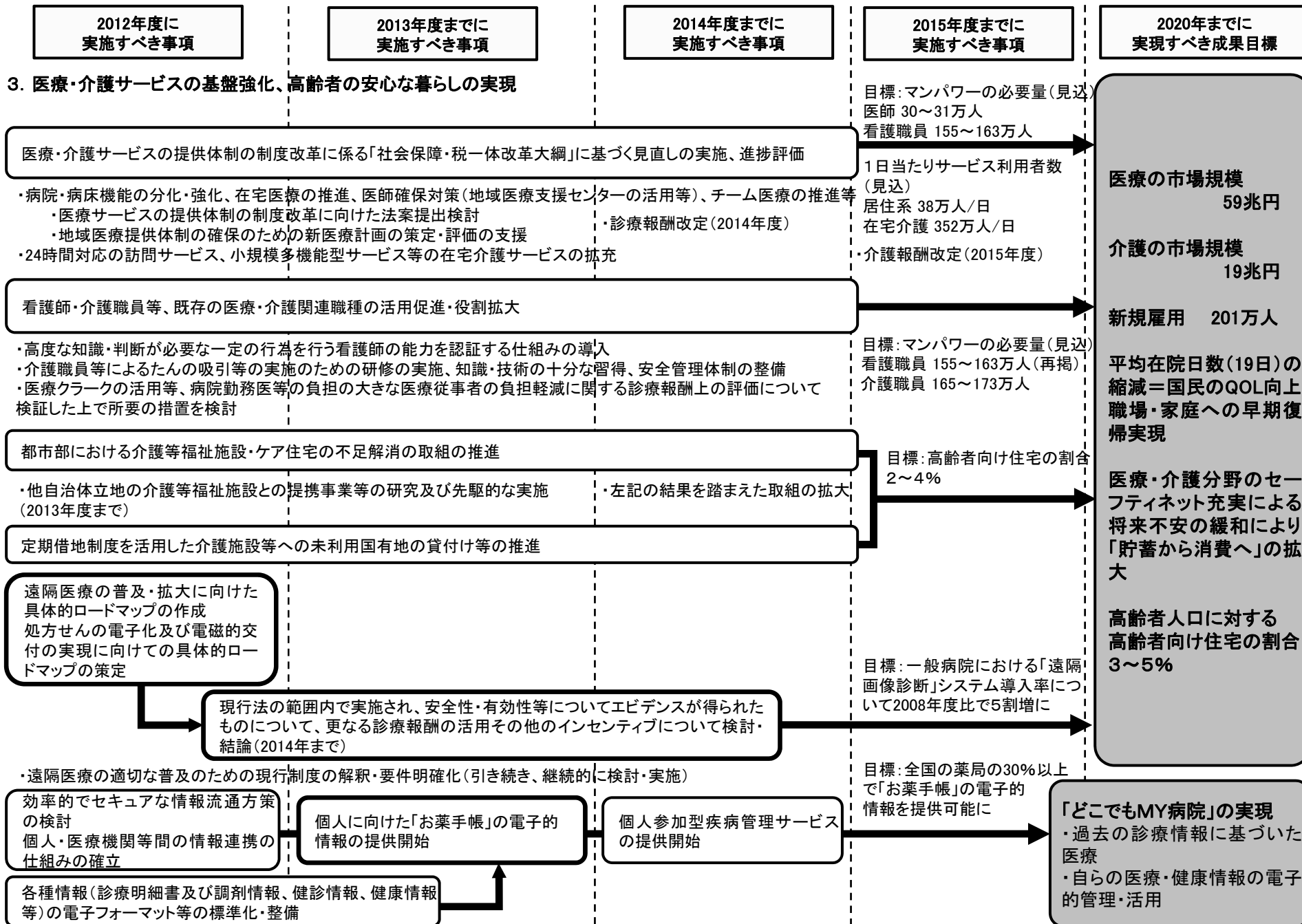
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ ライフ成長戦略 ～



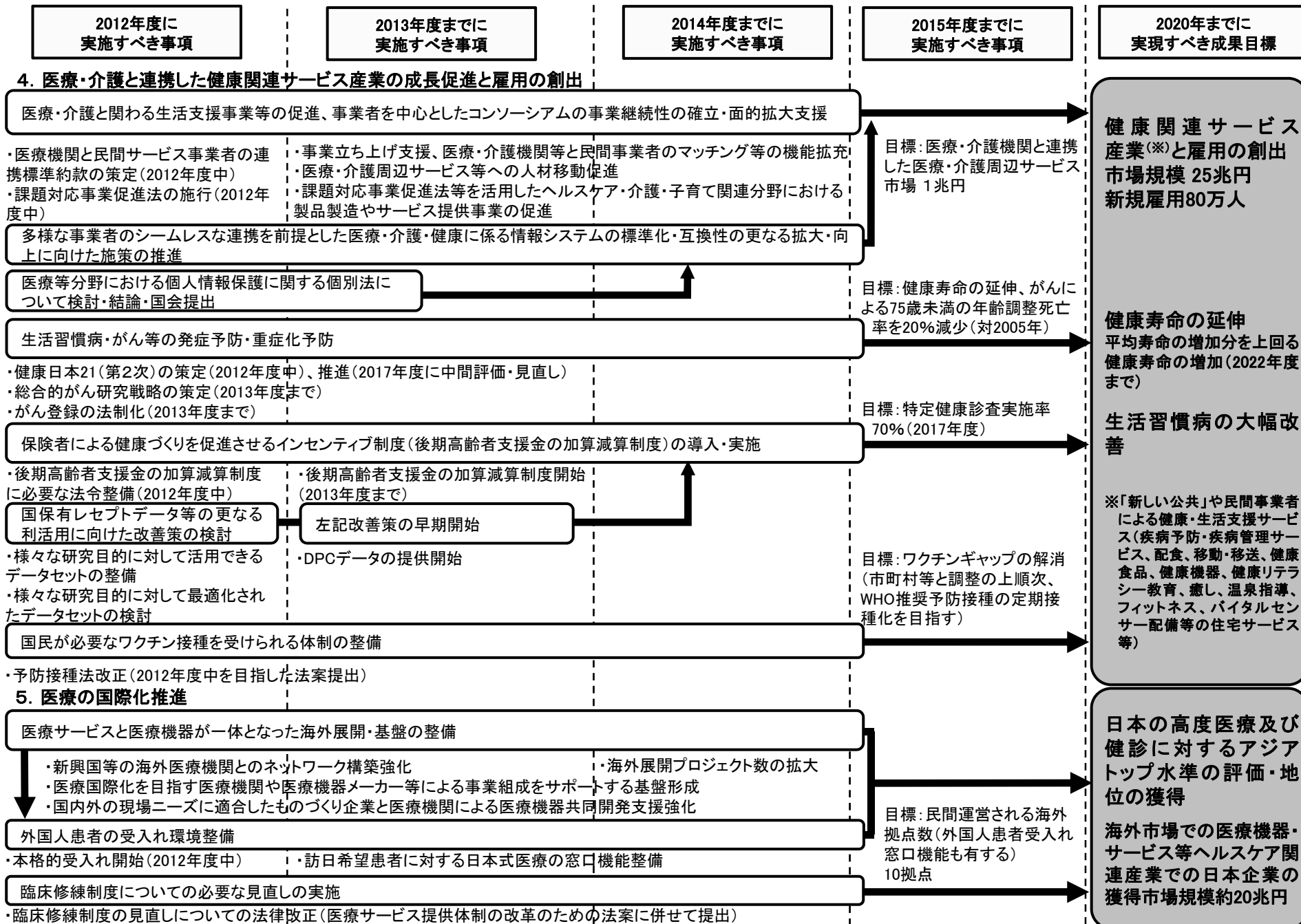
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ ライフ成長戦略 ～



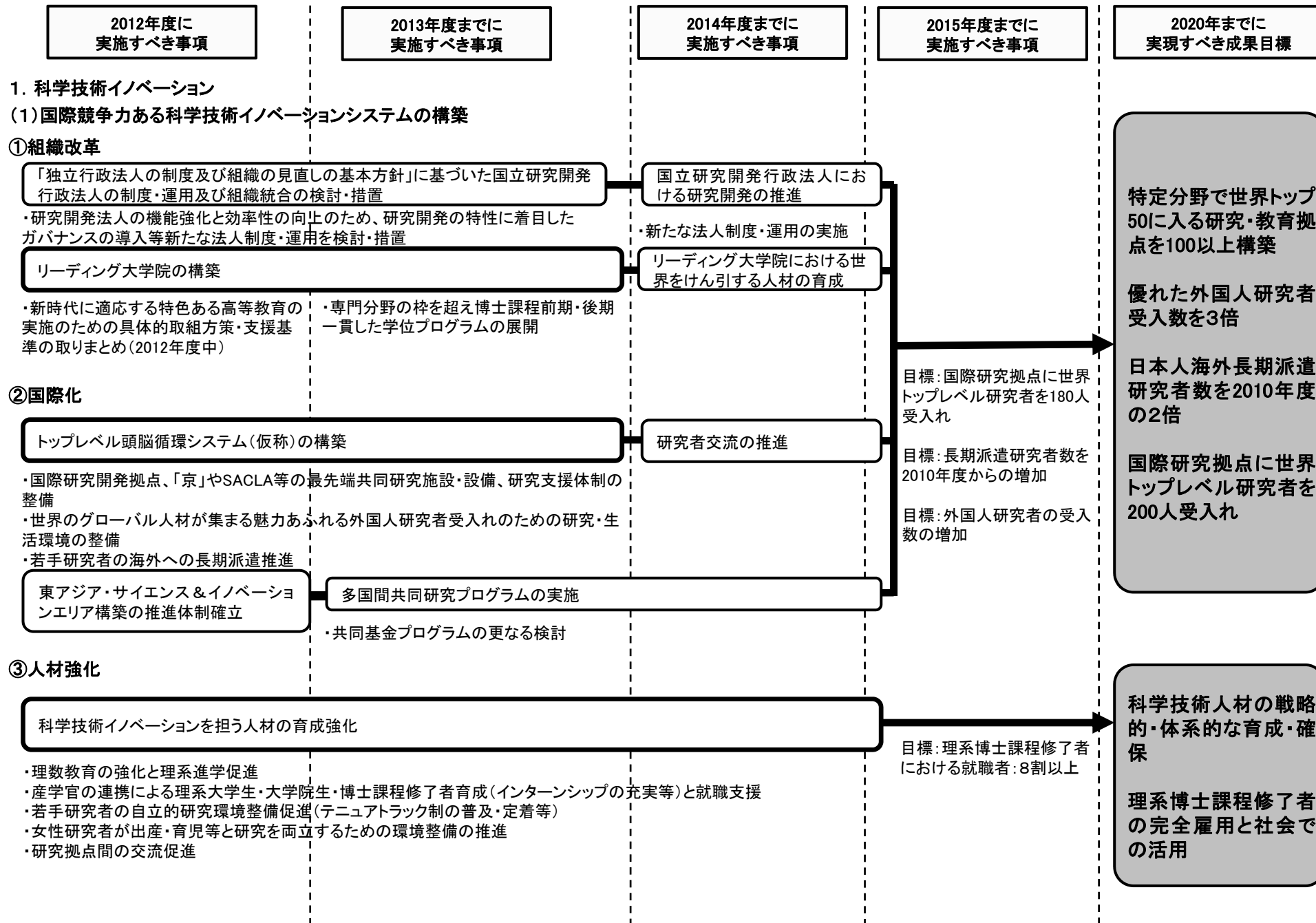
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ ライフ成長戦略 ～



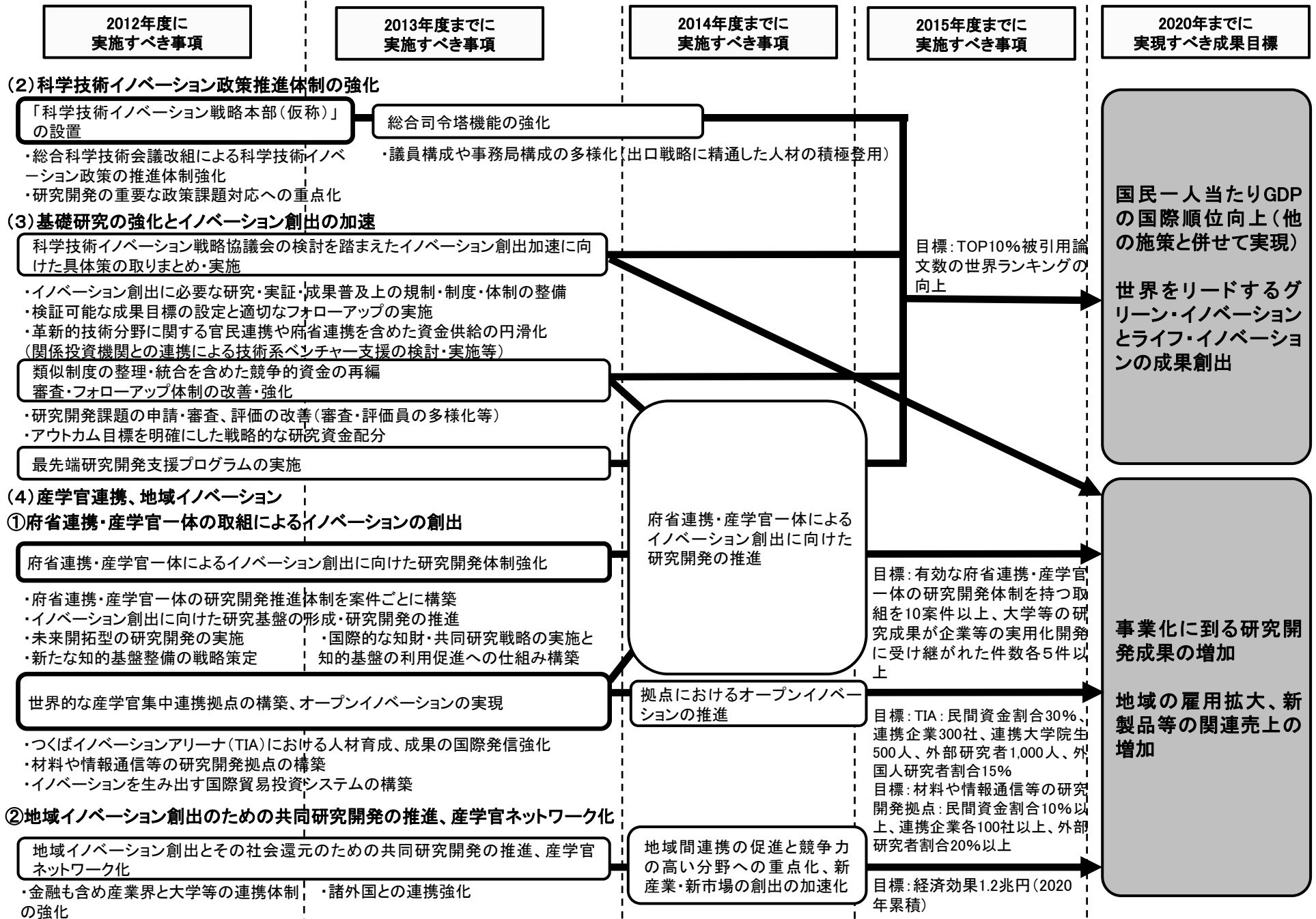
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ ライフ成長戦略 ～



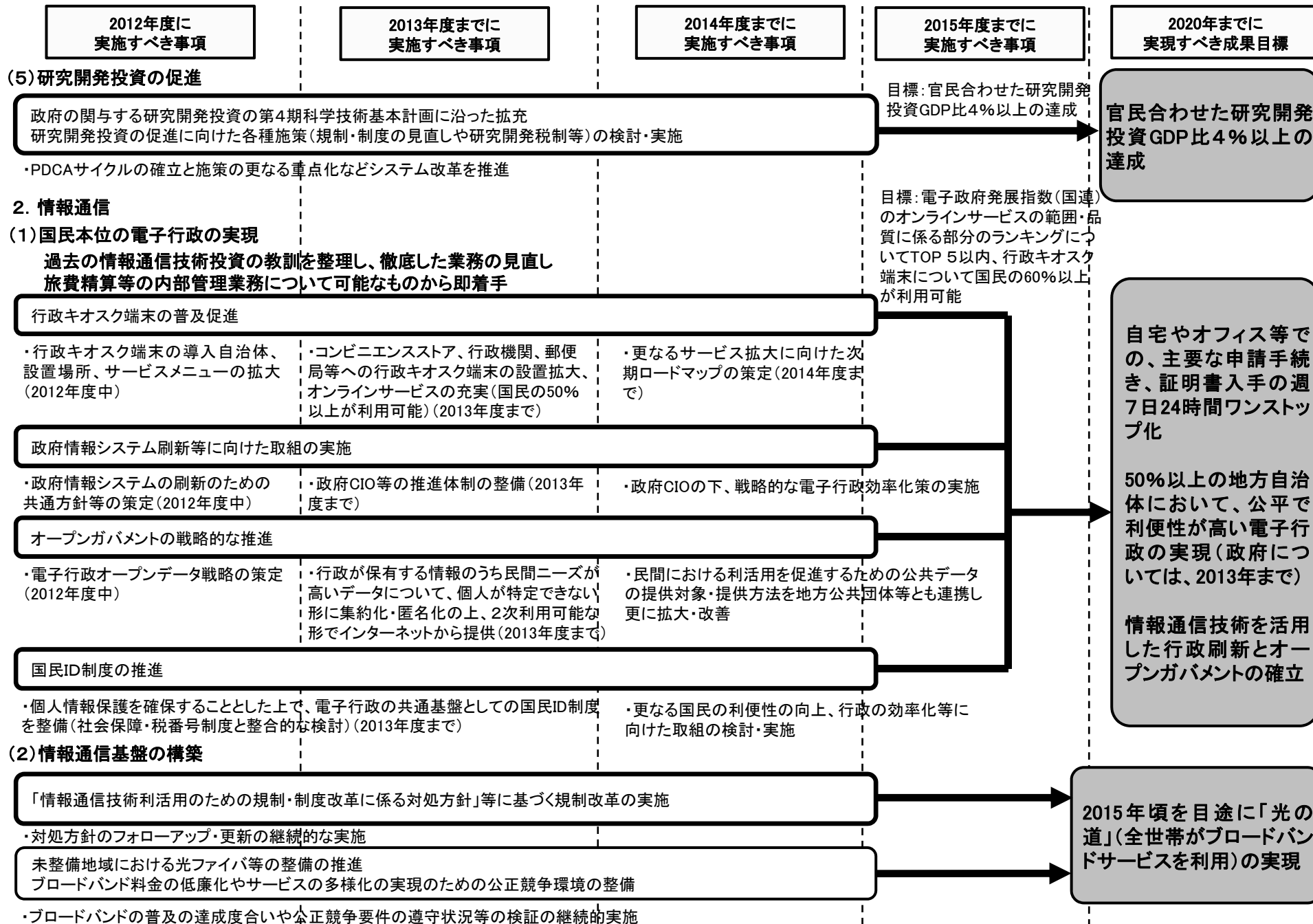
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ 科学技術イノベーション・情報通信戦略 ～



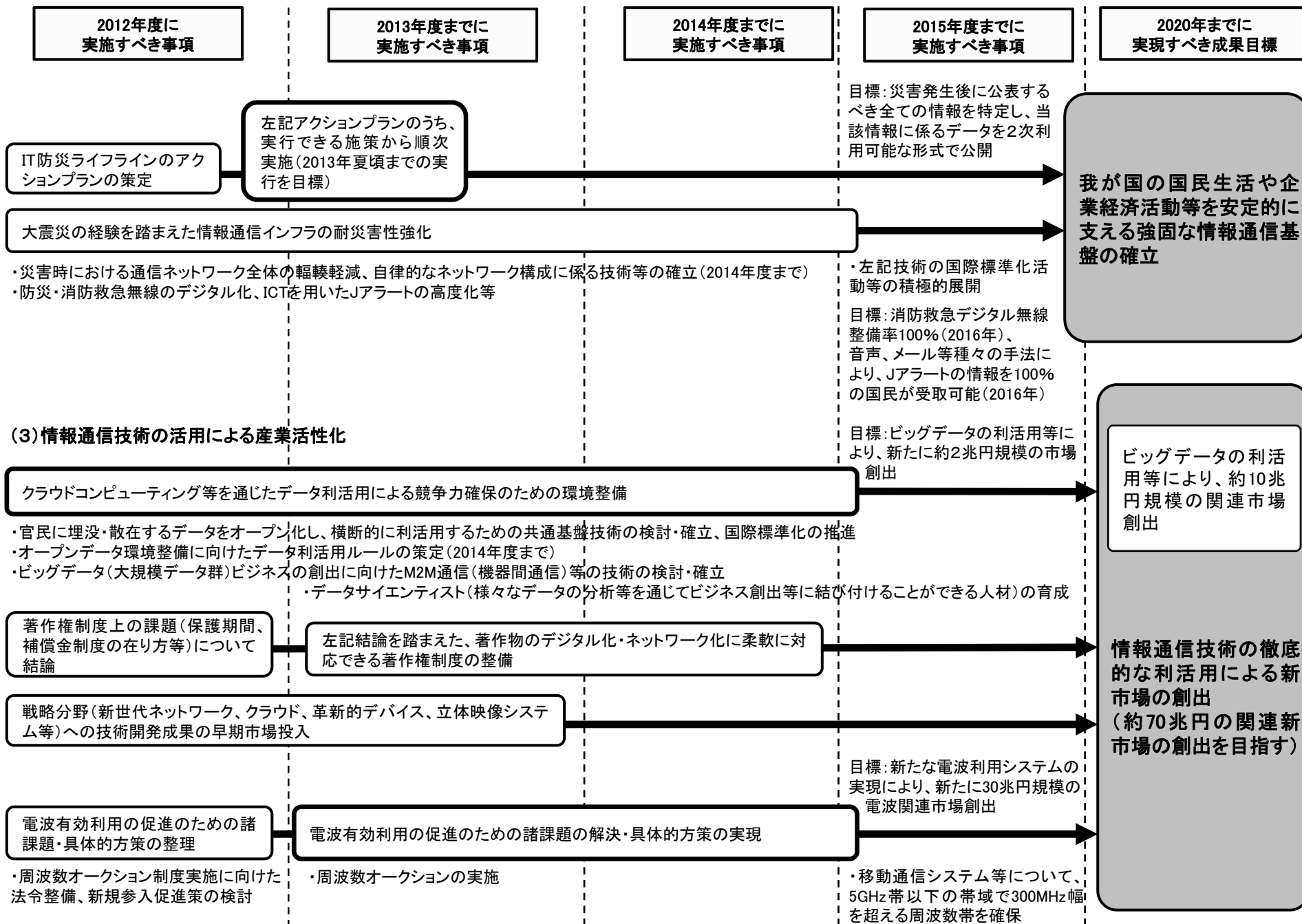
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ 科学技術イノベーション・情報通信戦略 ～



(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ 科学技術イノベーション・情報通信戦略 ～



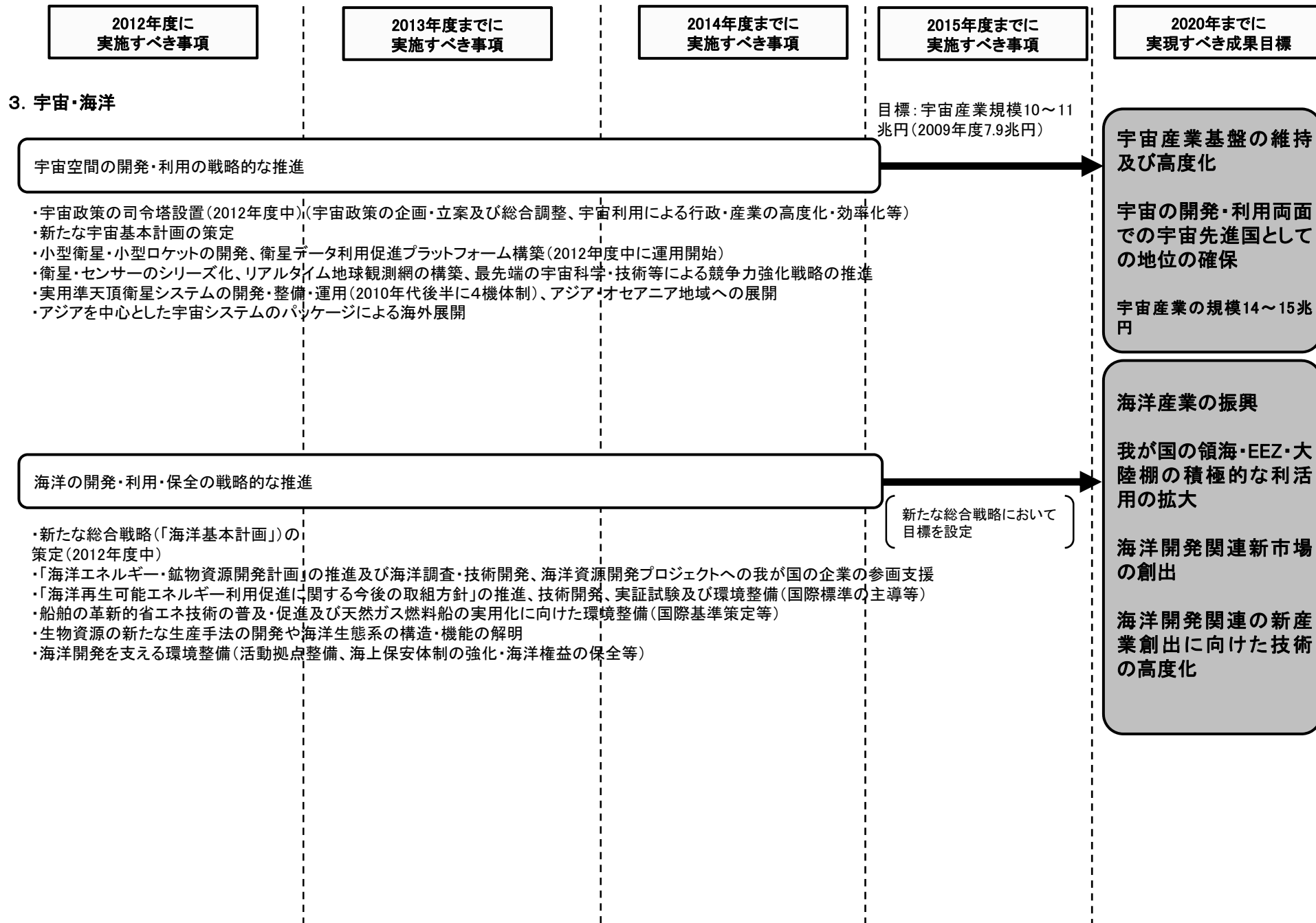
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ 科学技術イノベーション・情報通信戦略 ～



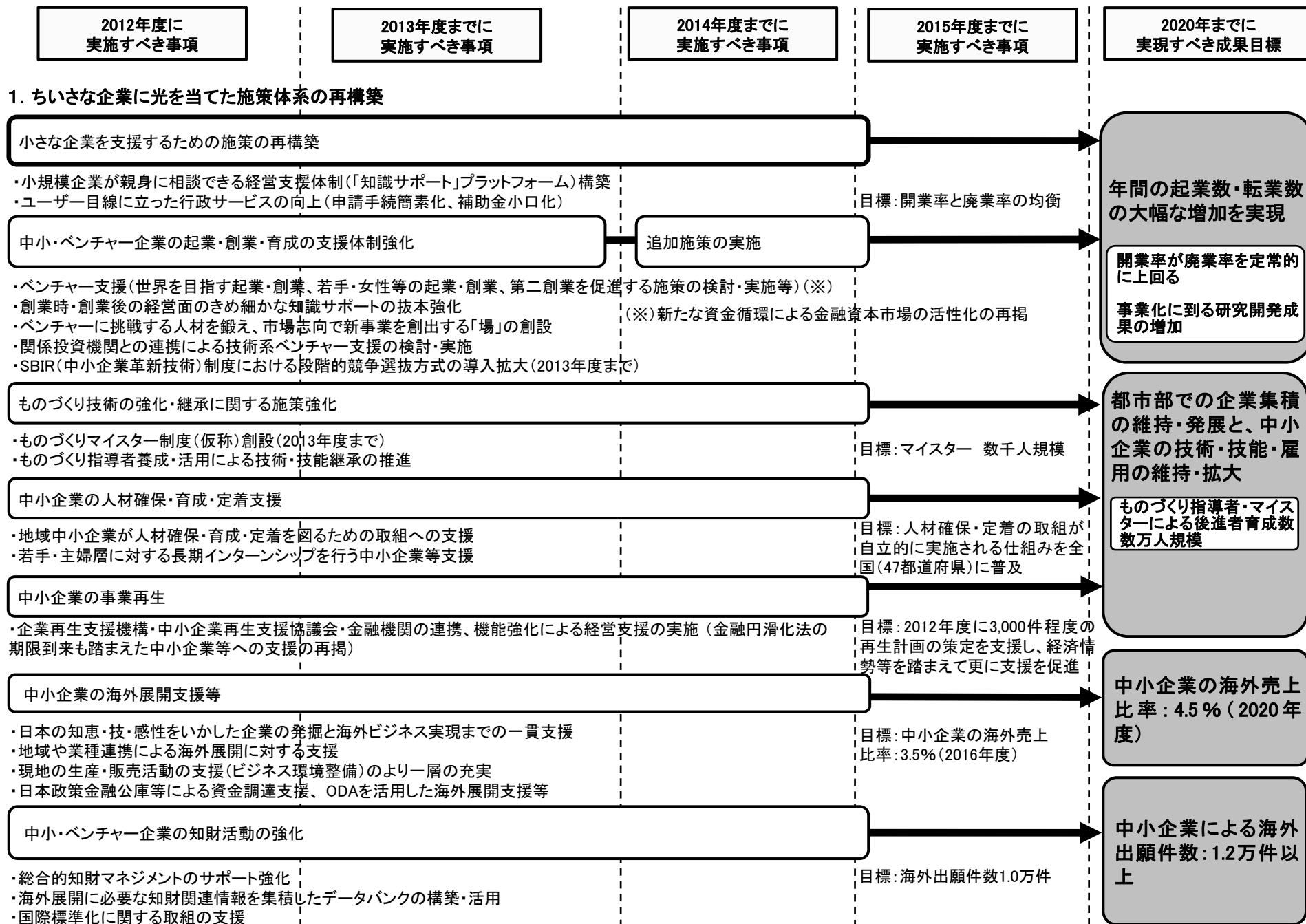
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ 科学技術イノベーション・情報通信戦略 ～



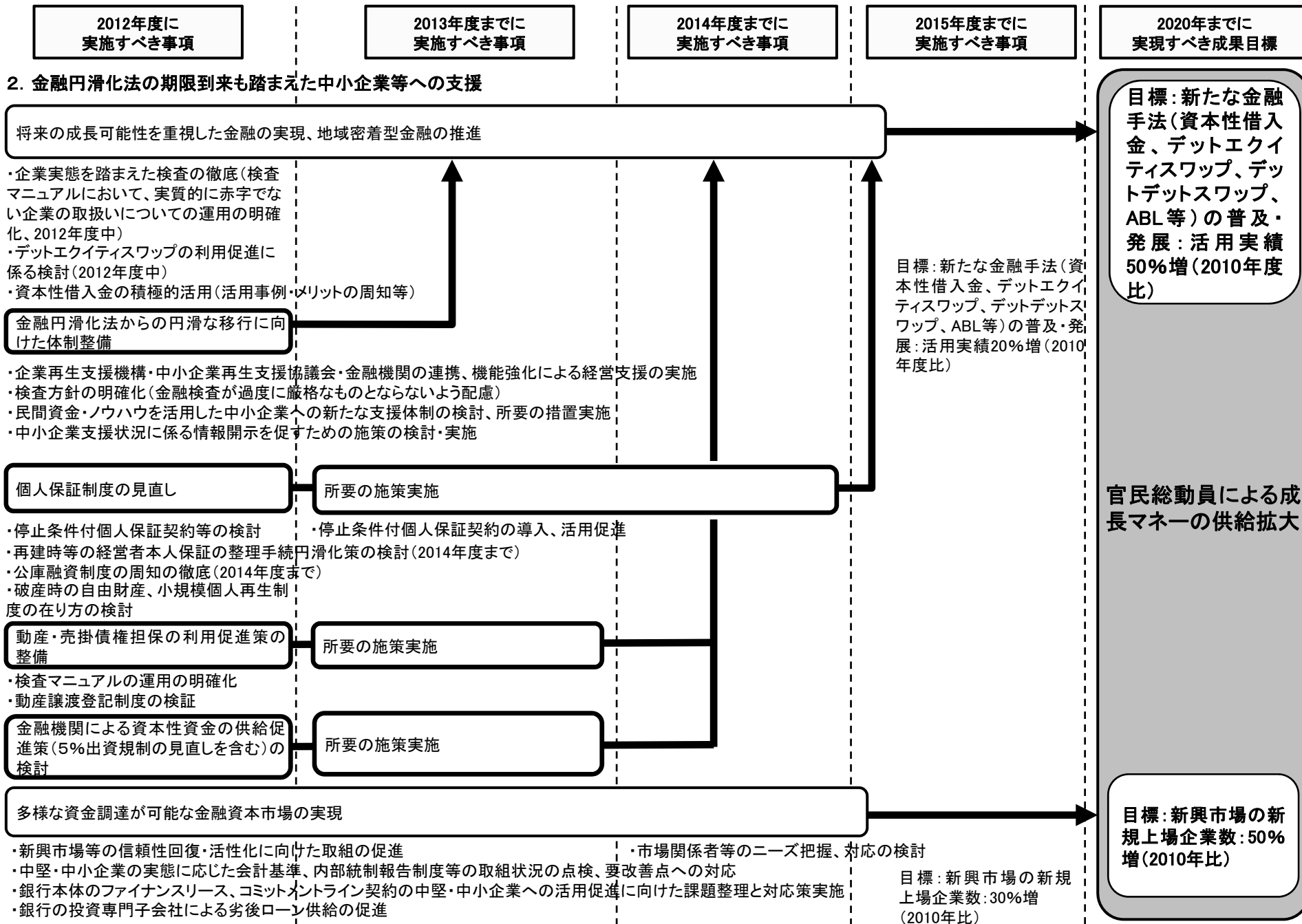
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ 科学技術イノベーション・情報通信戦略 ～



(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ 中小企業戦略 ～



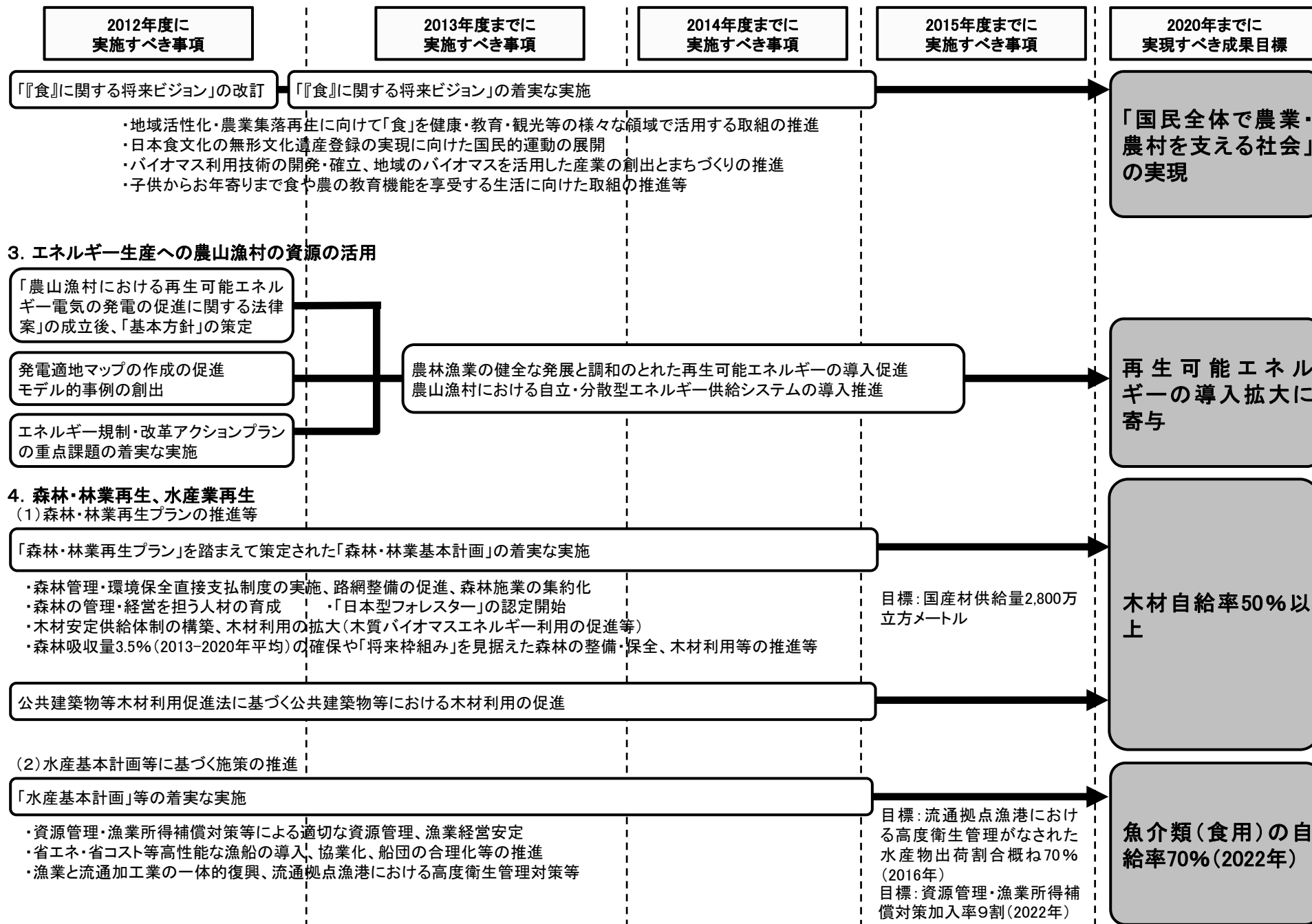
(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ 中小企業戦略 ～



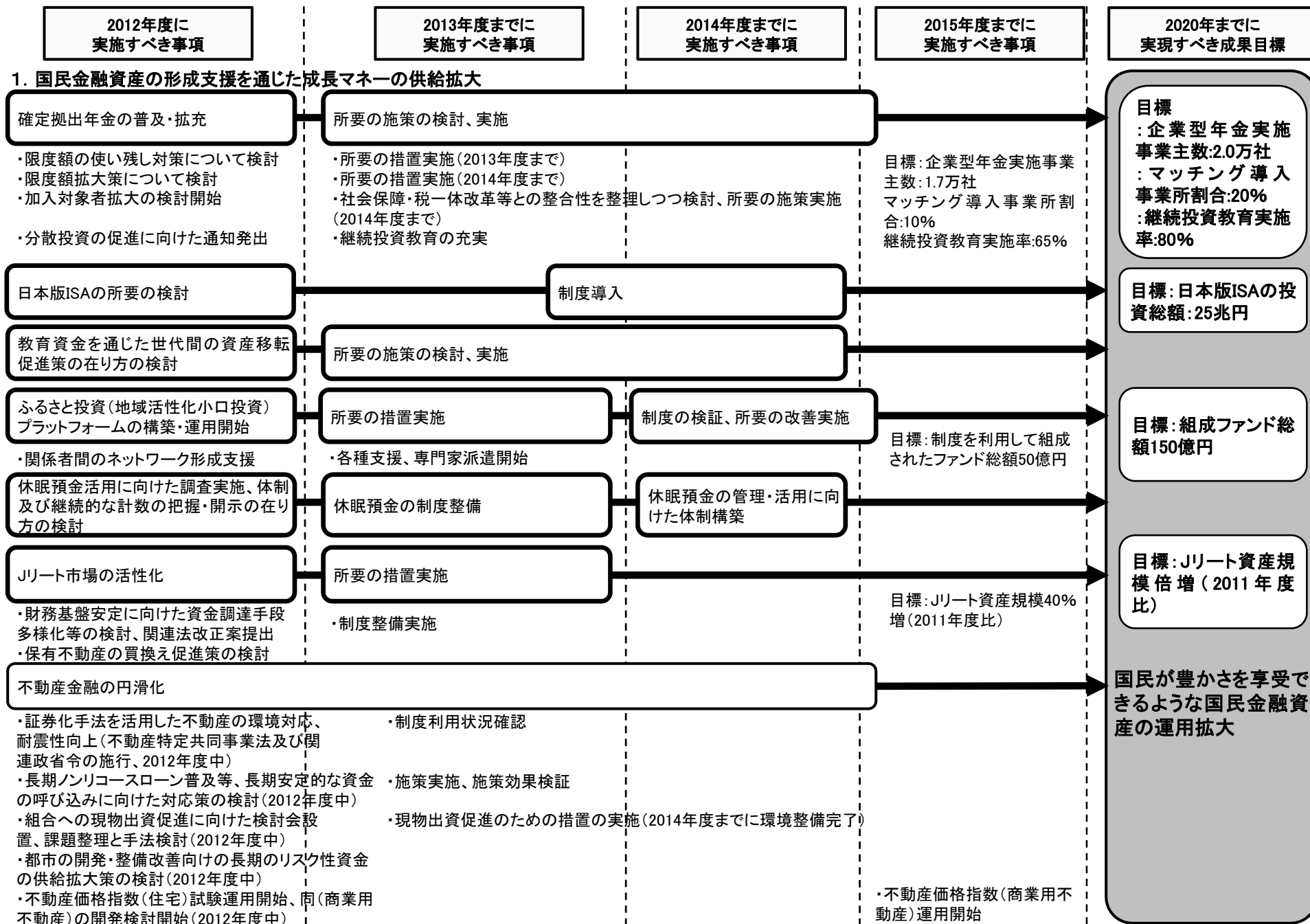
(1) II 食と農林漁業の再生 ～ 農林漁業再生戦略 ～



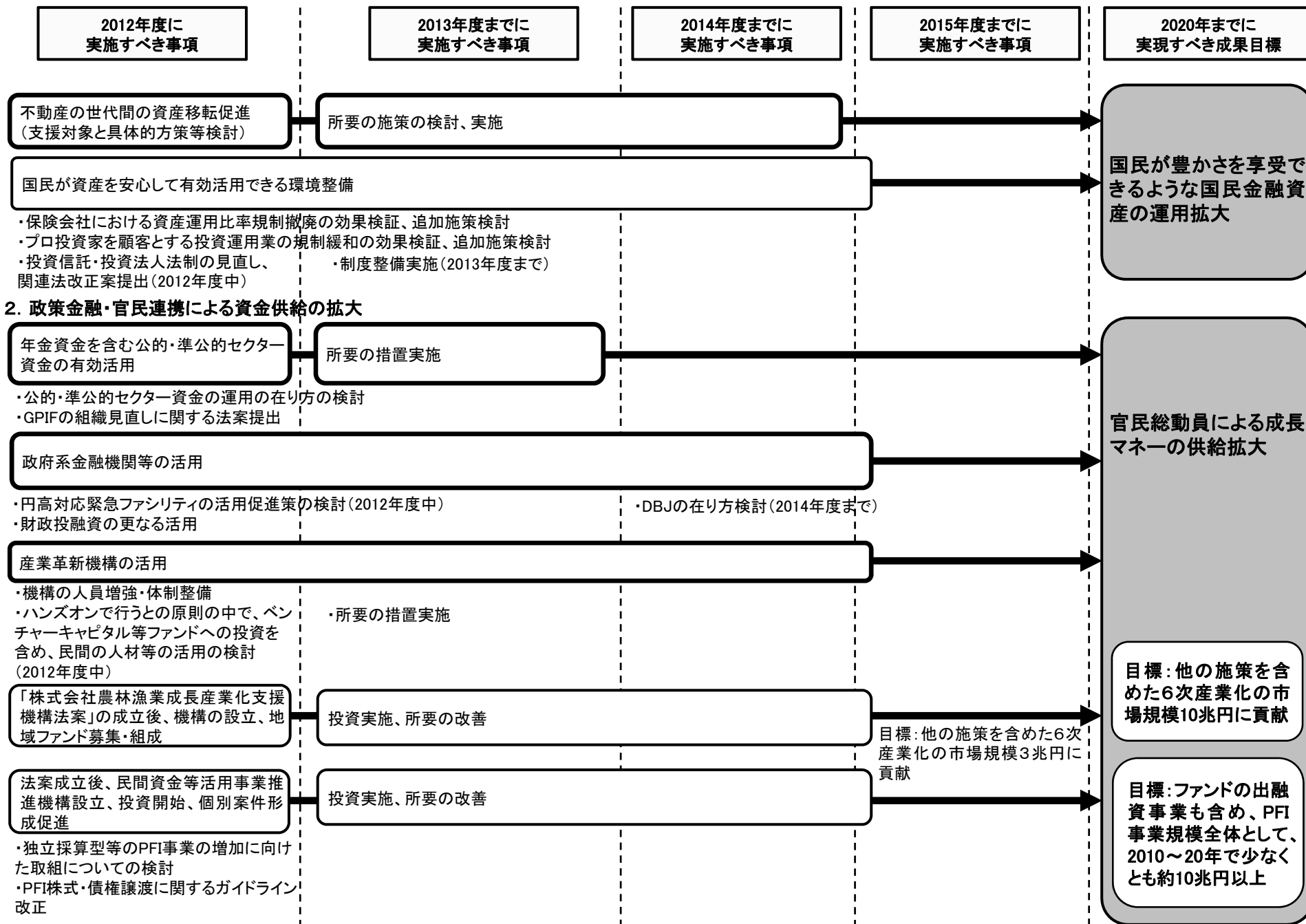
(1) II 食と農林漁業の再生 ～ 農林漁業再生戦略 ～



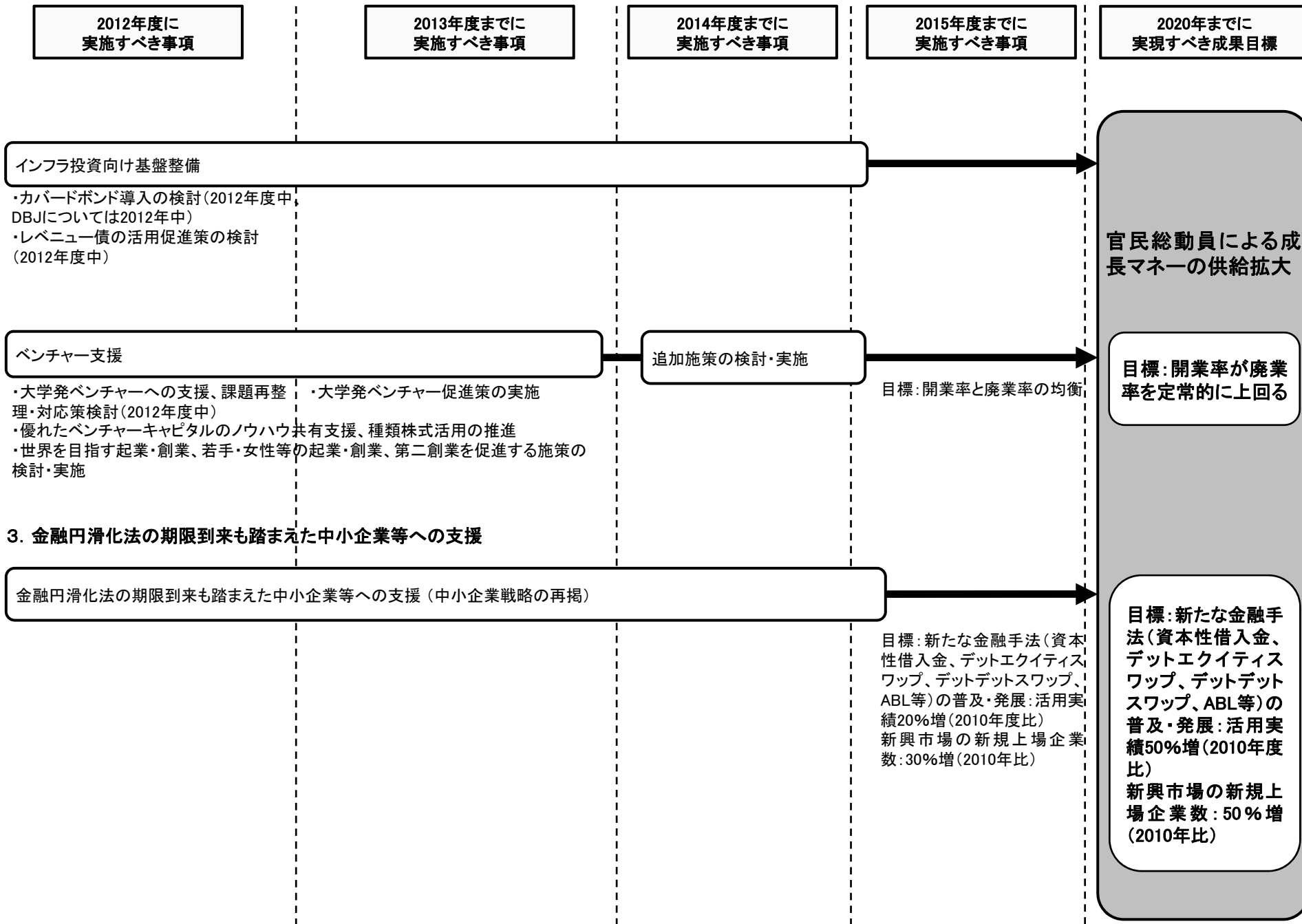
(1) III 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ～ 金融戦略 ～



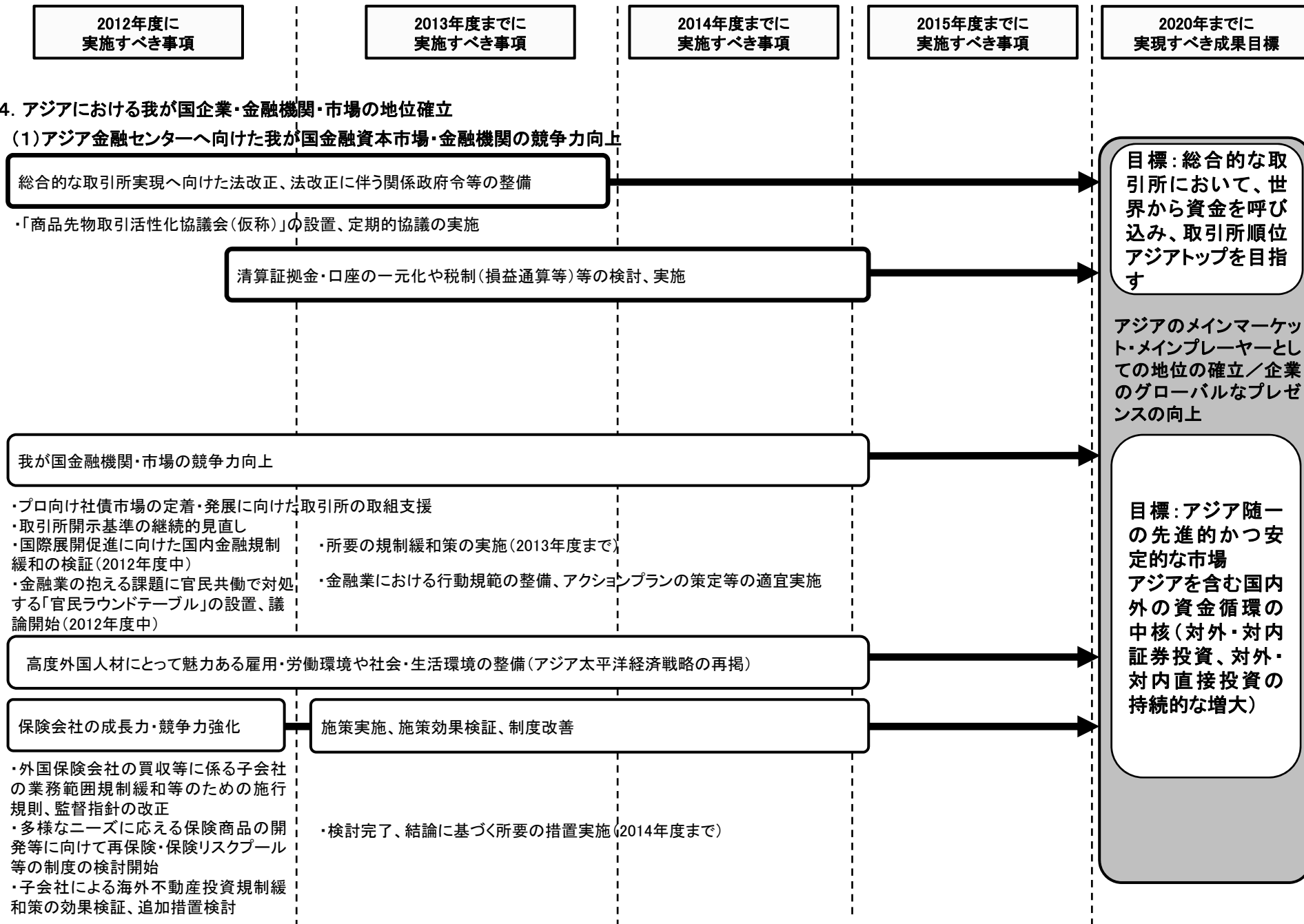
(1) III 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ～ 金融戦略 ～



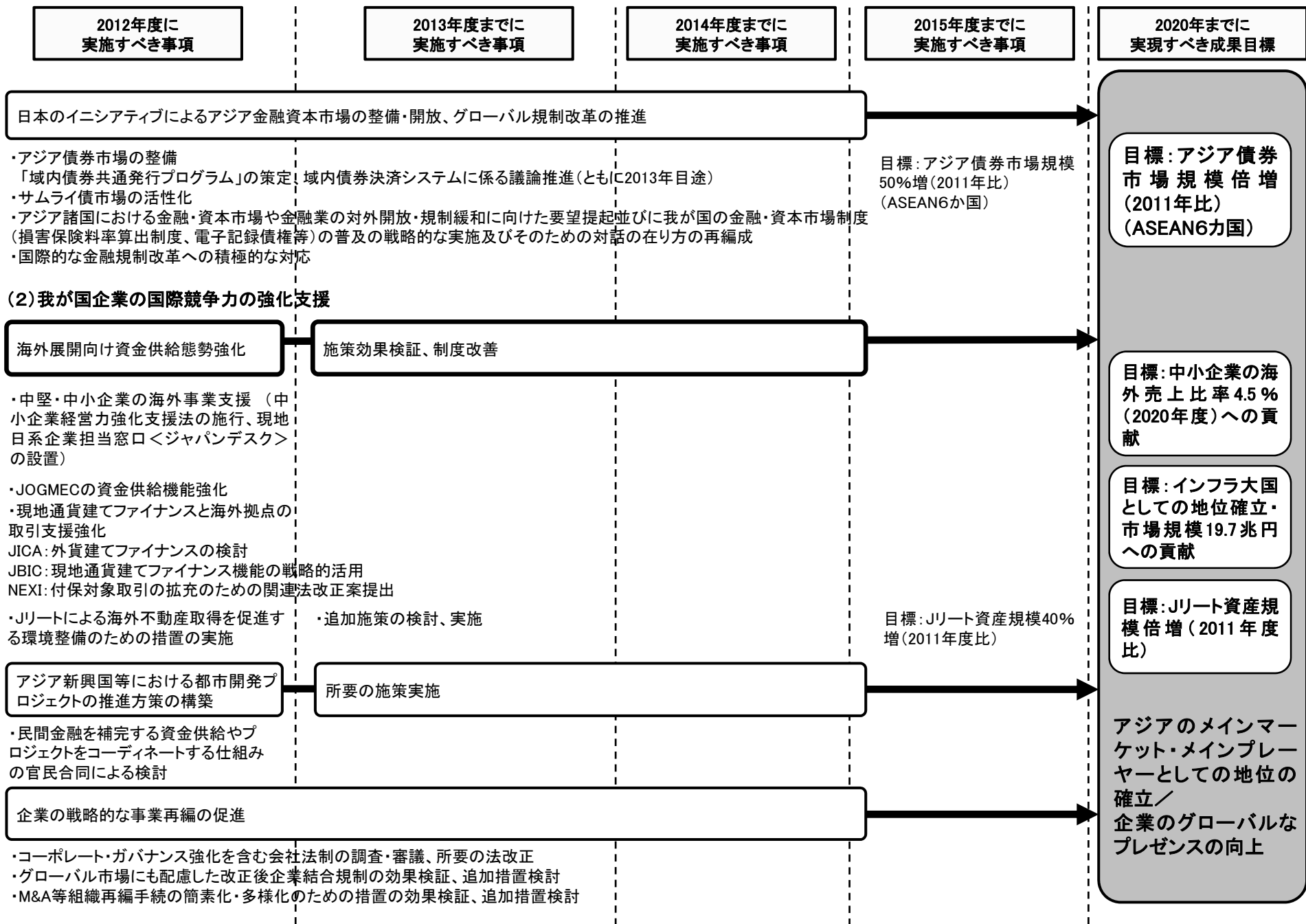
(1) Ⅲ 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ～ 金融戦略 ～



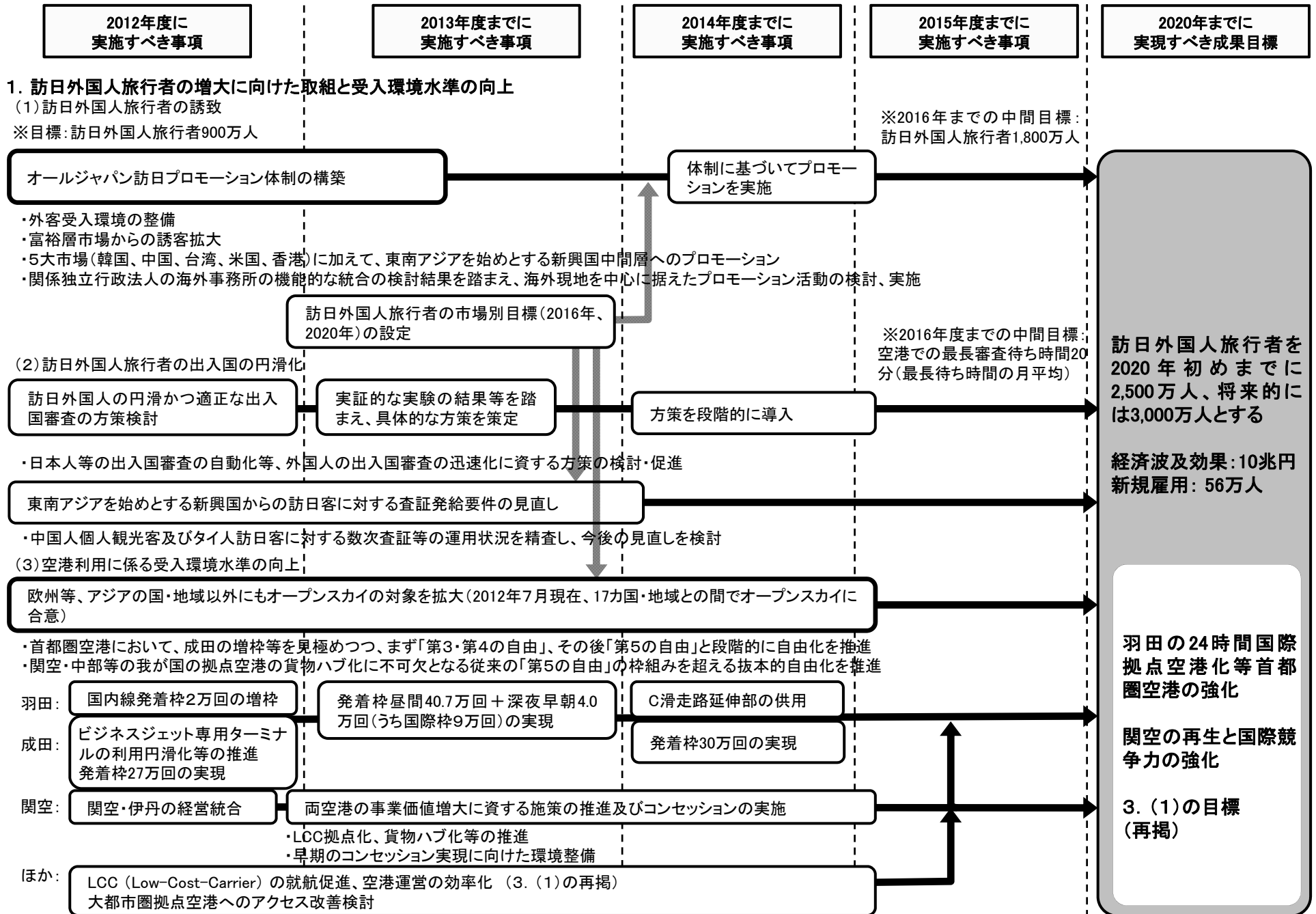
(1) Ⅲ 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ～ 金融戦略 ～



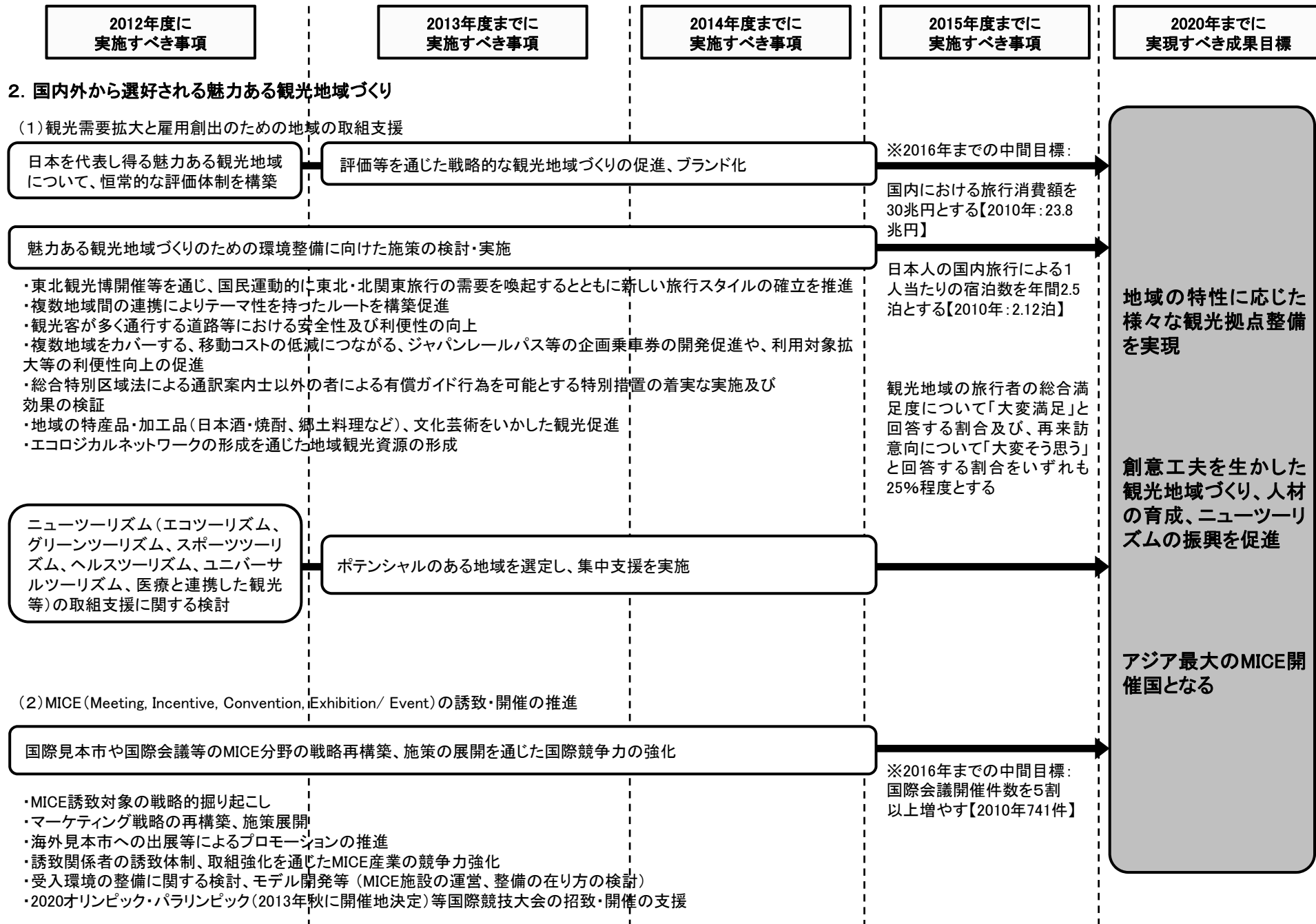
(1) III 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ～ 金融戦略 ～



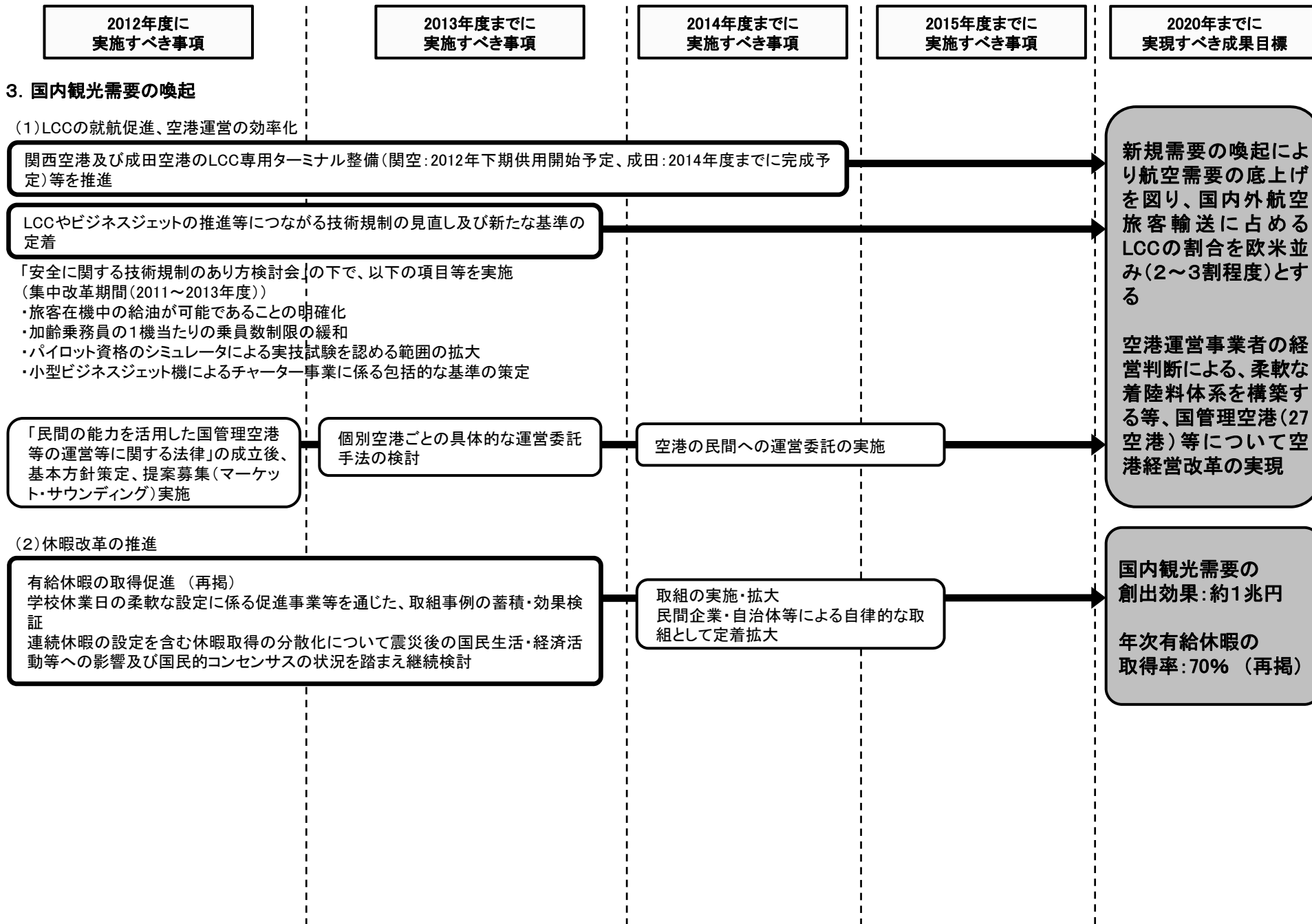
(1) IV 観光振興 ～ 観光立国戦略 ～



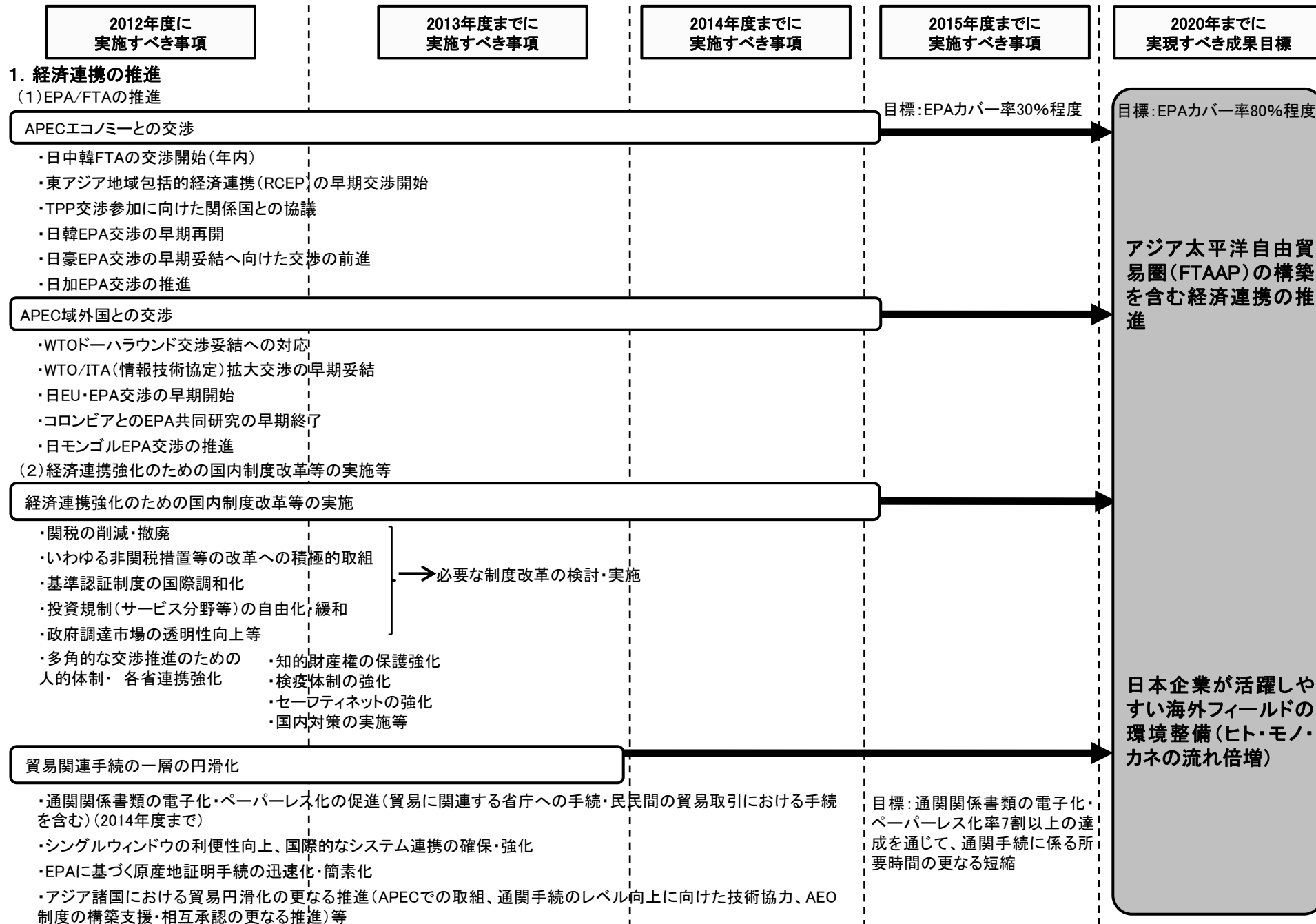
(1) IV 観光振興 ～ 観光立国戦略 ～



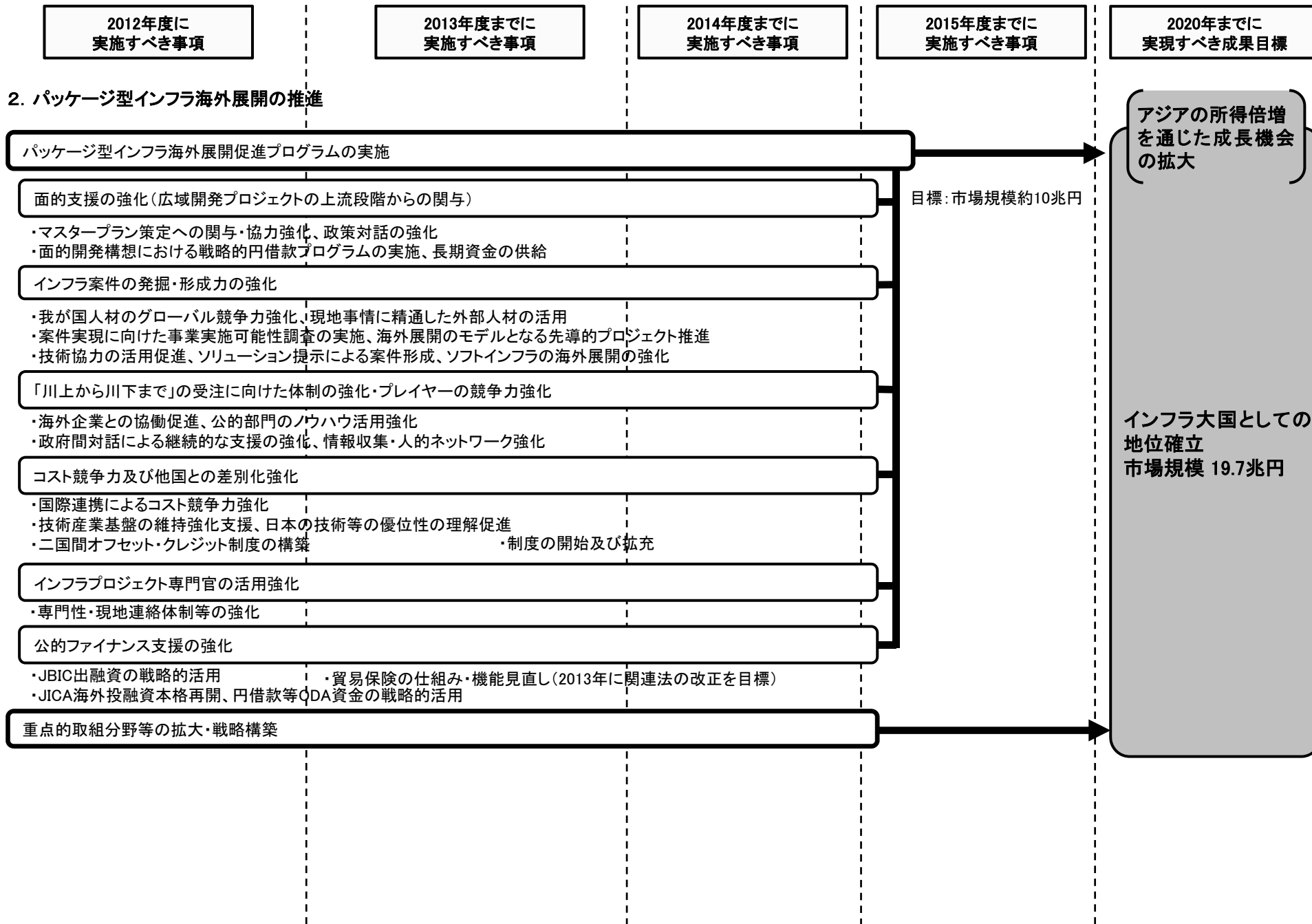
(1) IV 観光振興 ～ 観光立国戦略 ～



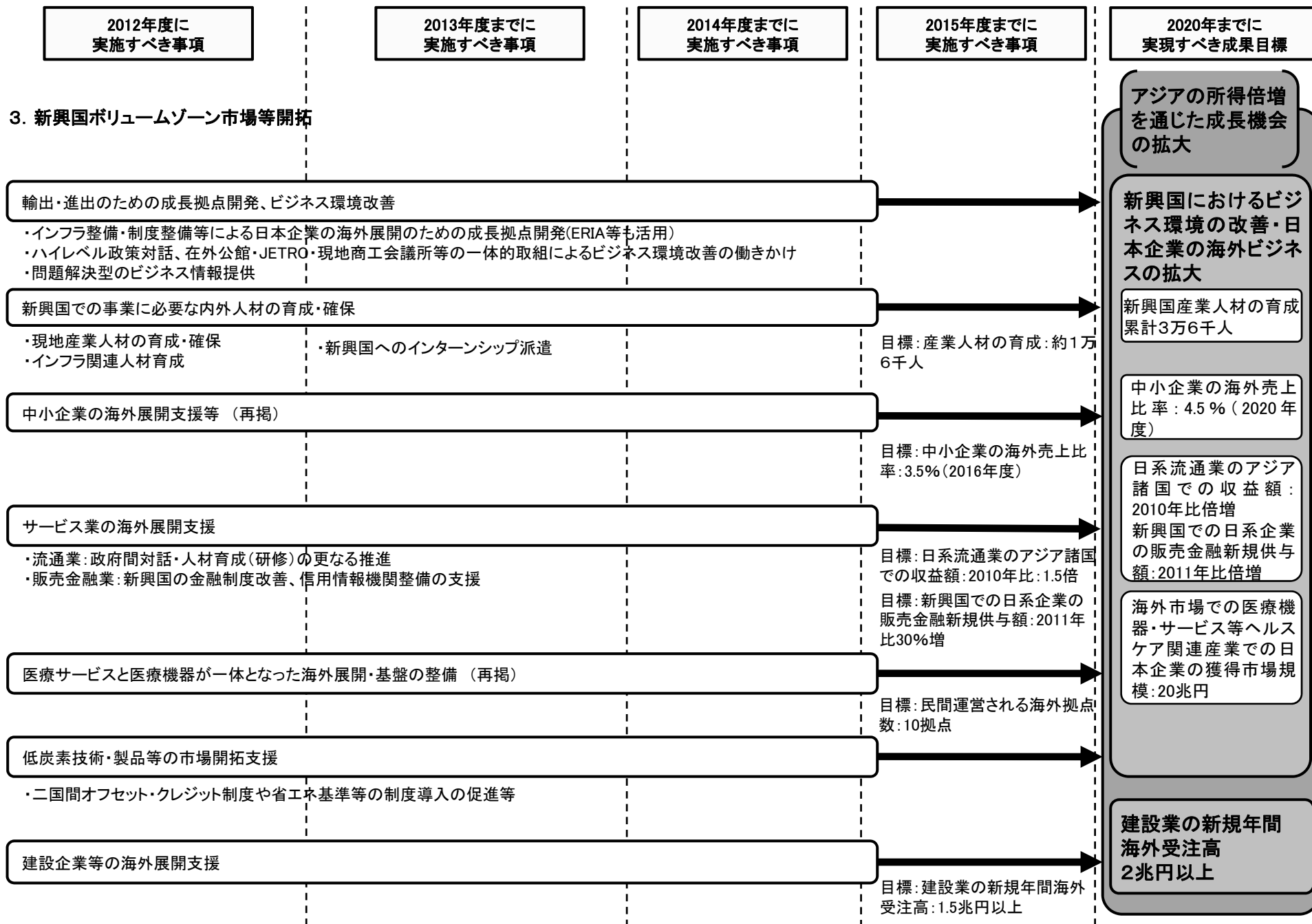
(1) V 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み ～ アジア太平洋経済戦略 ～



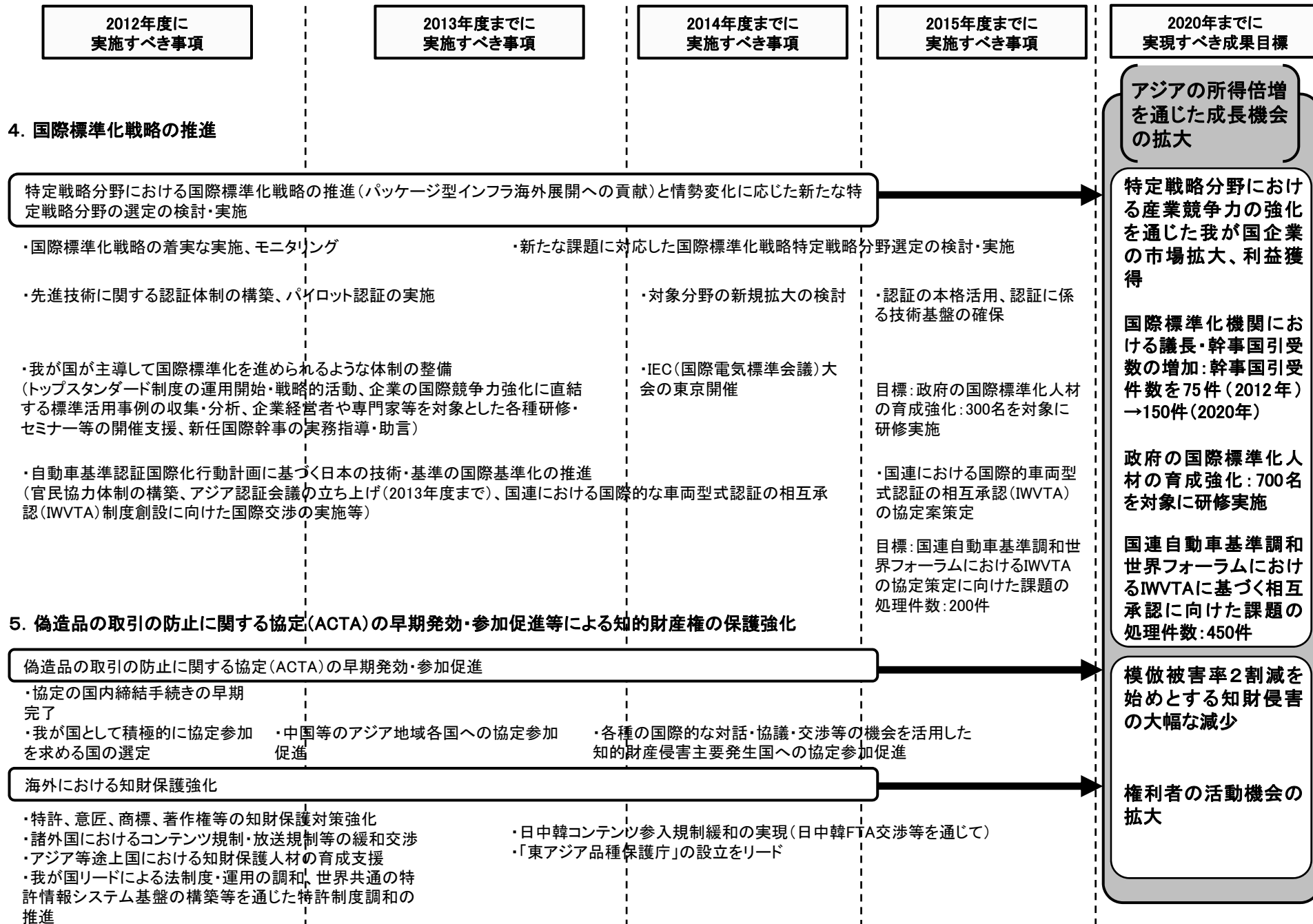
(1) V 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み ～ アジア太平洋経済戦略 ～



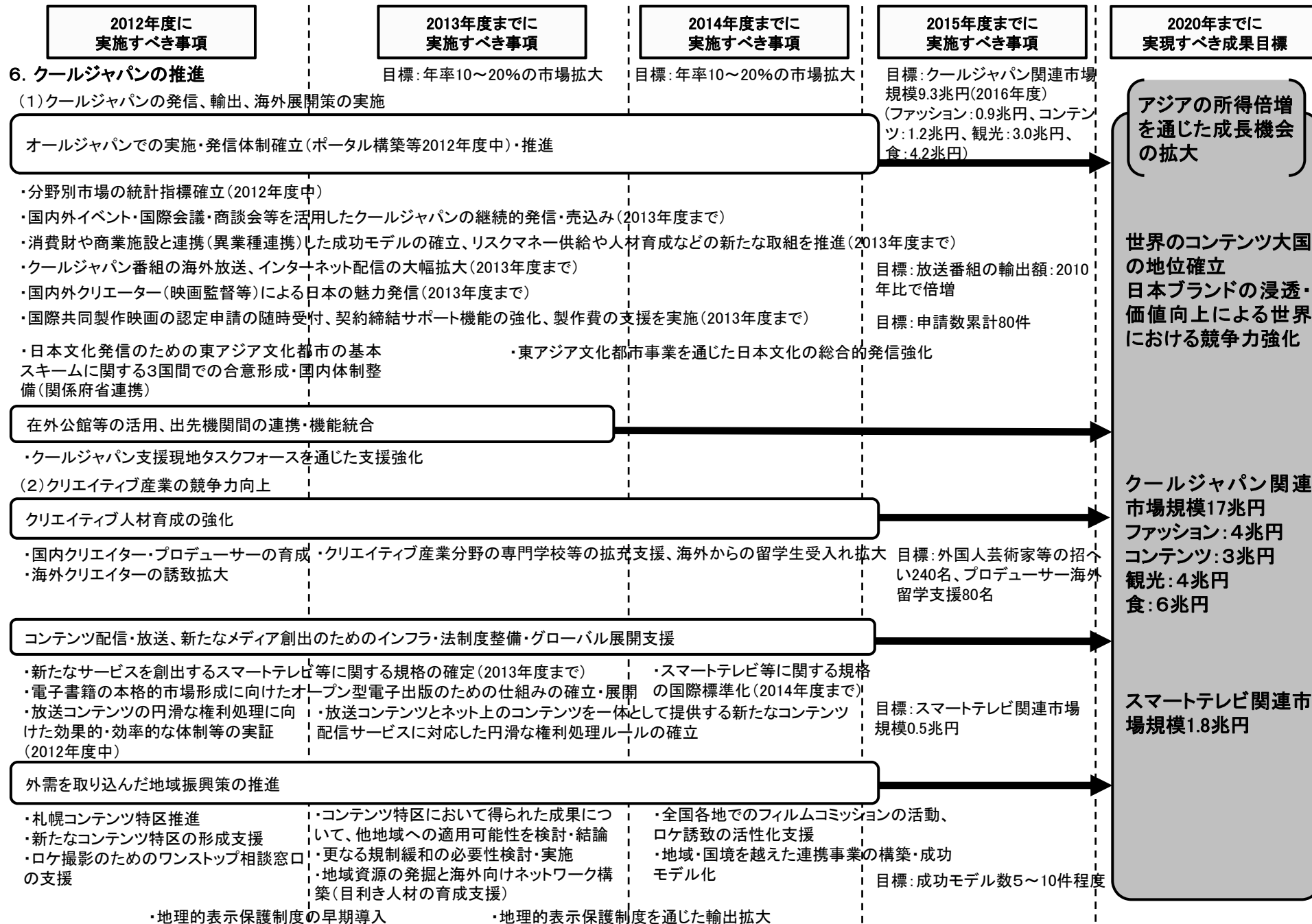
(1) V 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み ～ アジア太平洋経済戦略 ～



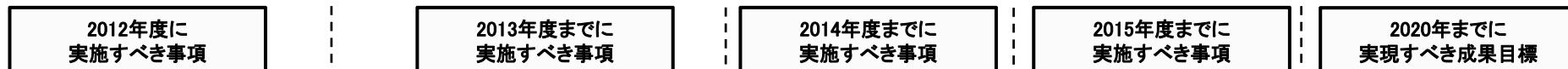
(1) V 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み ～ アジア太平洋経済戦略 ～



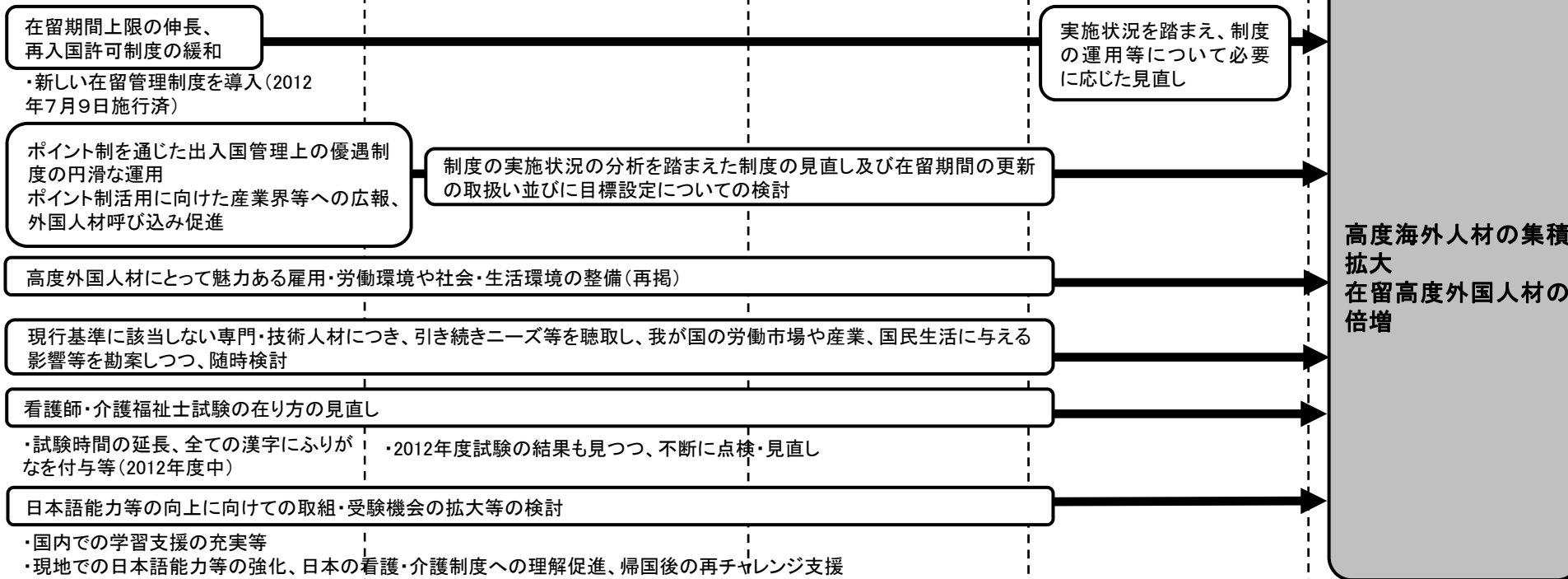
(1) V 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み ～ アジア太平洋経済戦略 ～



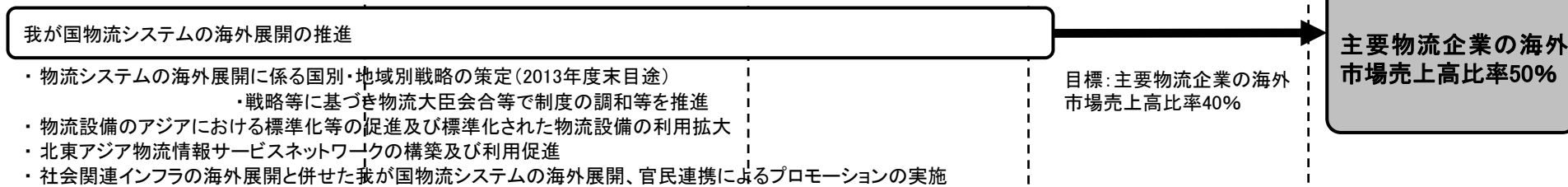
(1) V 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み ～ アジア太平洋経済戦略 ～



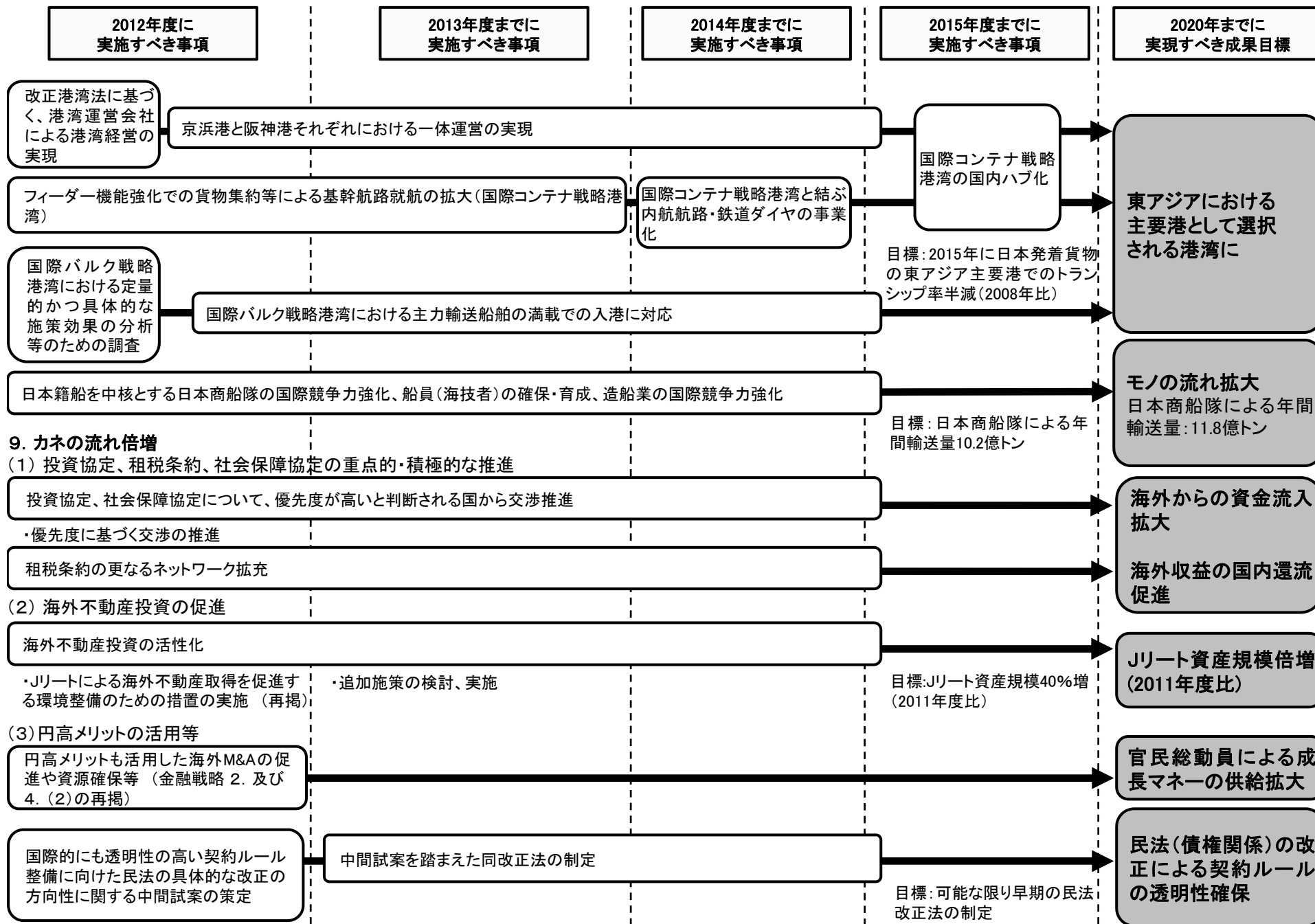
7. ヒトの流れ倍増



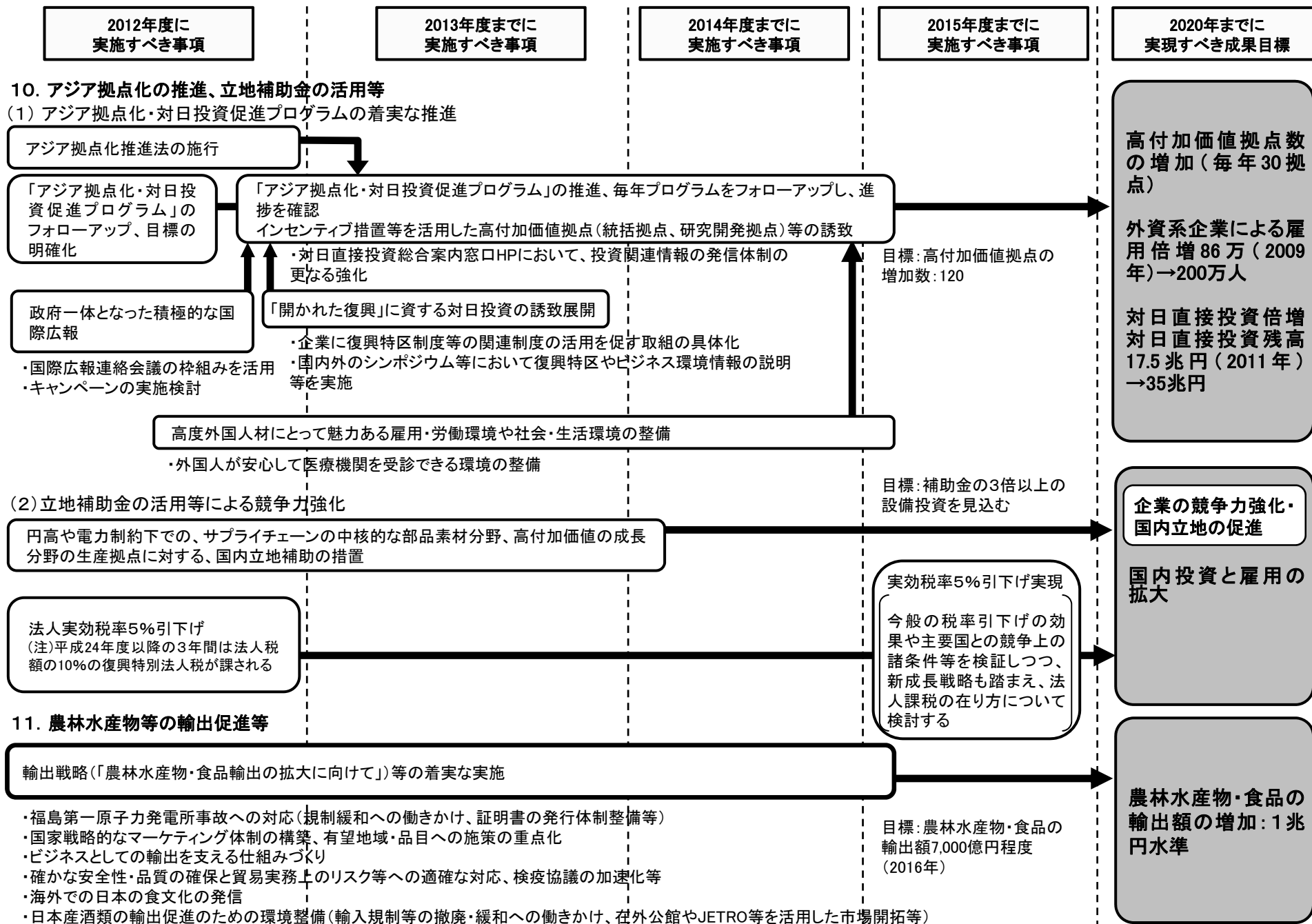
8. モノの流れ倍増



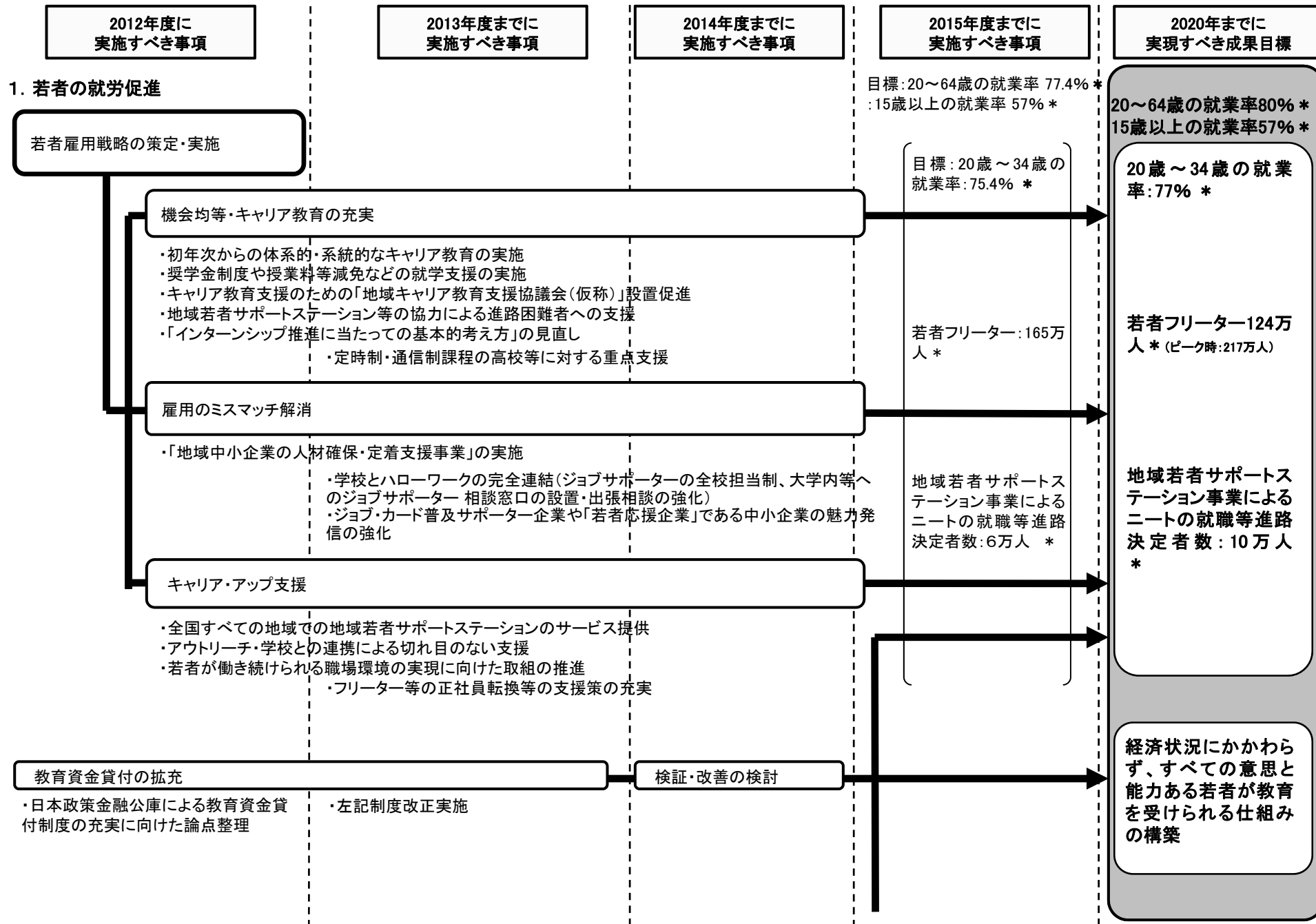
(1) V 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み ～ アジア太平洋経済戦略 ～



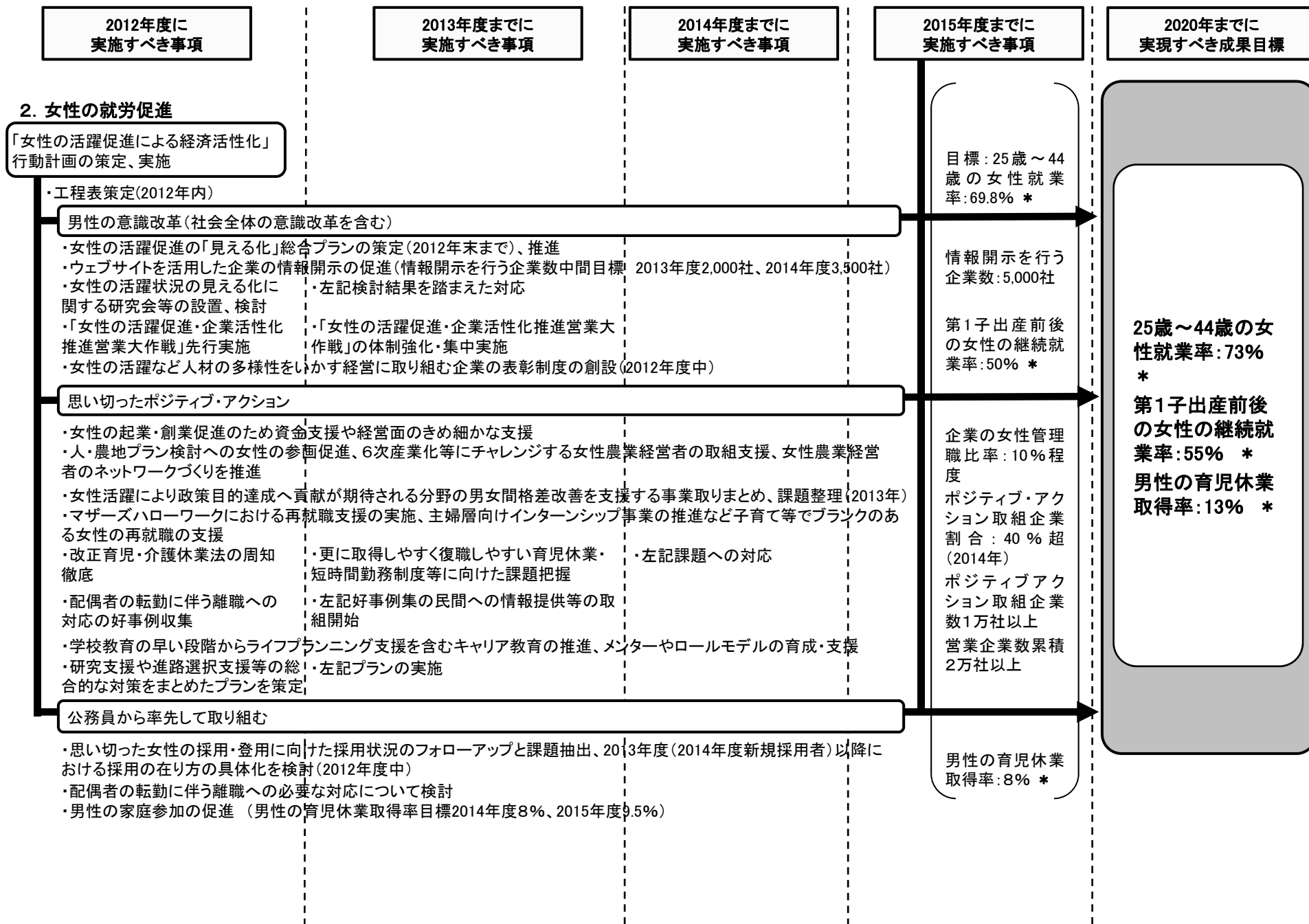
(1) V 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み ～ アジア太平洋経済戦略 ～



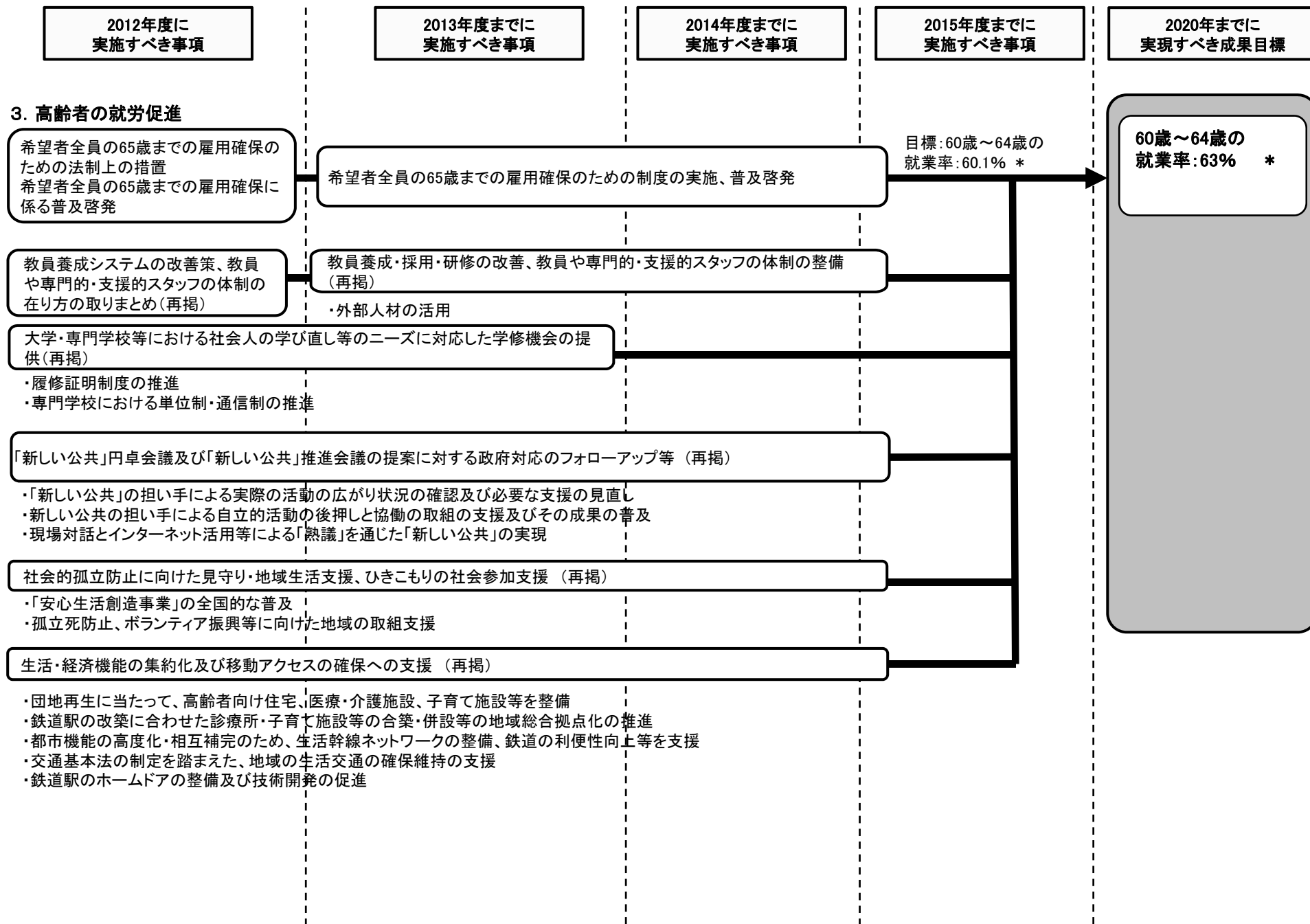
(2) I すべての人々のための社会・生活基盤の構築 ～ 生活・雇用戦略 ～



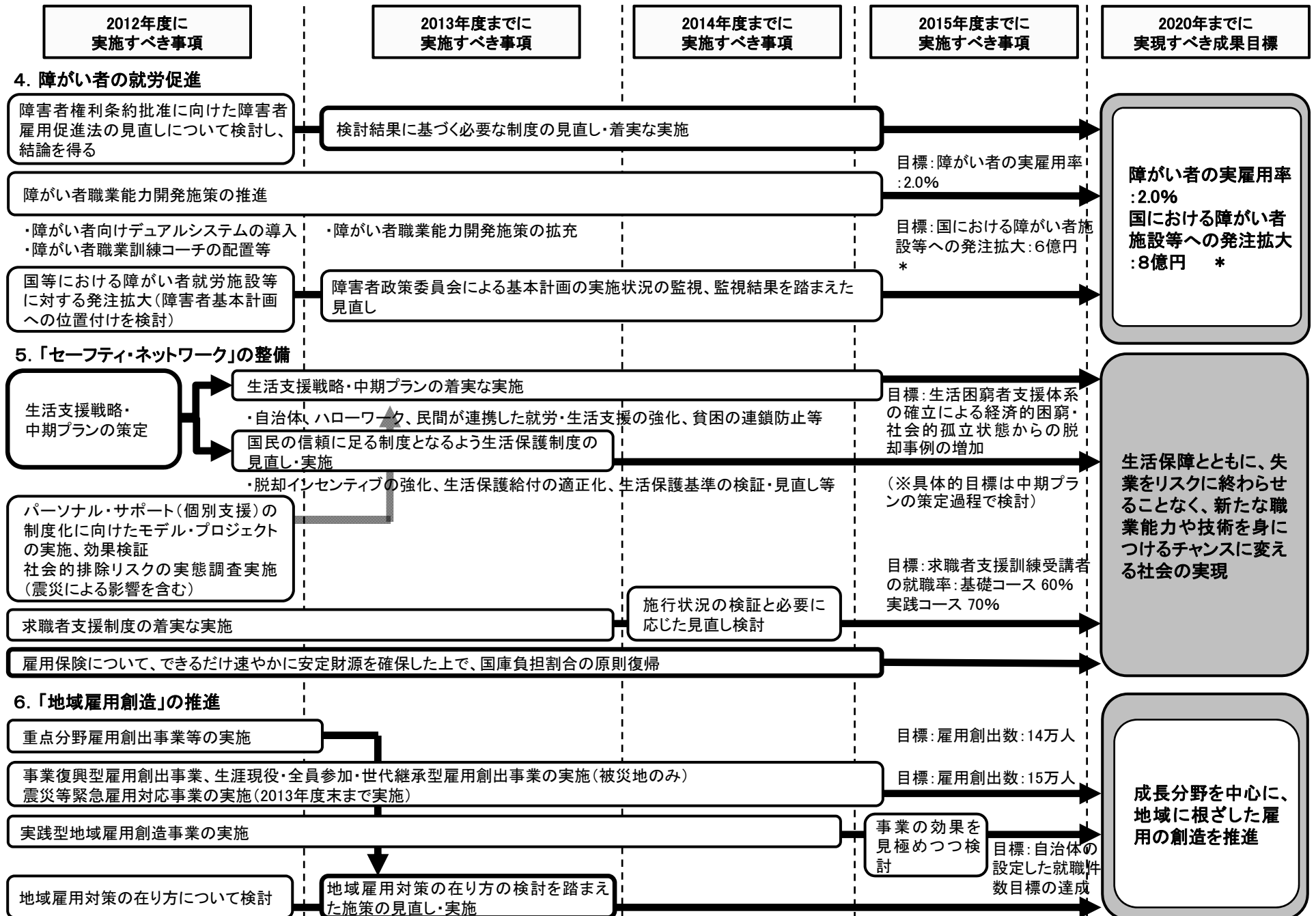
(2) I すべての人々のための社会・生活基盤の構築 ～ 生活・雇用戦略 ～



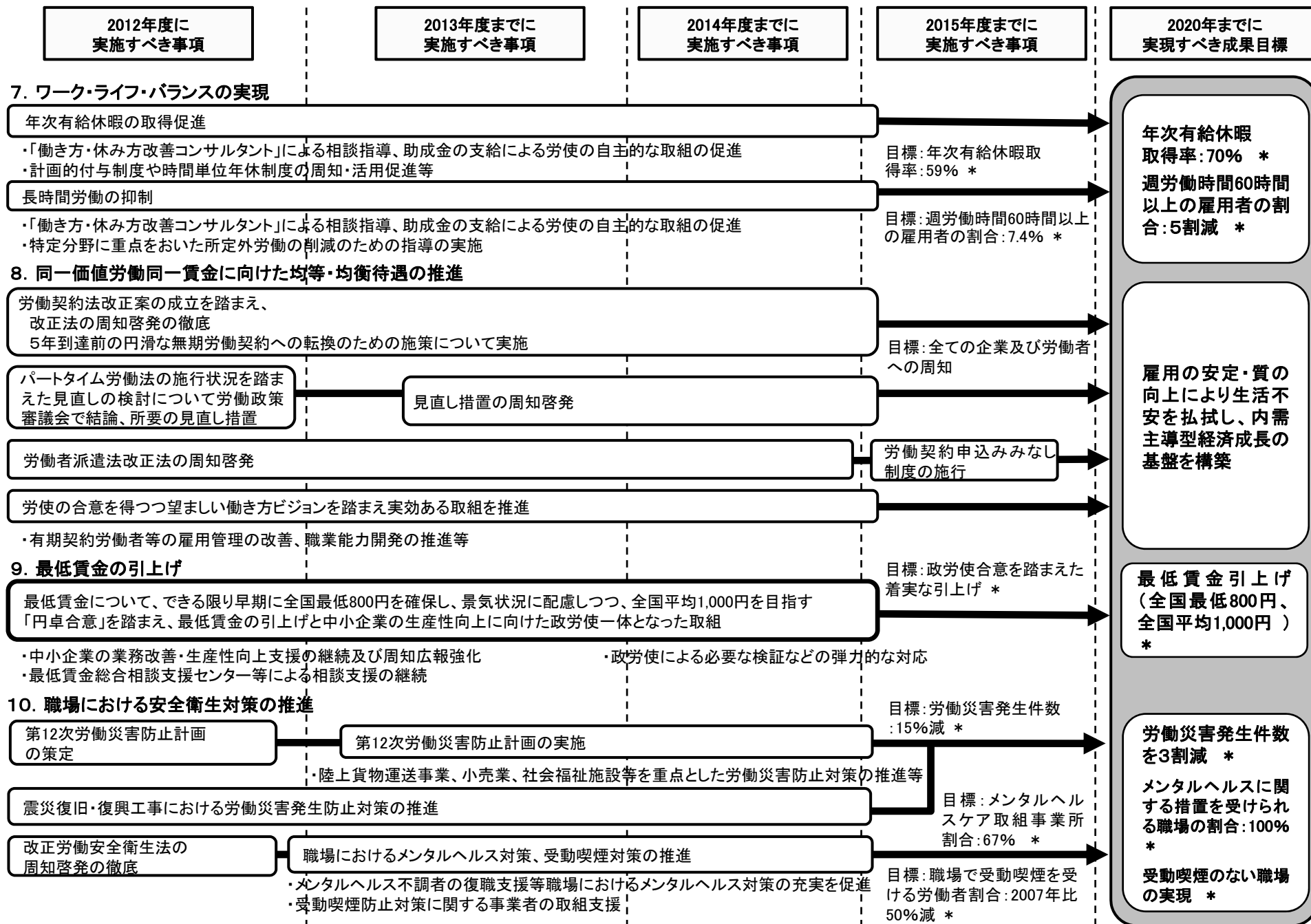
(2) I すべての人々のための社会・生活基盤の構築 ～ 生活・雇用戦略 ～



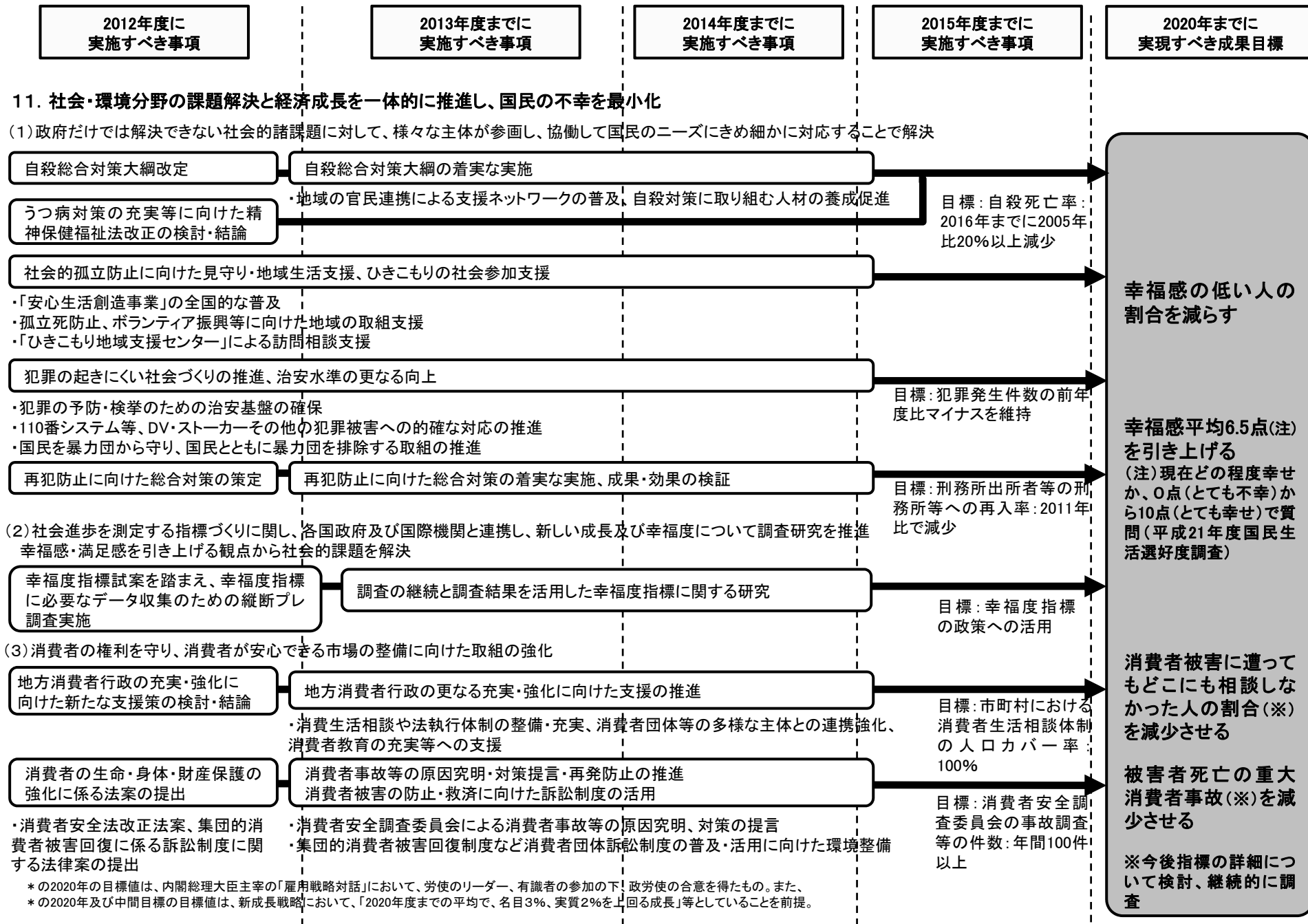
(2) I すべての人々のための社会・生活基盤の構築 ～ 生活・雇用戦略 ～



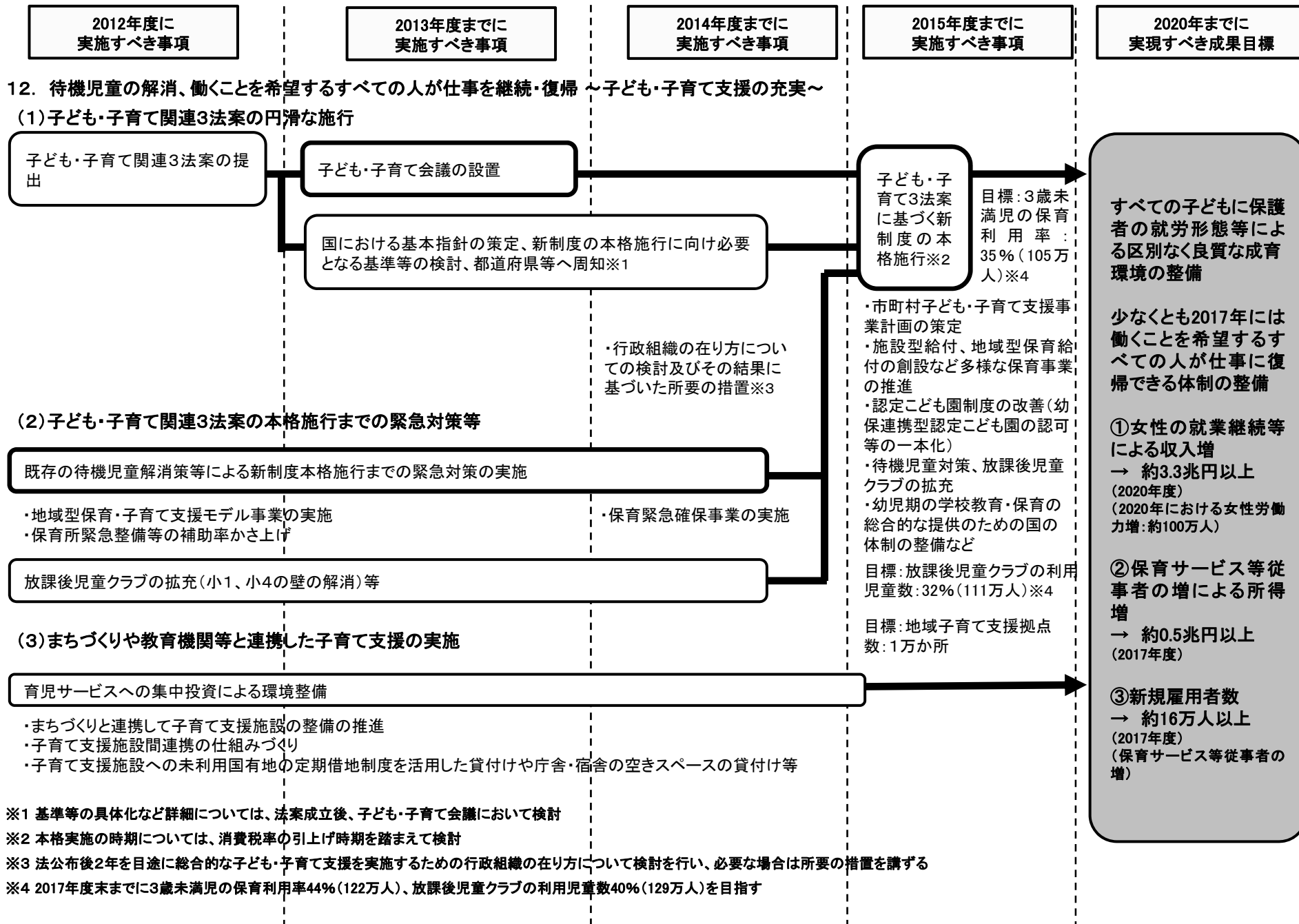
(2) I すべての人々のための社会・生活基盤の構築 ～ 生活・雇用戦略 ～



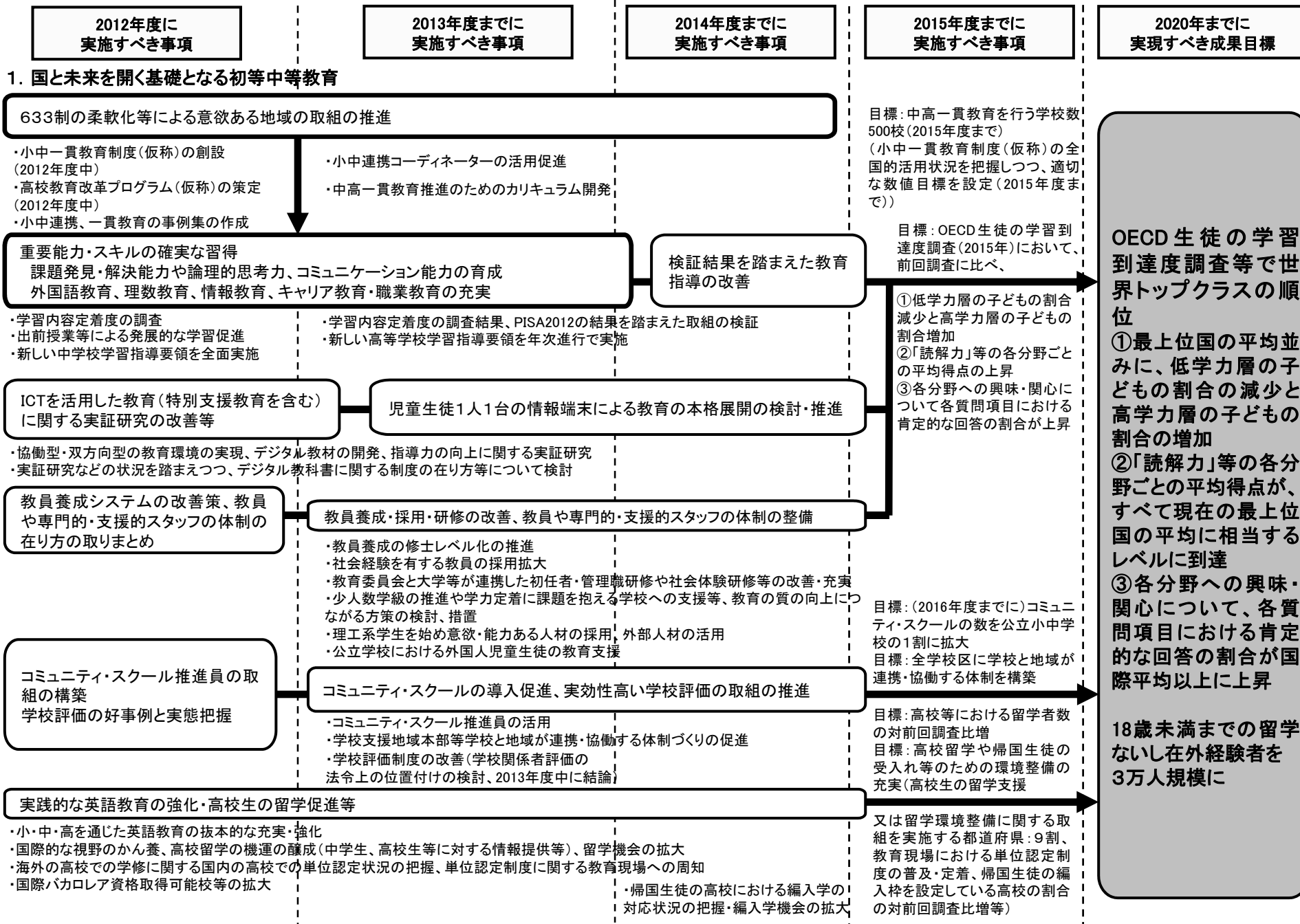
(2) I すべての人々のための社会・生活基盤の構築 ～ 生活・雇用戦略 ～



(2) I すべての人々のための社会・生活基盤の構築 ～ 生活・雇用戦略 ～



(2) II 我が国経済社会を支える人材の育成 ～ 人材育成戦略 ～



(2) II 我が国経済社会を支える人材の育成 ～ 人材育成戦略 ～

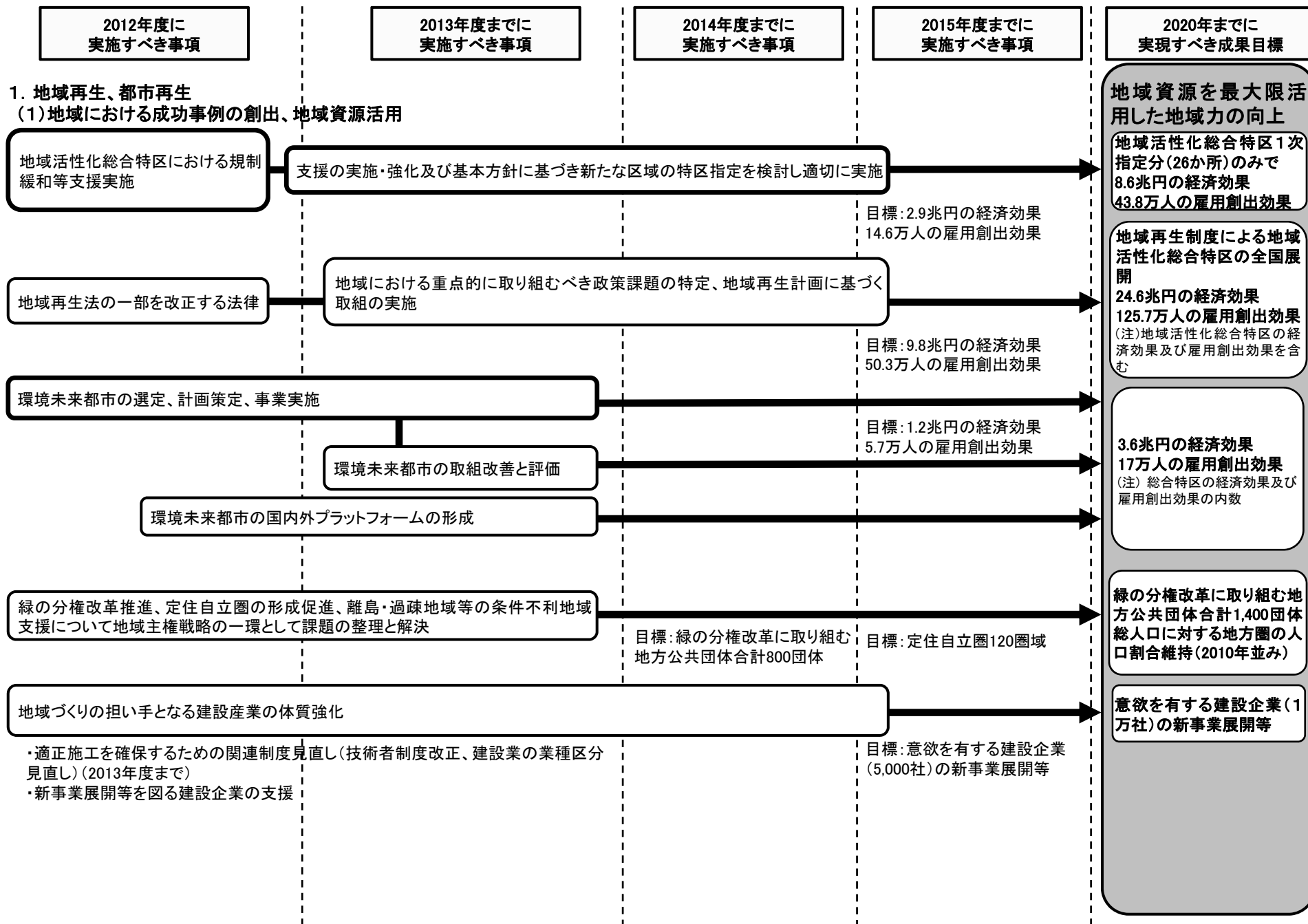


(2) II 我が国経済社会を支える人材の育成 ～人材育成戦略～

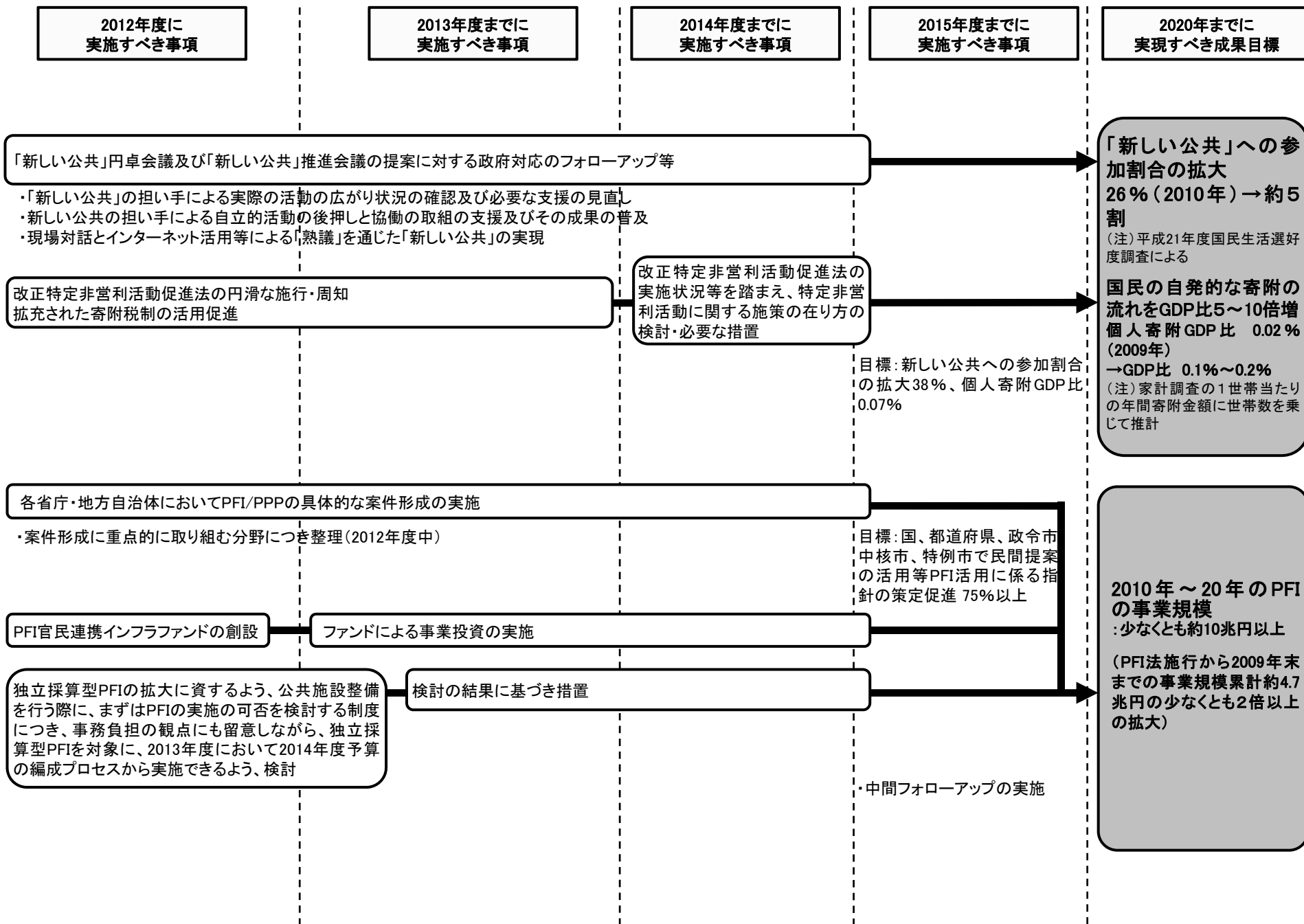


*の2020年の目標値は、内閣府大臣主宰の「雇用戦略対話」において、労使のリーダー、有識者の参加の下、政労使の合意を得たもの。また、*の2020年及び中間目標の目標値は、新成長戦略において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」としていることを前提。

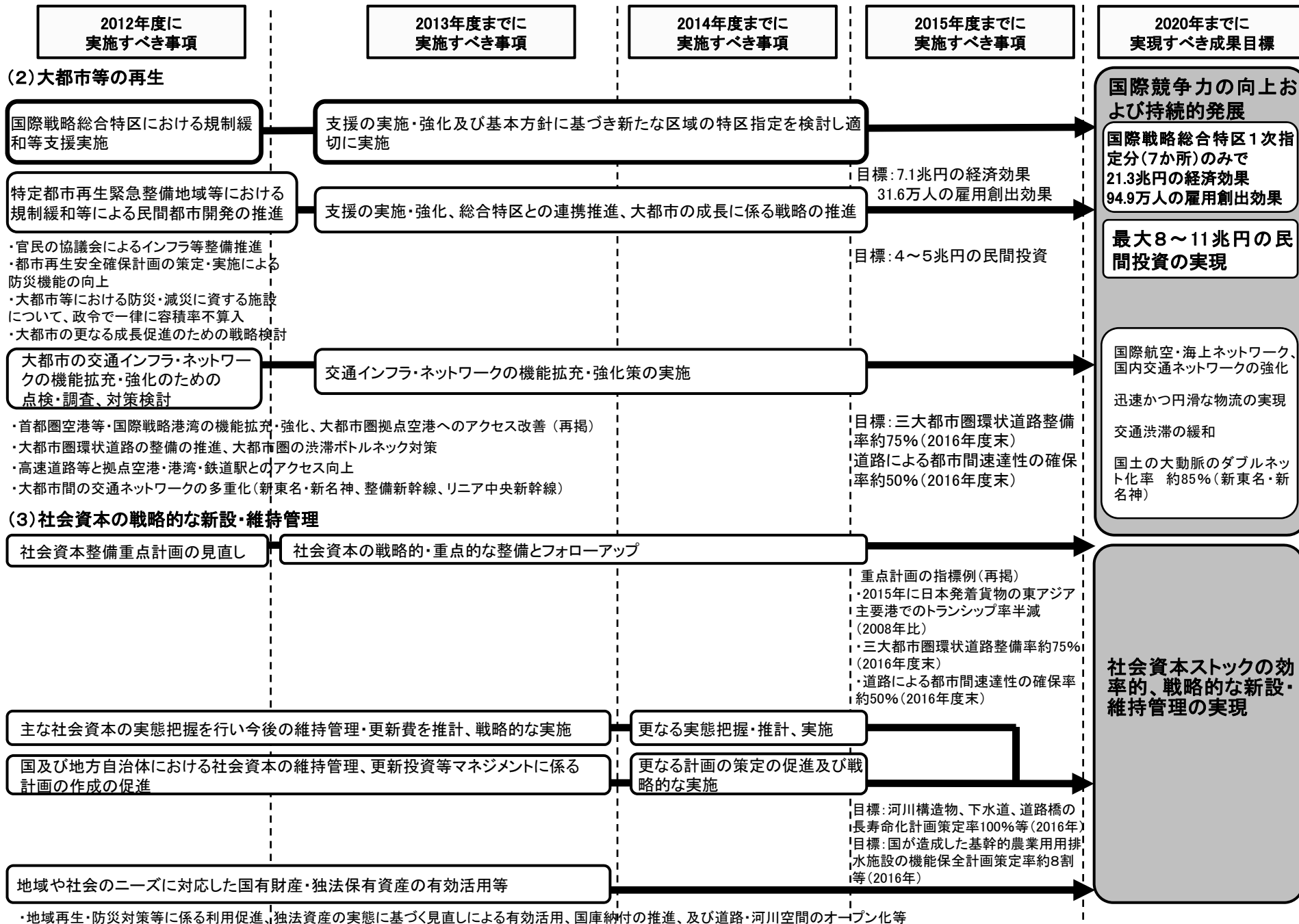
(2)Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ～ 国土・地域活力戦略 ～



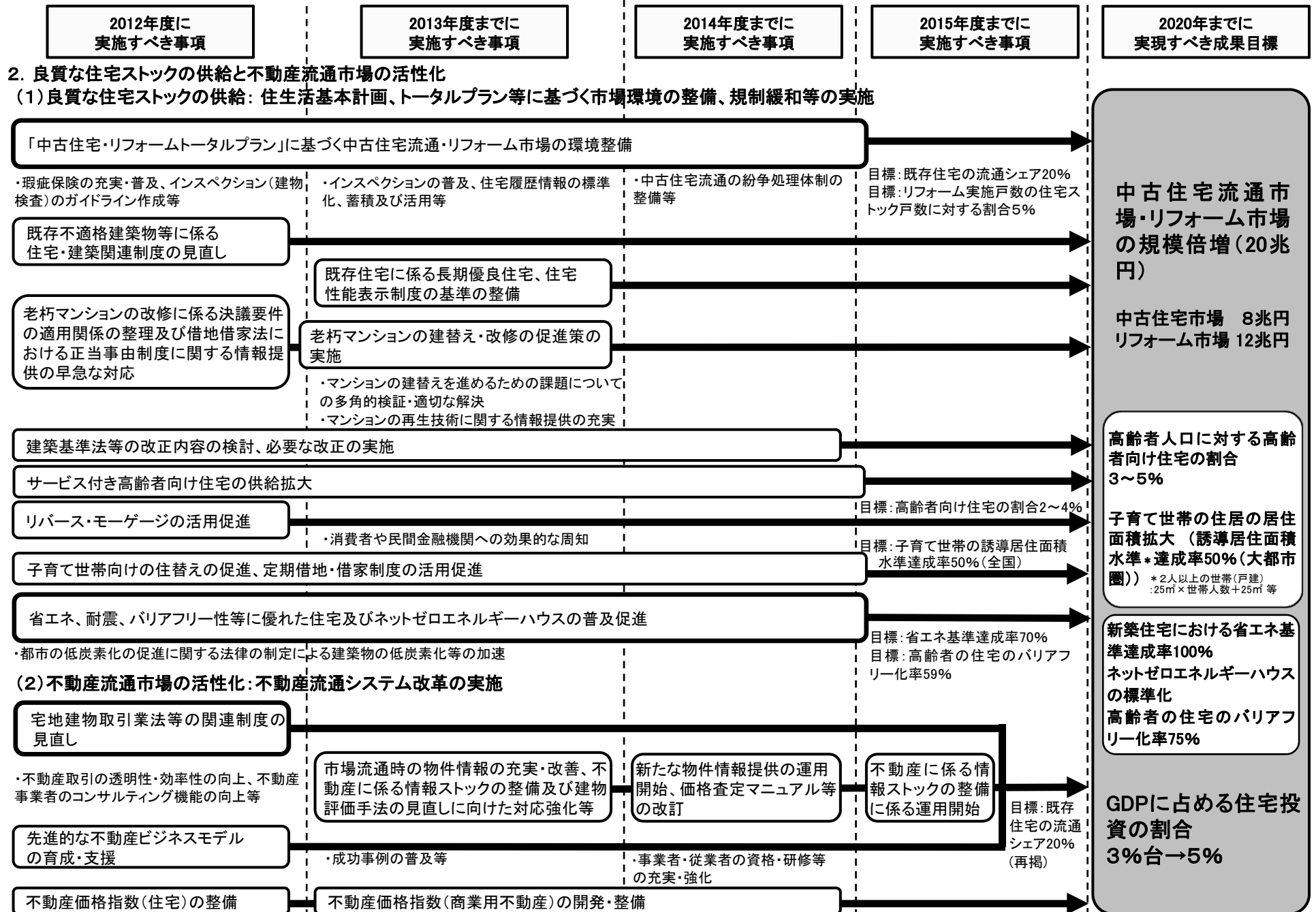
(2)Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ～ 国土・地域活力戦略 ～



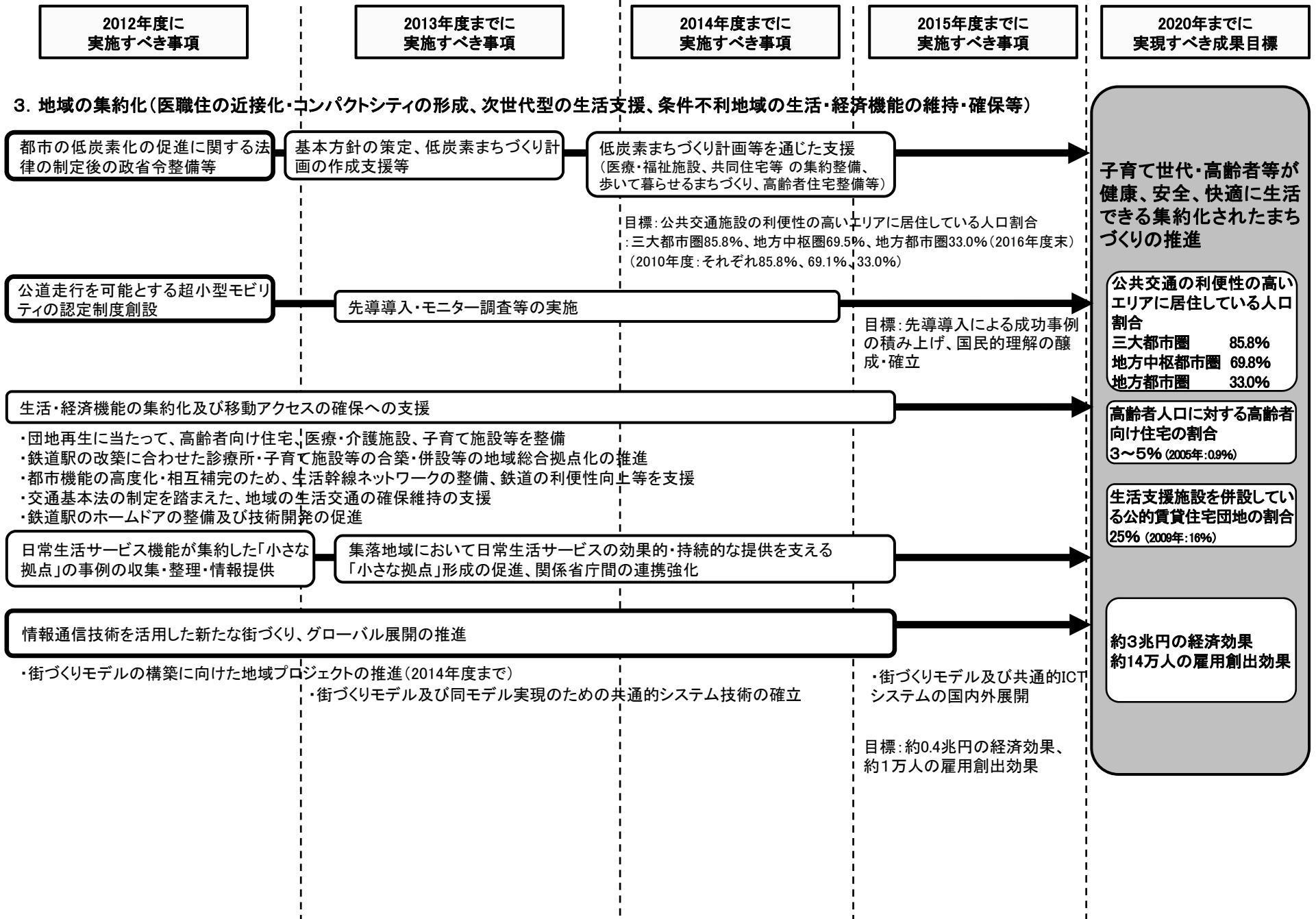
(2)Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ～ 国土・地域活力戦略 ～



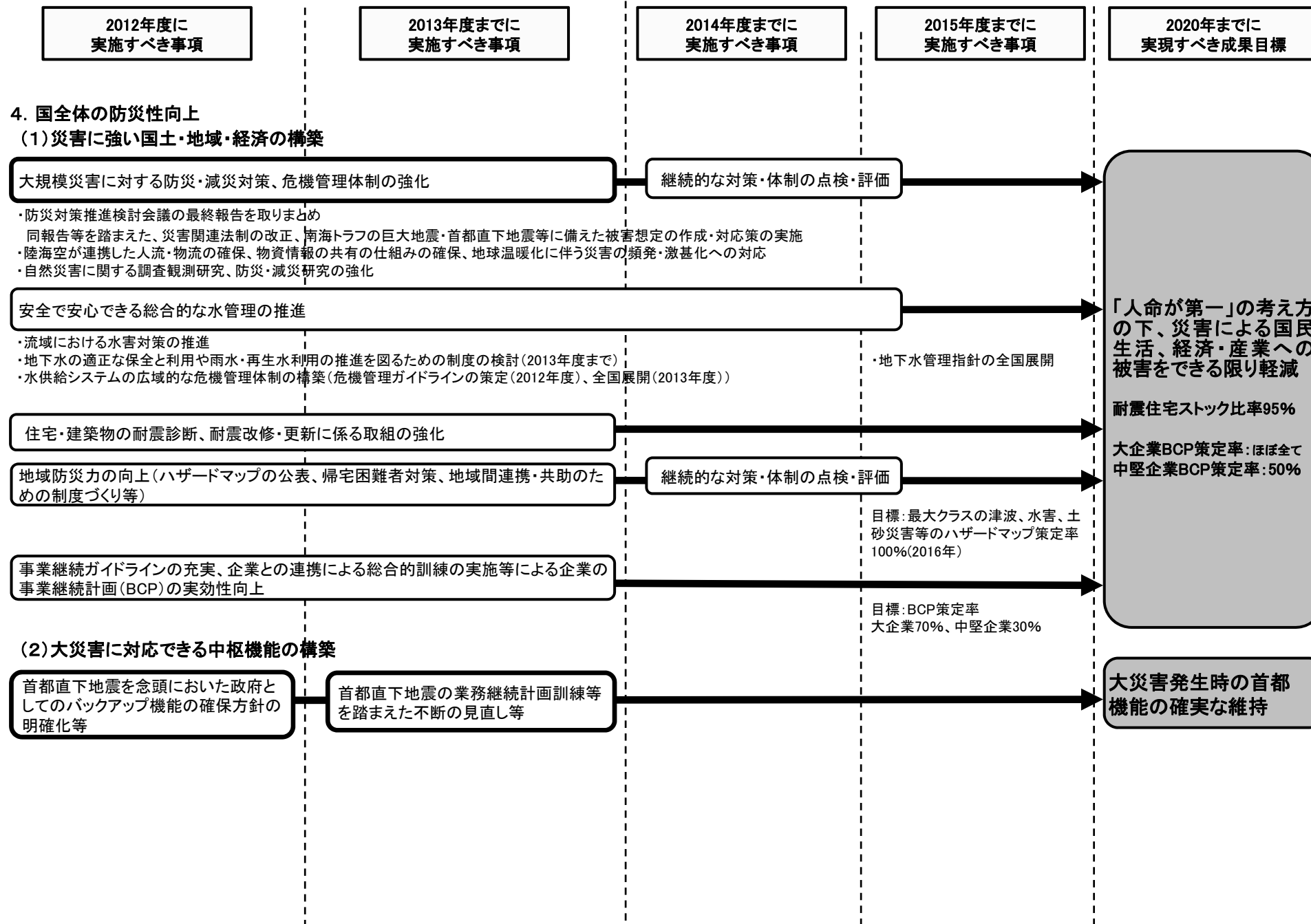
(2)Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ～ 国土・地域活力戦略 ～



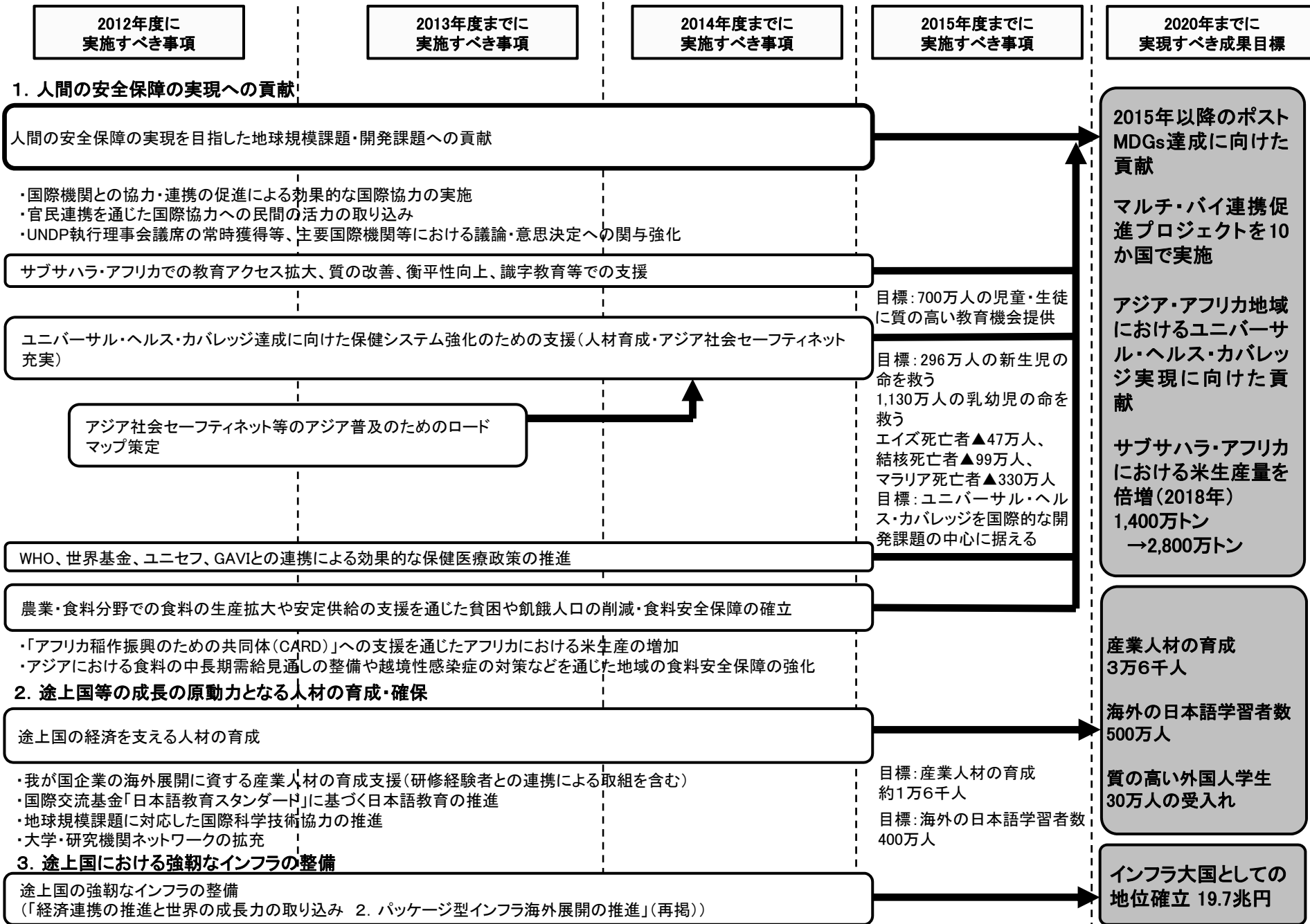
(2)Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ～ 国土・地域活力戦略 ～



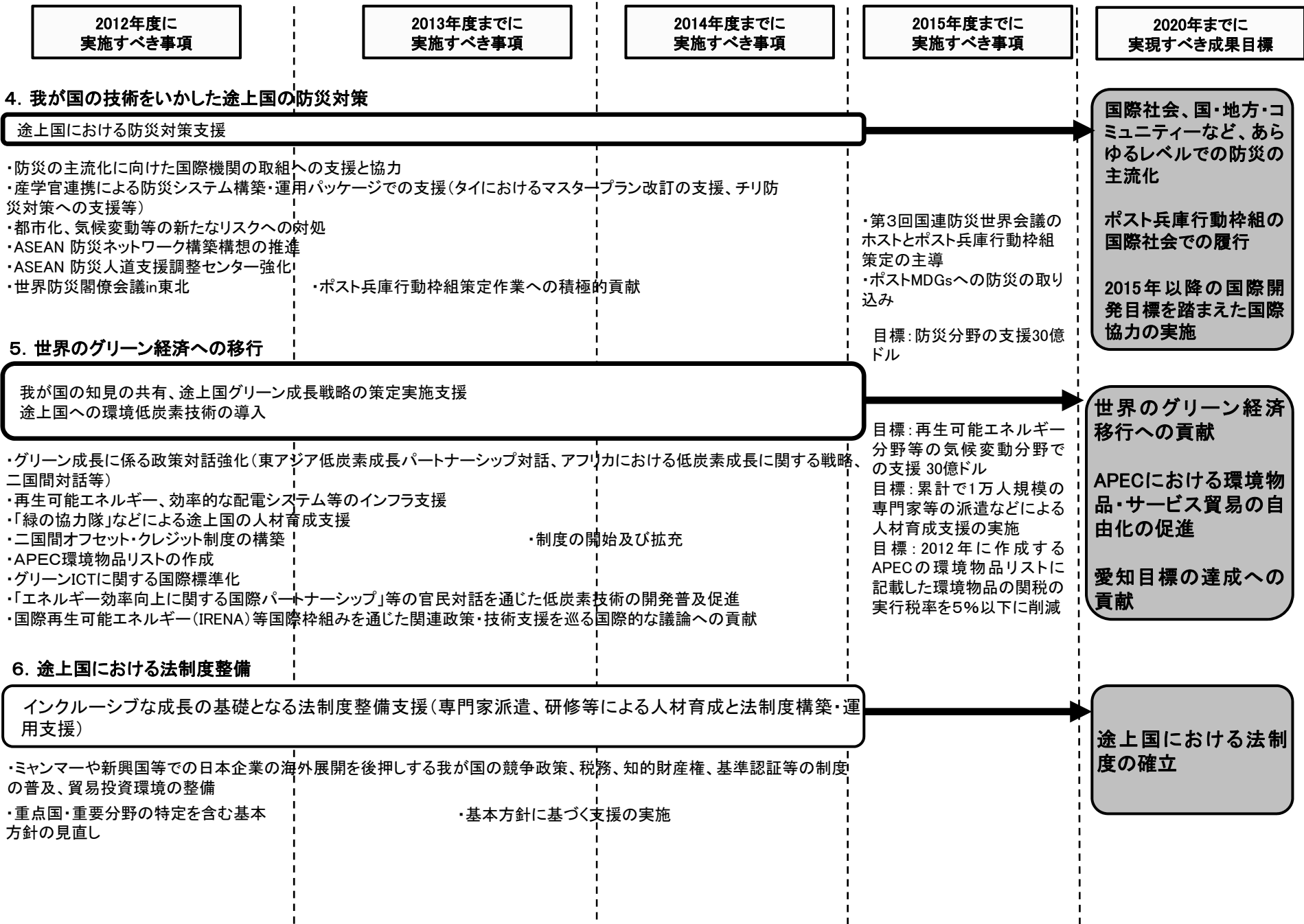
(2)Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ～ 国土・地域活力戦略 ～



(3) 世界における日本のプレゼンス(存在感)の強化



(3) 世界における日本のプレゼンス(存在感)の強化



(3) 世界における日本のプレゼンス(存在感)の強化

